

朝鮮の「白丁」身分の歴史的な分析

Historic Analysis of Paekjeong
in the Chosen Dynasty period

徐 知延 著

2010年度桃山学院大学大学院文学研究科学位論文

博士（比較文化学）文博甲第9号

目次

序	本稿の課題	1
第1章	「白丁」身分の成立	14
第1節	「白丁」身分の起源説	16
1	北方異民族説	16
2	杜門洞七二忠臣説	19
3	楊水尺起源説	20
第2節	「白丁」身分の成立	22
1	「白丁」身分の成立時期	24
2	「白丁」身分の社会的系譜	27
第2章	「白丁」身分の職業	43
第1節	柳器製造	43
第2節	屠畜・食肉販売	48
第3章	「白丁」身分の役務と負担	61
第1節	警備及び軍事動員	61
第2節	狩りのときの動員	68
第3節	柳器等の上納	69
第4章	「白丁」身分に対する差別	70
第1節	職業差別意識と差別	73
第2節	居住地に対する差別	80
第3節	結婚差別	83

第4節 教育における差別	83
第5節 日常生活面での差別	84
第5章 「白丁」身分の出身の林巨叱正の動き	85
おわりに——残された課題	104
附属資料	108
参考文献	126
参考史料	132

序 本稿の課題

朝鮮時代(1392～1910年)の「白丁(ペクチョン)」は、一定の役はなく柳器製造・屠畜業に従事していた。農業政策を根幹としていた朝鮮時代には、彼らの生業である屠畜業は「別種」または「異類」と名指され差別された。その原因の一つは、彼らが自分たちの生業(牧畜、狩猟、歌舞など)を守るための集団生活のなかで、国家との摩擦、略奪行為、強盗、放火、殺人などの社会問題を引き起こしたからである。それらは他の階層にもみられることだが、「白丁」ということで彼らは強盗の代名詞的な集団とみなされ、「白丁」身分という理由だけで強盗の犯人にされ、社会不安の元凶と認識されていた¹。

「白丁」という用語は高麗時代(913～1392年)から存在して、一般農民のある集団をあらわす呼称であった。朝鮮の治者たちは柳器製造や屠畜業などを生業とする才人(チェイン)・禾尺(ファチョク)集団を良民身分とするため、世宗5(1423)年10月に公式に「白丁」と改号した。王朝の施策は一般農民という意味で「白丁」と改称したのだが、それが結果的に差別階層を表す呼称となっていくた。

才人・禾尺の始まりは、高麗末に楊水尺(ヤンスチョク)といわれていた集団の子孫である。楊水尺から才人・禾尺、そして才人・禾尺から「白丁」身分になった人々は、社会的に差別される集団に変わった。朝鮮中・後期になると「白丁」身分は、「賤民」身分として認識され、厳しい差別を受けた²が、1894年の甲午改革³によって「賤民」制は法的には解

¹ 「且才人、白丁旅寓都下、因仍留住者頗有之。才人、白丁類皆寇盜、不可不區別。請刷還元居。傳曰才人、白丁不得雜處京都已有法、其考啓。捕盜將、令兵曹議啓。黃海道捕盜事、亦論監司。」成宗20(1489)年9月26日辛巳、『朝鮮王朝實錄』第11輯、519頁。(以下『朝鮮王朝實錄』は『實錄』と略す。)

なお漢文については「国史編纂委員会(국사편찬위원회、National History Compilation Committee)」の「朝鮮王朝實錄DB(THE ANNALS OF THE CHOSEN DYNASTY DB)」を参考にして、解読した。「国史編纂委員会」は、1948年大韓民国が政府を樹立した時に歴史編纂機構の重要性を認識して、大統領令第417号で1949年3月職制を改めて国史編纂委員会を作った。

² 車賤者「白丁社会の暗憊な生活狀況に舉論し衡平戦線の統一を促す」『開壁』巻5、7号、1924年7月39～45頁(「白丁社会의 暗울한生活狀況을 舉論하여 衡平戦線の 統一을 促함」『開壁』巻5、7号、1924年7月39～45頁)による。

³ 1894年(甲午の年)から96年にかけての朝鮮の内政改革。日本の干渉によって成立した金弘集政権の下で、国政事務と宮中事務の分離、科挙の廃止、銀本位制の採用、身分差別の撤廃などの改革が行われた。

消された。しかし、その後も旧「白丁」出身者に対する差別は強固に残り、近代になって差別を撤廃するために旧「白丁」出身者たちは1923年4月24日に衡平社を創立にした。

このような差別意識は現在にも偏見として残されている⁴。「白丁」身分の起源、職業、役務それらの個々の研究は少ないが、「白丁」に対する差別、差別意識の背景とその解明、「白丁」身分の闘い・抵抗についての総合的研究はほとんどない。韓国での朝鮮史研究は、王朝史中心になってしまい、観点と方法の偏りのため研究テーマが限定されている。特に被差別民史の場合はほとんど行われていない。朝鮮時代の代表的な賤民階層である「白丁」身分や「妓生」研究の場合、初歩的な語源分析と基礎史料の整理にとどまると言われている⁵。これは、賤民階層が最初から支配階層によって意図的に研究の価値を下げられたり、排除された結果であった⁶。

日本の場合、活発な近世賤民身分研究で被差別部落民の総体を解明しつつあり、差別意識を明らかにして、被差別部落民に対する差別の解消に貢献しようとしている。今後、韓国の被差別民史の発展のため、日本の近世賤民身分との比較史的分析が必要であろう。

朝鮮王朝初期の「白丁」に関する研究史をまとめると、以下のようである⁷。

⁴ 私は、現在韓国人の旧「白丁」出身者に対する意識状況について調査をした。2006年8月22日から9月30日まで、218名にアンケートを行った。まず、朝鮮時代の「賤民」階層である「白丁」身分に対しての質問を行い、「白丁」という言葉のイメージや結婚観に関する質問をした。全体的な分析は、徐知延・徐知伶「韓国における旧「白丁」に対する意識状況について」『月刊ヒューマンライツ』（解放出版社、2007年2月、28～41頁）を参照。

⁵ 朴鍾晟『白丁と妓生 - 朝鮮賤民史の二つの顔 -』ソウル大学校出版部、2003年、12頁。

⁶ 同上、4頁。

⁷ 朝鮮初期の「白丁」に関する研究には、次のような諸業績がある。今村軻「朝鮮の特殊部落」『朝鮮風俗集』斯道館、1914年。鮎貝房之進「楊水尺(ヤンスチョク)・水尺(スチョク)・禾尺(ファチョク)條」『雑攷』第6集、自費出版、1918年。金台俊「『白丁』의 史的考察」批判社『批判』4、3、1936年4月(『白丁』の史的考察『批判』4、3、批判社、1936年4月)。姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年。平木実「朝鮮後期奴婢制研究」知識産業社、明治図書、1984年。井上富貴「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」『現代世界の差別問題』明石書店、1985年。金永大『朝鮮の被差別民衆』部落解放研究所、1988年。文喆永「高麗末期朝鮮初白丁の身分と差役」『韓国史論』26、1991年。浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997年3月。李俊九「朝鮮後期白丁의 存在様相：大丘府西上面路下里白丁部落을 중심으로」大丘史学会、『大丘史学』53、1997年6月(「朝鮮後期白丁存在様相：大丘府上面路下里白丁部落中心」大丘史学会、『大丘史学』53、1997年6月)。李俊九「朝鮮前期白丁의 犯罪相과 齋民化施策」大丘史学会『大丘史学』6、大丘史学会、1998年12月(「朝鮮前期白丁犯罪相齋民化施策」大丘史学会『大丘史学』6、大丘史学会、1998年12月)。韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盗活動」『韓国史学報』第6号、1999年3月。金仲燮『衡平運動 - 朝鮮の被差別民・白丁その歴史とたたかい』部落解放・人権研究所 2003年。朴鍾晟『백정과 기생 - 조선천민사의 두얼굴 -』서울대학교 2003年(『白丁と妓生 - 朝鮮賤民史の二つの顔 -』ソウル大学校出版部、2003年)。梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』 - 『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分

鮎貝房之進の「楊水尺(ヤンスチョク)・水尺(スチョク)・禾尺(ファチョク)條」⁸では、楊水尺・水尺・禾尺などについて語源的な解説はしているが、『朝鮮王朝実録』を参考にしていないため、彼らの朝鮮時代の生活の実態を明らかにしていない。そして、才人は研究されていない。

姜萬吉は「鮮初白丁考」⁹で、『朝鮮王朝実録』に記載されている「白丁」の記事から、「白丁」は高麗末期までは一般農民層を指す意味で、朝鮮初期に下層賤民として転落したと述べ、「白丁」たちの起源は北方の遊牧民系だと述べている。「白丁」と改称される以前の高麗末期の才人・禾尺は流浪しながら柳器を製作し、狩猟・屠畜をしたが、彼らの屠畜の生活を重視して北方の遊牧民族系で異民族出身だと主張した。そして、才人の芸能や才人・禾尺が定着しなかった生活からの物乞い生活、しばしば盗賊となったことを明らかにした。さらに、彼らの生活、封建社会での彼らの位置、農耕社会への同化過程を解明している。しかし、姜萬吉の才人・禾尺の研究には次のような疑問が残る。第1に「白丁」身分の起源を北方の遊牧民族系で、「白丁」は異民族出身だと主張していて、朝鮮の一般農民と同化できなかったことは異民族としての自由奔放な生活のためだったと主張している点である。『朝鮮王朝実録』の記事を検討することによって、異民族出身であったと推論した。このような考え方からは朝鮮の「賤民」身分の形成に際しての国内基盤は全然なかったことになるだろう。

第2に、なぜ「白丁」が他の身分より差別されたのか、なぜ賤民身分のなかで一番低い身分になったのか、その背景に関して説明されていない点である。もちろん「白丁」の略奪行為や強盗が一般農民に対しては否定的な見方となって広がっていたのは当然のことだと考えられる。

文喆永は「高麗末期朝鮮初白丁の身分と差役(課役法)」¹⁰で、高麗末期と朝鮮初期との

制と差別』解放出版社、2004年。

⁸ 鮎貝房之進「楊水尺・水尺・禾尺條」『雑攷』第6集、自費出版、1918年。

⁹ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年。

¹⁰ 文喆永「高麗末・朝鮮初白丁の身分と差役」『ソウル言葉研究』26、ソウル大学校、1991年12月、

「白丁」の社会的位置付けと差別を比較検討して、高麗時代の「白丁」の本来の性格を追究している。文喆永氏は、才人・禾尺が改称された「新白丁」は、高麗時代以来の身分的概念である「白丁」の性格を継承するものではなく、新しい性格の身分が創出されたと論じている。そこでは、高麗時代の「白丁」と朝鮮時代の「白丁」を比較して相違点を強調している。また、「白丁」の起源は辺境の異民族流入と深く関連していて、朝鮮王朝は彼らを同化政策の対象とすべき集団としてとらえていたと論じ、遊牧民族としての活発な性格と自由奔放な生活から、農耕社会への適応はもちろん、朝鮮王朝時代の庶民たちとの宥和も順調ではなかったと強調している。

李俊九は「朝鮮前期白丁の犯罪相と齋民化施策」¹¹では、「白丁」たちの生活上の犯罪を検討して「白丁」の罪名とその行刑を検討した。「異類」または「別種」などとして扱われていた「白丁」たちは本来韓国の民族と違う出身で農業に従事せず、彼ら同士で居住して婚姻し、彼らだけの集団を成して流浪しながら丐乞、射獵、屠畜、柳器と皮物製造・販売などで自生しながら寒くひもじい時には窃盜、強盜を重要な生活手段として生きてきたと述べている。このような生活様式は、彼らの長い間続けていた生活習慣と劣悪な環境から始まったと説明している¹²。

韓嬉淑の「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盜活動」¹³では、「白丁」の身分的地位や牛馬に関わる犯罪問題と国家政策との関連を分析している。そこでは、農民化政策の失敗と牛馬の屠畜業の盛行、また彼らの強盜行為の様子とそれに対する処罰などを体系的に整理している。また、「白丁」は、職業のために賤視されたと韓嬉淑は理解している。韓嬉淑によると、「略奪行為、放火、強盜、殺人などの一般的な犯罪が多かったが、特に牛と馬を盗む白丁の集団的な群盜活動は社会問題になった。牛馬賊の活動が取りざたされたのは、当時、牛と馬を統制するのが重要だったからである。牛と馬は生産手段、交通手

59～90 頁。

¹¹ 李俊九「朝鮮前期白丁犯罪相齋民化施策」『大丘史学』56、大丘史学会、1998年12月103～140頁。

¹² 同上、104頁。

¹³ 韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盜活動」『韓国史学報』第6号、韓国史学会、1999年

段、そして食料として使われて、需要が増加して値段が上がることになった。そのため、牛馬を窃盗して生活し、肉を販売して生計を立てる集団が増えた。特に革靴の需要が増え皮の値段も上がり、白丁に転籍する者が増加すると同時に、牛馬賊も増加したと考えられる。また、農耕社会のなかでは、農業に従事せずに牛馬を屠畜することは、反社会的異集団行為と認識され、別類または異類として区別された。農民たちは彼らを同一の民族とは認識せず、差別しはじめた。白丁が差別されたのは、異民族出身だからというより、国家の基幹産業である農業をせずに、法律で禁止されている牛馬の屠畜業をしながら生活をする存在だったからである¹⁴と述べている。また、農民たちが自らと区別して賤視しようとした、性理的イデオロギーから差別がおこなわれたと考えられていること、差別意識が農民たちの性理的イデオロギーから出てきたことを論じている¹⁵。

そして、柳器製造に従事している才人・禾尺などの「柳白丁(コリベクチョン)」は社会的に問題にならなかったが、屠畜業に従事している「白丁」が問題になった。「柳白丁」の場合、自分自身の技術を利用して物を作り、これを税金として国家に捧げながら集団生活をしたと考えられる。このような生活は、雑役を担当した他の集団の者と比較して特別とは言えない。問題になるのは屠畜業に従事している「宰殺白丁」集団の場合であると指摘している。つまり、職業のために賤視されたと韓嬉淑は理解している。

梁永厚の「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』—『経国大典』を基に」¹⁶では、『経国大典』を基に「白丁」部落や生活について分析している。『経国大典』は15世紀の半ばに編集された朝鮮王朝初期の諸法令集成で、その「才白丁団聚」条¹⁷を分析して、「白丁」の起源は、在来の被差別民である才人・禾尺の伝統的な生業と漂泊生活を抑え、定住と混住を強

3月、271～305頁。

¹⁴ 同上、300頁。

¹⁵ 同上、304頁。

¹⁶ 梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』—『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004年、79～101頁。

¹⁷ 【才白丁団聚】「京・外才人・白丁盡刷、分保各坊各村、成籍、有職及安業居生者不在此限、本曹漢城府・本部、本道・本邑、各藏一件、毎年考其生産・物故・逃亡、啓聞、置簿。逃亡者、依徒・流・付處人逃亡例論」『朝鮮王朝法典集』景仁文化社、1972年10月、476頁。

いた施策によると論じている。そして、この法令は「白丁」に対して日常の生活様式までも制限し、「白丁」部落形成の画期となったと述べている¹⁸。

井上富貴の「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」¹⁹では、鮎貝の論文や『朝鮮王朝実録』、韓国における「白丁」の研究を参考にし、彼らの系譜と高麗末の身分状況を分析して、朝鮮初期に入ってから農村の「白丁」・都市の「白丁」について追求した。

浜中昇は「高麗末期・朝鮮初期の禾尺・才人」²⁰において、『朝鮮王朝実録』などの記録に書かれている才人・禾尺の様々な名称を整理し、名称変遷の意味を考察した。そして禾尺・才人それぞれの生業を究明し、史書に比較的多く登場する時期が高麗末期から中宗朝までであることも考察した。禾尺は高麗時代には「楊水尺」²¹、高麗末期になると「水尺」、朝鮮王朝時代になって「禾尺」と記されたという²²。

また才人という呼称は高麗以来変わらないと述べている。才人・禾尺を北方から朝鮮半島に流入した遊牧民系統の異民族出身として把握した姜萬吉の研究に対して「才人・禾尺が牧畜に従事していたという形跡はないので、彼らを遊牧民系統とするのは適当ではないのであろう。また、朝鮮半島において恐らく才人・禾尺は、高麗時代以前から彼らに固有の生業に従事してきたのであるから、彼らを異民族出身とみなす必要もない」²³と、述べている。「白丁」の起源に関しては、才人・禾尺は、世宗 5(1423)年に国家による彼らの同化政策の一環として「白丁」とされた、しかし官吏らはしばしば「新白丁」と呼んでいた

¹⁸ 梁永厚前掲論文、80～84頁。

¹⁹ 井上富貴「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」『現代世界の差別問題』明石書店、1985年、11～46頁。

²⁰ 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997年3月、47～72頁。

²¹ 『高麗史』には「禾尺即楊水尺」と書かれている。『譯註高麗史第(世家四)』東亜大学校出版社、列傳卷第47(高麗史卷134)辛禡2(1376年)、174頁。

²² 浜中昇前掲論文、50頁。浜中氏によると、「楊水尺」の「楊」は柳器製作に由来するが、「水」は何を意味するのかわからない。「楊水尺」から「水尺」への表記法の変化は柳器製作者が高麗末期に牛馬の屠畜をも行なうようになったことと関連するのではないかと、みている。そして「水尺」は「水尺」も「禾尺(訓がSU)」も音に変わりはなかったことから何か具合悪い表記とみなされ、「水尺」が「禾尺」になったと推測している。才人・禾尺は、1423年に「白丁」と改号されるので「白丁」身分の起源に関する部分は究明されているが、その変遷である「楊水尺」→「水尺」→「禾尺」の具合悪い表記で「水尺」が「禾尺」になったという事情説明は不十分だと考える。

²³ 同上、63頁。

としている²⁴。

「新白丁」は、世宗 6 (1424) 年から出てくるが、世宗 30 (1448) 年 4 月 9 日によると「歲甲辰、改號新白丁、給田籍軍、許令平民相婚、以安生業。然立法以後、未聞平民之婚白丁、白丁之嫁平民、而服田力穡者也。」と、「甲辰の年 (1424 年)、新白丁と改号す」と正式に「白丁」は「新白丁」となったので、官吏らが「新白丁」と呼んだという浜中昇の主張は誤りである。

このような関係諸論文では、「白丁」は高麗末期までは農民層を指す普遍的な平民身分だったのが朝鮮時代では差別された下層「賤民」に転落した変化の過程は明らかにしたが、「白丁」の起源や差別されたの原因を適切に追究したものは少ない。高麗末期から朝鮮初期に現れるいろいろな形態の身分の動揺や社会構造の変化のなかで、下層民の総合的研究はほとんどなかった。「賤民」階層は最初から支配階層によって排除され、意図的に研究の価値を下げられてしまったといえよう。

しかし、朴鍾晟の「白丁」の研究は、起源や差別された原因を歪曲なく追究したと考えられる。『白丁と妓生—朝鮮賤民史の二つの顔』²⁵では、従来の研究とは違う視角で、「白丁」について論じている。朴鍾晟は、朝鮮王朝時代の「賤民」階層史を中心に『朝鮮王朝実録』と、文学作品のなかに書かれている「白丁」と妓生(キーセン)について分析をしている。朴鍾晟の二つの考えをみってみる。一つは、「白丁」と妓生は王朝国家朝鮮の賤民を代表する職種で、「白丁」は男性賤職、妓生は女性賤職であると主張していることである。二つ目は、彼／彼女らの存在理由は別にあったと述べていることである。朝鮮身分制社会のなかで政治的に考案され、差別が歴史的、文化的に助長された結果として理解する必要がある。つまり、彼／彼女らがおかれた身分の形態は、王朝政治権力の意図的不平等の措置と無縁でなく、抑圧のメカニズムのなかで、もっとも閉鎖的で一方的な圧迫の対象とされたと考察している。しかし、差別の対象になった理由と「白丁」身分に対する差別意識の

²⁴ 同上、68 頁。

²⁵ 朴鍾晟『白丁と妓生—朝鮮賤民史の二つの顔—』ソウル大学校出版部、2003 年。

分析はできていなかった。

「白丁」の抵抗・闘いに関する研究は、林巨叱正(イムゴジルジョン)²⁶の乱の研究がある。林巨叱正は黄海道楊州牧「白丁」出身で、朝鮮時代三大盗賊²⁷とも呼ばれていた。林巨叱正に関しては、以下のような研究がある。

朝鮮時代の群盗研究に最も権威的な存在である韓嬉淑は、林巨叱正の乱について、「林巨叱正の乱は、当時朝鮮時代の全体を混乱させる事件であり、長い間人々の話題に上った。この事件について多くの人々が注目していて、林巨叱正を見ている視覚(殺人や盗みをよく働く残虐な盗賊林巨叱正、盗んだものを貧しい人々に配った義賊)は多様である。しかし時代的狀況をみると、林巨叱正の乱は、農村からやむを得ず流浪するしかなかった没落農民や小商人らが集団で盗賊団を作って、土地を拡大しながら社会・経済的矛盾の責任を農民たちに転嫁する功臣らに対して積極的に抵抗したともいえるだろう。また、この乱は農民の抵抗が発展する過程のなかで起きた、郡盗の形を借りた、最高の抵抗の形である。乱は、黄海道から京畿道・平安道・江原道に渡って行われ、朝鮮全体に影響を及ぼした賊乱である。」²⁸と主張している。

そして韓嬉淑は「身分差別を受けていた「白丁」・賤民たちが集まって盗賊となったのである。林巨叱正らの攻撃の対象は、両班であった。交通路・国家の品物の運搬路・商業の流通路などを集中的に攻撃した。しかし、この過程で農民たちの被害も少なくなかった。…腐敗した支配層には恐ろしい存在に、逼迫された民たちには正義のある英雄として思われていた。この二つのイメージは、歴史のアイロニーであろう。」²⁹と韓嬉淑は述べている。韓嬉淑だけではなく、他の歴史学者たちも社会的混乱期であった朝鮮中期に登場した盗賊林巨叱正を注目している³⁰。

²⁶ イムゴジルジョンであるが、林巨正(イムゴジョン・イムコッチョン)とも呼ばれている。研究者によって「林巨正・イムゴジョン・イムコッチョン」と異なっているが、筆者は、林巨叱正とする。

²⁷ 洪吉童(1440～不明、非嫡出子)、林巨叱正(不明～1562、「白丁」出身)、張吉山(不明、広大出身)

²⁸ 韓嬉淑「林巨叱正が乱を起こしたわけは」『明日を開く歴史』第5号、2001年5月、18～19頁。

²⁹ 韓嬉淑前掲論文、13～19頁。「朝鮮中期の貪官汚吏を籠絡した林巨叱正」『歴史批評15』1991年11月、331～337頁。

³⁰ 李正守「16世紀黄海道の米穀生産と商品流通：林巨叱正の乱と関連して」『釜大史学』第19輯、釜山

日本では波田野節子は「<林巨正>の「不連続性」と「未完成」について」³¹、「<林巨正>執筆第二期に見られる“ゆれ”について」³²を発表した。本稿の論点とは違うが、波田野節子は小説『林巨正』³³全体の執筆過程とその過程で利用した『朝鮮王朝実録』の記事を本格的に考察し、『朝鮮王朝実録』と小説『林巨正』との関係について分析している。波田野は、小説『林巨正』の新聞連載本と単行本を比較して、連載日や作品のなかでの時間の流れ、『朝鮮王朝実録』の記事との比較など、一目瞭然に分かるように整理した多様な表を作成した。波田野は「小説『林巨正』の前半部（鳳丹編、皮匠編、両班編）と後半部（義兄弟編①～③、火賊編①～④）に分けて、その間の期間を“不連続性”としてみる。そして“未完成”の原因はその“不連続性”にある」と述べている³⁴。

文学界では林巨叱正と碧初³⁵洪命憲(ホンミョンヒ)についての小説『林巨正』に関する研究³⁶が進んでいる。碧初洪命憲(1888年～1968年3月5日)は、1888年忠清北道の槐山で、

大学歴史会、1995年、259～289頁。「16世紀の盗賊の発生とその経済的な意味」『韓国史研究』92、韓国史研究会、1996年、69～107頁。李道男「朝鮮時代楊州地方史研究」建国大学大学院博士論文、2003年2月。

³¹ 波田野節子「<林巨正>の「不連続性」と「未完成」について」『朝鮮学報』第195輯、2005年4月、120～132頁。

³² 波田野節子「<林巨正>執筆第二期に見られる“ゆれ”について」『朝鮮学報』第199・200輯、2007年7月、197～202頁。

³³ 1928年11月～1940年10月まで『朝鮮日報』に連載、新聞の廃刊後の1940年『朝光』に最後の一話を発表するまで、12年間全1118話を連載した。新幹会幹部だった洪命憲は、抗日運動で留置場に行ったり、健康が悪化したりして、連載と中断を繰り返したが、1940年に完全に中断して、未完成で終わってしまった。2003年に小説『林巨正』（四季）全10冊が出版された。1鳳丹編、2皮匠編、3両班編、4義兄弟編①、5義兄弟編②、6義兄弟編③、7火賊編①、8火賊編②、9火賊編③、10火賊編④である。1の鳳丹編、2の皮匠編、3の両班編は、出身以外は架空のストーリーである。4～6までの義兄弟では重要登場人物である林巨正と徐林(ソリン)以外の人物は仮構の人物で、説話や外史、他の小説をモチーフにしている。7～10の火賊編は林巨正の火賊の結成ストーリーであって、1934年～1940年までの7年間執筆した。韓国文学史上歴史的な事実を大河的に書いた小説である。

³⁴ 姜玲珠「<林巨正>の創作過程と『朝鮮王朝実録』」『韓国現代文学研究』第20輯、2006年12月、14～16頁。

³⁵ 洪命憲の別名。

³⁶ 小説『林巨正』に関する研究は、次のようである。

韓国では林熒澤(イムヒョンテク)・姜玲珠編『碧初洪命憲の『林巨正』研究資料』四季出版社、1996年。(『벽초 홍명희와 『임격정』의 연구자료』사계절출판사、1996年)。林熒澤・姜玲珠『碧初洪命憲『林巨正』の再認識』四季出版社、1988年(임형택・강영주편『碧初洪命憲『林巨正』의 재조명』사계절출판사、1988年)。姜玲珠『碧初洪命憲研究』創作と批評社、1999年(『벽초 홍명희 연구』창작과 비평사、1999年)。

日本では、波田野節子の研究が多くある。「洪命憲の東京留学時代」『新潟大学言語文化研究』第6号、2000年。「洪命憲が東京で通った二つの学校」科研報告論文集『朝鮮近代文学者と日本』2002年。「獄中の豪傑たち——洪命憲と李光洙が東京で共有した世界——」『大谷森繁古稀記念朝鮮文学叢』白帝社、2002年。「동경 유학 시절의 홍명희」『충북작가』2003年秋号。『林巨正』の「不連続性」と「未完成」について『朝鮮学報』195輯、朝鮮学会、2005年4月、89～141頁。

豊山洪氏秋巒公派両班の長男として生まれた。名門両班出身の作家は洪命憲だけであり、非常に例外的な存在といえる³⁷。小説『林巨正』は、朝鮮時代の下層民の生活の生々しさ描写を通じて近代的リアリズム小説の典型を提示し「生きている最高の我が言語辞典」と称される程、土俗的の使用法に優れていた³⁸ので、文学界では活発に研究が行われている。

文学界で最も有名な研究者は姜玲珠である。姜玲珠は、1996年に林熒澤と『碧初洪命憲と林巨正の研究資料』（四季）を発表、1999年に『碧初洪命憲研究』（創作と批評社）を発表、2004年には『洪命憲の評伝』（四季）を発表した。

そして『朝鮮王朝実録』の林巨叱正の記事と小説『林巨正』を比較して、作家洪命憲はどのように『朝鮮王朝実録』を利用したのかについて研究論文「〈林巨正〉の創作過程と『朝鮮王朝実録』」を発表した。この論文で姜玲珠は「『明宗実録』には、林巨正一党の約3年間48件の活動関係の記事があり、主に朝廷で大臣らが報告した啓（報告文）と伝教（王が各官庁に送る文）、そしてその過程で行われた議論が記載されている。そのなかでは、実際に林巨正の名前が出てくる記事が何件もあり、彼の名前がなくても林巨正一党の仕業だと推測される記事は多数ある。……鳳丹編、皮匠編、両班編、義兄弟編の林巨正は、男らしくて火賊の大將になれるくらいの気質を持っている人物で、反抗的でありながら、一貫性のある愚直な性格を持っている人物として描かれている。しかし、火賊編の林巨正は、乱暴な指導者で部下を殺したり、妻のウンチョン（운중）に暴力を振ったりする人物として描かれている。小説のなかの林巨正の一党は、民のために闘う義賊ではなく、略奪行為を行い、彼らが裕福に暮らすことしか考えていない人物である」³⁹と述べている。

ところで、崔ユングは、林巨叱正は義賊ではなく、ただの暴力的な人物つまり小説『林巨正』と同様な盗賊に違いないと述べ、歴史学界の常識－林巨叱正義賊説を批判している。

少し長いが、崔ユングは韓嬉淑の研究に対して次のように述べている。

³⁷ 波田野節子「『林巨正』の「不連続性」と「未完成」について」『朝鮮学報』195輯、朝鮮学会、2005年4月、91～92頁。

³⁸ 金徳珍著者、藤井正昭訳者『年表で見る韓国の歴史』明石書店、2005年、308頁。

³⁹ 姜玲珠前掲論文、39～41頁。

「韓嬉淑は、林巨正の乱の研究の代表的な存在である。彼女は歴史研究者の立場から小説『林巨正』と『朝鮮王朝実録』の林巨叱正を丁寧に比較した。小説『林巨正』については、多くの史料を反映しようとしていたと韓嬉淑は述べた。また小説なかの歴史的人物や事件についても、記録が持っている客観性を生かして視覚的な形を作ったと分析している。……洪命憲について韓嬉淑は、歴史的人物や事件を歪曲していなかったと述べ、歴史的事実と歴史的想像力を一つの概念と関連して“正しい歴史意識”と“現実を正しくみることが出来る意識”を持っていると述べた。」⁴⁰と、崔ユングは韓嬉淑の研究⁴¹を整理した。この主張に対して崔ユングは「大衆たちと歴史学界が共有している義賊林巨正という誤解と偏見、つまり文学研究者たちには慣れている『常識』を文学以外の世界で間違っ
て知られている状況を正しく直すことを目的としている」⁴²と歴史学界での研究を批判している。

韓嬉淑だけではなく、他の歴史学者たちも社会的混乱期である朝鮮中期に登場した盗賊林巨叱正を注目して、歴史学立場から彼のことを鏡として参考にしようとしていると説明している。歴史学者たちは「当時、朝鮮王朝時代の状況をみると、林巨正の乱は農村から仕方なく、流浪するしかなかった没落農民や小商人らが集団で盗賊団を作って、土地を拡大しながら社会的・経済的矛盾の責任を農民たちに転嫁する功臣らに対して積極的に抵抗したともいえる。また、この乱は農民の抵抗が発展する過程のなかで起きた、郡盗の形を借りた、最高の抵抗の形である。黄海道から京畿道・平安道・江原道に渡って行われ、朝鮮全体に影響を及ぼした賊乱である。」⁴³と主張している。

しかし、崔ユングの主張に疑問が残る。まず、崔ユングは「『朝鮮王朝実録』と野史など

⁴⁰ 崔ユング「『林巨正』の義賊モチーフ」国民大学校大学院国語国文学科、2007年、28～31頁。

⁴¹ 韓嬉淑は「実際、林巨正が義賊だったのか、義賊ではなかったのかの問題は、事実を超えて、彼を時代が生んだ一つの歴史的な人物として受け入れることになっており、洪命憲は好きであろうが嫌いであろうが林巨正を義賊として理解される決定的な役割を果たした作家である」と述べている。韓嬉淑「洪命憲の『林巨正』のなかで受け入れている歴史事実の検討」『地域学論集』4、淑明女子大学校韓国学研究所、2004年、238～239頁。

⁴² 崔ユング前掲論文、33頁。

⁴³ 韓嬉淑「林巨正が乱を起こしたわけは」『明日を開く歴史』第5号、2001年5月、18～19頁。李正守「16世紀黄海道の米穀生産と商品流通：林巨正の乱と関連して」釜山大学歴史会学術誌論文、1995年。「16世紀の盗賊の発生とその経済的な意味」『韓国史研究』92、韓国史研究会、1996年。李道男「朝鮮時代楊州地方史研究」建国大学大学院博士論文、2004年2月。

の、林巨正の義賊行動については何も書かれていない」と断言している。だが、「京畿から海西に至るまで衙前（朝鮮王朝時代の地方官衙の吏属）たちは皆林巨正らと密かに内通していたので官衙で捉えようとしたら、その機密が漏洩しまった」や「京畿道・黄海道の周辺の吏民たちは林巨正と闇から闇まで葬っていたから、とらえようとしたら、すぐにその情報が林巨正に流れていた」⁴⁴という史料は多く存在する。『明宗実録』巻 26、15(1560)年 12月 1日(壬辰)の条には、「獷悍之魁、嘯聚齊民、遂成大黨、如獲首謀、則脅從可赦。況無辜之民、多有牽連、亦可矜惻。究察情迹、宜加撫恤。窮村之民、畏其報復、不能拒却、在所不免。輦轂之下、不畏國法、利其分財、容隱賊黨者、比比有之。令刑曹考閱、窮極推治、聳動聞見。至於外方容隱養賊者、令其道方伯、秘密訪問、依律痛治。」⁴⁵と書かれており、下線の部分は、林巨叱正の義賊の姿を示している。

韓嬉淑の主張について崔ユングは、「実際存在した林巨正は治者に対して本能的に抵抗をしたかも知れない。しかし、意識的な反乱者ではないように描いている小説林巨正のキャラクターが文学研究者たちには小説『林巨正』の限界としてよく言われていることを韓嬉淑は知らないことは確かだ」⁴⁶と批判している。つまり先に述べた韓嬉淑の「3年という長期間の林巨正の活動は農民層とのつながりがあったからこそできた」という主張に対して、崔ユングは「歴史の記録である『朝鮮王朝実録』と野史すべて林巨正の義賊の行動については何も書かれていない」⁴⁷と述べている。

私は先行研究を整理しながら、いくつかの疑問を持った。まず一つ目は、なぜ林巨叱正の乱や林巨叱正について論じるときにいつも「盗賊であるのか、義賊であるのか」というところから出発するのかということである。林巨叱正は、当時の3年間治者と闘った群盗の象徴であるが、現在は、大盗賊林巨正または義賊林巨正のように正反対のイメージとして評価されている。二つ目は、なぜ楊州「白丁」出身である林巨正が盗賊、または義賊に

⁴⁴ 韓嬉淑「林巨正が乱を起こしたわけは」『明日を開く歴史』第5号、2001年5月、15～16頁。

⁴⁵ 『実録』第20輯、572頁。下線は、引用者による。

⁴⁶ 崔ユング前掲論文、31頁。

⁴⁷ 同上、63頁。

なるしかなかったのか、その理由については明らかにされていないことである。また、3年間とらえられなかった理由も明らかにしていない。

以上、朝鮮王朝時代の「白丁」関係諸論文を検討した結果、「白丁」の起源、職業、役務についての個々の研究も不十分なものがあり、「白丁」の起源、「白丁」に対する差別、差別を支えてきた意識、「白丁」の抵抗・闘い等についての総合的な研究については、ほとんどなされていないことがわかった。

そこで、本稿では、「白丁」に関する総合的な解明を課題とした。

第1章では、「白丁」身分の成立について述べる。『高麗史』『高麗史節要』および『朝鮮王朝実録』などの史書の記事を検討して朝鮮初期の「白丁」の前身である才人・禾尺の生活状態を分析しながら「白丁」の起源について論じる。

第2章では、才人・禾尺の社会的系譜を継承した「白丁」の職業を検討するため、才人・禾尺の職業に関する『高麗史』・『高麗史節要』および『朝鮮王朝実録』などの史書の記事を確認、整理する。

第3章では、「白丁」に強制的に課せられた役務を検討する。

第4章では、『朝鮮王朝実録』などの史書や残された朝鮮時代の文学作品などに書かれている「白丁」の記録を分析し、彼らに対する差別処遇の記事を分析する。次にその差別を支えてきた賤視意識について論じる。

第5章では、『朝鮮王朝実録』の記事によって朝鮮後期に登場した「白丁」出身の林巨叱正の動きについて述べる。

第1章 「白丁」身分の成立

身分制度は一般的法制化され、各身分は世襲的に固定された。そして貴賤と上下の区別が設定され、身分集団は封鎖的・排他的な特徴をもった。

国家の時代区分に従ってみよう。農耕と青銅器文化を基に成立した最初の古代国家である古朝鮮⁴⁸では、支配層、被支配層、最下身分層の奴婢があった⁴⁹。B.C.2世紀ごろの夫餘（扶餘；紀元前2世紀～494年）の身分制度は、王の下に貴族出身の「四加（馬加、牛加、猪加、狗加）」、官吏の「大使（大使者、使者）」があった。その下に「下戸」と呼ばれた土着民があったが、「下戸」は牧畜と農業に従事し、貢納を強要されていた。そして咸興平野を中心にした咸鏡道海岸地方（北朝鮮、現在咸興市）には沃土があり、その南には東濊があった。この二つの国は、政治的発展が遅れたために王はいなく、各部族は君長により統率されていた⁵⁰。

古朝鮮の後、満州と朝鮮半島に小国が登場した。古代国家として発展した国は高句麗、百濟、新羅である。

高句麗（紀元前38～668年）は、三国のなかでもっとも早く国家の体制を整えた。王と王族である「桂婁部」が連合し、政治を主導した。太祖王により国の体制が整備され、広開土大王と長寿王のときには飛躍的に発展した。王の下に「大对盧（貴族）」、十余等級の官吏があった。

百濟（紀元前18～660年）は、王の下に土着の氏族共同体があつて、「解氏」・「燕氏」・「姦氏」などの八つの姓の貴族が支配していた。

新羅（紀元前57～935年）は、「聖骨」・「眞骨」の骨制と六頭品以下一頭品までの「頭品制度」の独特な身分制度があつた。「聖骨」・「眞骨」は王族であり、六頭品以下、四頭品ま

⁴⁸ 紀元前2333年ごろ檀君が建てた韓国最初の国家。紀元前108年中国の漢に滅ぼされた。

⁴⁹ 「八條禁法」に「他人のものを盗んだ者は奴婢にする」という規定があつた。

⁵⁰ 石渡延男監訳・三橋広夫共訳『入門韓国の歴史【新装版】—国定韓国中学校歴史教科書』明石書店、2001年、39頁。

では貴族であった。三頭品以下は平民層であり、官職担当は四頭品以上に限った。しかし王族及び貴族と平民の間に官職の登用、特権などでは差があったが、隷属関係はなかった。下層の身分の奴隷が隷属させられた。

高麗時代は支配層・庶民層・賤民層で身分が区別されており、王室・宗親・戚臣・功臣らは支配層を占めていた。そして地方の豪族らは「郷職」を占めていた。しかし科挙制度導入後は賤民及び奴隷を除外した王族・貴族、地方の郷族は試験によって登用されていた。こうして官僚制度が確立した。これに高官や功臣の子孫を特別に採用する新しい制度が加わり、家系によって官職に登用される新支配層が形成された。この新支配層は徐々に文武官の正職になれる両班階層になっていた。庶民層には「南班」、「雑岐」、「雑職」及び良人層がある。「南班」は庶人層のなかで地位が一番高く、宮中の内僚職に就くことが出来る階層である。宮中の日直や侍従などの仕事をしていた。「雑岐」は技術として官職につく階層で、地理・律・算などに従事していた。「雑職」は役として官に仕えて役人になった部類であり、幕士・門僕・電吏・杖首・津駅吏・部曲吏など一番下の管理職についた。賤民層は、津尺（津丁）・駅丁・楊水尺・禾尺・才人・商人・工匠・樂工・奴婢及び郷・所・部曲・島民である。そのなかで一番賤視された身分は奴と婢だった。奴と婢は、公奴婢、寺奴婢、貴族や個人に所属した私奴婢に区分されて、売買・贈与・相続・略奪対象になっていた。

朝鮮王朝時代の身分制は、高麗の身分制度を受け継いだ制度であり構造的に差はない。しかし、高麗時代とは違って庶子の差別がはげしかった。庶子は、士族が忌避していた武官に占有されていて技術官・胥吏につく中人と同様に両班と良人の中間階層であった。

法律上で良人と呼ばれた身分は、租税・軍役・役夫を担当した。ほとんどが農民で庶民・常人とも呼ばれた。商人・工匠も良人の身分であった。

最下層身分の「賤民」は、「七般公賤」と「八般私賤」に分けられていた。七般公賤には、阜隸(チョレ)、羅將(ナジャン)、日守(イルス)、漕軍(チョグン)、水軍、烽軍(ボングン)、駅保(ヨクボ)、八般私賤には僧侶、喪輿クン(サンヨックン)、工匠、巫女(ブニョ)、広太

(クァンデ、大道芸人)、私奴婢、妓生(キーセン)、「白丁」がある。同じ「賤民」でも、実際には社会的地位や差別のされ方が一様ではなかった。社会的に徹底的に隔離された「白丁」は「賤民」のなかでも一番低い身分集団だった。

第1節 「白丁」身分の起源説

「白丁」と改称される前の才人・禾尺はどんな集団だったのか。現在の「白丁」身分研究で代表的な起源説は三つある。第一に姜萬吉の北方異民族説⁵¹、第二に衡平社員たちに知られている伝説を土台にしている杜門洞七二忠臣説⁵²、第三に朴鍾晟の楊水尺説⁵³がある。

1 北方異民族説

まず姜萬吉の「北方異民族説」についてみよう。

史料 1-A 「兵曹啓、才人、禾尺本是良人、業賤號殊、民皆視爲異類、羞與爲婚、誠可憐憫。乞改號白丁、令平民相婚雜處、籍其戸口、給閑田與多占陳荒人田、使之業農、除田獵之役、蠲柳器、皮鬣筋角之貢、以安其生。其家計豊實有武才者、爲侍衛牌、其次守城軍、其中武才特異者、令都節制使取才、移報本曹、更試甲士職敍用。若因仍舊業、不事農桑、彼此流浪者、依律論罪、仍考戸籍、卽令還本、其中私處奴婢、聽本主區處、從之。」(世宗 5 (1423) 年 10 月 8 日(乙卯)⁵⁴)

姜萬吉は、史料 1-A によって、本来良人である才人・禾尺は、民衆からみると、彼ら

⁵¹ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年、492～494頁。

⁵² 衡平社総本部「朝鮮衡平運動の梗概」『朝鮮及朝鮮民族』1輯、朝鮮思想通信社、1927年、166頁。金仲燮『衡平運動研究』民營社、1994年、45頁。金永大『朝鮮の被差別民衆』解放出版社、1988年、3頁。

⁵³ 朴鍾晟『白丁と妓生 - 朝鮮賤民史の二つの顔 - 』ソウル大学校出版部、2003年、19～37頁。

⁵⁴ 『世宗実録』卷 22、5(1423)年 10 月 8 日(乙卯)、『実録』第 2 輯、559 頁。

の職業が賤しい、称号も一般百姓と違うことにより一般百姓たちが彼らと結婚することを避けることを強調していた。

史料 1-B 「禾尺群聚、詐為倭賊、侵寧海郡、焚公廩□民戸遺判密直林成味□同知密直安沼□密直副使皇甫量琳□前密直副使姜筮等、追捕之、成味等、獻所獲男女五十余人□馬二百余匹、禾尺即楊水尺」(『高麗史』卷 134、辛禡 8(1382)年 4 月⁵⁵) (□は、判読不明の文字で、その文字数は原文の字数による。以下同じ)

史料のなかの「禾尺即楊水尺」から、禾尺以前には楊水尺だったと指摘した。また、次の史料を用いて論を展開する。

史料 1-C 「賊因矢傷、不能快走、有一白丁我國有別種人、以射獵結造柳器爲業、異於編氓。名曰白丁、即前朝之楊水尺。射賊二矢皆中、猶不仆地。」(中宗 5(1510)年 8 月 4 日(丁亥)⁵⁶)

史料 1-D 「白丁、或称禾尺、或称才人、或称韃靼、其種類非一、国家憫其不齒於齎民也、称白丁、以變舊号、屬軍伍、以開仕路、然而至今、遠者五百餘年、近者数百年、本非我類」(世祖 2(1456)年 3 月 28 日(丁酉)⁵⁷)

史料 1-C のなかの「白丁即前朝楊水尺」により、結局「白丁」の系譜は、「白丁」以前には禾尺、禾尺以前には楊水尺だと論じた。史料 1-D の「白丁、或称禾尺、或称才人、或称韃靼、其種類非一、……本非我類」によって遊牧民族系出身だと主張している。また、『朝鮮王朝実録』のなかの「白丁」は異民族出身だと考えられる記録を挙げている。

⁵⁵ 『高麗史』卷 134、辛禡 8(1382)年 4 月、『譯註高麗史 第 4 (世家四)』東亜大学校古典研究室、1971 年、173～174 頁。

⁵⁶ 『中宗実録』卷 12、5(1510)年 8 月 4 日(丁亥)、『実録』第 14 輯、453 頁。

⁵⁷ 『世祖実録』卷 3、2(1456)年 3 月 28 日(丁酉)、『実録』第 7 輯、121 頁。

史料 1-E 「下書諸道觀察使曰、才白丁、本皆異類、不事農業、屯聚無人之也、專以盜賊爲事」(成宗 7(1476)年 7 月 18 日(己未)⁵⁸)

姜萬吉は、各道の觀察使に送る文書にある「才白丁はみな異類」という記録を取り上げて、「異類」ということを強調した。

また「白丁」の系譜は、「白丁」以前には禾尺、禾尺以前には楊水尺であって、才人はその系譜から離脱したグループ、つまり「白丁」の起源も生活様式も違うグループで、「みな異類」のように扱われていたと姜萬吉は言っている。高麗末から朝鮮前期にわたって書かれているすべての記録から白丁系(白丁・禾尺)と才人は、その呼称の違いはあるが、彼らは皆遊牧民系出身でその生活上の違いはなかったという。『世祖実録』には「本非我類」、『中宗実録』には「別種人」、『成宗実録』には「本皆異類」と書かれているように、「白丁」も禾尺も才人も皆異民族出身であると姜萬吉は、強調している。さらに「白丁」と才人の流浪生活は社会不安を起こしたと述べている⁵⁹。

朝廷は、彼らを身分的には良人に扱いながら、「課役」としての軍役を義務化しなかった。「白丁」と才人の流浪生活が社会不安を起こしたと判断した朝廷は、同化政策として才人・禾尺を「白丁」と改称したが、結果的には同化できなかった。以下の記録を見よう。

史料 1-F 「傳旨各道觀察使及開城府留守、才人禾尺等、屯聚幽居、不事農業、專以柳器皮物資生、故今改稱白丁、給田土、與平民雜處、相爲婚姻之法、載在六典今聞、官吏人民等、因以新白丁爲號、視與平民區別」(世宗 24(1442)年 8 月 6 日(癸巳)⁶⁰)

⁵⁸ 『成宗実録』卷 69、7(1476)年 7 月 18 日(己未)、『実録』第 9 輯、539 頁。

⁵⁹ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964 年、492 頁。

⁶⁰ 『世宗実録』卷 97、24(1442)年 8 月 6 日(癸巳)、『実録』第 4 輯、247 頁。

史料 1-G 「前同知敦寧府事趙賚上書曰…蓋此輩、本無田宅、不事農桑、常以丐乞資生、飢寒迫切、少則穿窬夜竊、大則殺人火屋、無所不至。 歲甲辰、改號新白丁、給田籍軍、許令平民相婚、以安生業。 然立法以後、未聞平民之婚白丁、白丁之嫁平民、而服田力穡者也。 蓋平民厭其異類而不欲婚嫁、守令視爲餘事而不給田宅、彼雖欲不盜、其可得乎。京外強竊、此徒過半者宜矣。」(世宗 30(1448)年 4 月 9 日(甲子)⁶¹)

史料 1 - F は、各道の觀察使と開城府の留守に傳旨(王の意見を官庁や官吏に伝えること)したものである。「才人禾尺等、屯聚幽居、不事農業、專以柳器皮物資生、……、官吏人民等、因以新白丁爲號、視與平民區別」(文中の……は中略を示す。以下、同じ)と書かれているように、朝廷は、1423 年に才人・禾尺を一般百姓たちと同化させようとする目的で「白丁」と改称したが、百姓たちは彼らと同一視されるのを拒否し、彼らを「新白丁」と呼び区別した。史料 1 - G の「歲甲辰、改號新白丁」を見てわかるように、世宗 6(1424)年「白丁」は「新白丁」と号されるようになった。

これが「白丁」の起源説のなかで一番有力な北方異民族説である。井上富貴も、先に掲げた史料 1 - A～1 - G をふまえて異民族起源説を今日の定説として理解している⁶²。

次に、杜門洞七二忠臣説を考察する。

2 杜門洞七二忠臣説

旧「白丁」出身である金永大は「白丁」の起源説を次のように主張している。少し長いですが、引用しておく。

「一三九二年、李成桂が高麗を滅亡させて李氏朝鮮を建国するために多くに忠臣たちを説得して李氏朝鮮建国に同意を強要した。しかし彼らのうち、あるものは自殺し、あるものは暗殺された。松(現・開城)の松岳山に隠れていた一部の高麗の忠臣たちが、現在知

⁶¹ 同上、卷 120、30(1448)年 4 月 9 日(甲子)、『実録』第 5 輯、59 頁。

⁶² 井上富貴「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」『現代世界の差別問題』明石書店、1985 年、12～16 頁。

られている杜門洞（京畿道、開豊光徳）の七二人であった。当時の松岳山は山林茂れる野生動物の棲息地で、彼ら七二人は生計の手段として、野生動物を狩りって食糧にしていたのであった。

七二人の一部の中には、山に多くある萩の木で環、箕（農具の一種）を作り、野生動物の皮で革靴、太鼓、長鼓などをつくり、食糧と生活必需品を物々交換して生活を続けた。彼ら杜門洞七二人は、あくまで高麗の忠臣であって、李氏朝鮮建国に関係せず、高麗だけのために最後まで抵抗し続けることになる。やがて李成桂は密使を杜門洞に送り、李氏朝鮮創設に同意するならば位と財物を与えると、一緒に仕事をするを誘ったが、拒絶にあい、怒った李成桂は部下たちに命令して松岳山へ火を放ったのであった。

七二人の中の多くのものは焼け死に、一部のは九死に一生を得て、杜門洞から全国各地に分散するようになった。自分たちの身分を隠すために野人として生活し、杜門洞で覚えた手工業の腕前で製品をつくり、衣食住をまかなっていった。やがて李氏朝鮮が社会的に身分制度がきびしくなり、農・工・商に従事する人々を蔑視するようになった。手工業によって環、箕、太鼓、長鼓、革靴などをつくり、肉類を生産するものを『賤民』視するようになった⁶³と。伝説を基盤として作られた起源説である。

二つ目の杜門洞七二忠臣たちの志操説は「白丁」の先祖たちが高潔な存在・身分であることを強調している⁶⁴。

3 楊水尺起源説

先にも述べたが、浜中昇氏は、才人・禾尺を北方から朝鮮半島に流入した遊牧民系統の異民族出身として把握した姜萬吉の研究に対して「禾尺・才人が牧畜に従事していたという形跡はないので、彼らを遊牧民系統とするのは適当ではないであろう」⁶⁵と述べた。

姜萬吉は「白丁」身分の起源が、異民族流入と深い関係があること、彼らを朝鮮社会に

⁶³ 金永大『朝鮮の被差別民衆』部落解放研究所、1988年、3～4頁。

⁶⁴ 金仲燮『衡平運動－朝鮮の被差別民・白丁その歴史とたたかい』部落解放・人権研究所、2003年、46頁。朴鍾晟『白丁と妓生－朝鮮賤民史の二つの顔－』ソウル大学校出版部、2003年、27頁。

⁶⁵ 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、

同化させなければならない対象、または定着させざるをえない人々であったと主張している。そして、異民族として活発さや生活状態の奔放さは、農耕を生活の中心として考えていた当時の朝鮮時代の庶民たちとの宥和を難しくさせていたと強調している⁶⁶。

姜萬吉の北方異民族説は、果たして適切なものだったのか。韓国の「賤民」身分は国内で内発的に形成されなかったのかどうかということを検討する必要がある。

朴鍾晟は、姜萬吉の北方異民族説について次のように指摘している。

「姜萬吉は、白丁の一般百姓とは完全に相違した生活風習を生んだ気質の差は、権力による考案物ではなくて、彼ら自身の政治的な選択の結果であると主張している。そして国家が彼らの経済的適応を誘導した結果、生まれたのがその身分であって、意図した文化の所産だったと指摘しているが、しかしこのような指摘が正しいのであろうか。特に白丁身分がなぜ専制君主時代に差別されたのかについては、その構造的な背景は相変わらず分からない。果たして朝鮮時代の賤民身分の起源は基層農民や異民族の流入と関係しているのか疑問である。」⁶⁷と。そして朴鍾晟は「北方異民族流入説は、白丁の存在をできるだけ回避して無理やりに共存せざるを得ない集団だと考えようとしていた」と強調している。そして、「白丁」の略奪行為、放火、強盗、殺人などの抵抗行為があったことも否定的な見方が広がった原因であることを指摘している。

しかし朴鍾晟は高麗末期の楊水尺の記録からみて、朝鮮時代まで続けられてきた朝廷に対する抵抗行為の動機はまだ不明であることも強調している。また、姜萬吉の北方異民族説は、朝鮮「賤民」の外在的起源を合理化して内在的原因論自体を不透明にしたと朴鍾晟は批判している。そのうえ、韓国の「賤民」についてまだ十分研究されていないことも指摘している⁶⁸。

朴鍾晟は「白丁」の起源説の虚構性を乗り越える現段階の合理的な代案は、現在に残さ

1997年3月、63頁。

⁶⁶ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年、492～494頁。朴鍾晟『白丁と妓生 - 朝鮮賤民史の二つの顔 - 』ソウル大学校出版部、2003年、21頁。

⁶⁷ 朴鍾晟前掲書、21～23頁。

れている記録を総合して、もう一度該当部分を復元・再現することであると、そのなかで歴史の記録が許容する「賤民」階層の古典的基礎、つまり集団としての最下層の起源は、楊水尺にあると論じている⁶⁹。これが起源説の三つ目楊水尺から始まったという説である。

朝鮮王朝時代の「白丁」の起源を「北方異民族」だと考えると、朝鮮の「賤民」身分の国内的基盤はなかったことになる。朴鍾晟は、姜萬吉が「賤民」階層についての朝鮮良人たちの排他的支配論理を強調しすぎているのではないかと指摘している⁷⁰。

なお、起源説には、「夏禹氏の塗山万国会に壇君の太子が参席した際に、随行した者に臨時に仕事を分担させたが、その時に牛を殺す役に当てられた者の子孫が白丁であるという説、殷の箕子が朝鮮に逃げて平壤に都市を開き、八條の法を發布した時に犯罪人を『白丁』としたという説、壬辰倭乱の折の日本兵の捕虜説、またインドの被差別カースト出身者やチベット族だという説」もある⁷¹。このような説は実証的な根拠がないと考えられるため、ここではとりあげない。

第2節 「白丁」身分の成立

高麗時代にも朝鮮時代にも「白丁」身分が存在していた。高麗時代の「白丁」身分の概念について検討する。『韓国民族文化大百科事典』によると、高麗時代の「白丁」は、軍役・驛役などの特定の職役を負担せずに主に農業に従事している農民層を指している。

「白丁」という名称は、元来中国の南北朝および隋の時代に無官者である平民、つまり百姓を称している言葉である。

「白丁」の「白」は「ない」または「…ではない」という意味がある。「丁」は「丁戸」または「丁人」という意味で「白丁」は「丁戸（丁人）ではない人」を指している。高麗時代の丁戸は16歳から59歳までの民丁のなかで軍役の義務を負っていた人を言う。当時

⁶⁸ 同上、23～25頁。

⁶⁹ 同上、21～25頁。

⁷⁰ 朴鍾晟前掲書、19～37頁。

⁷¹ 井上富貴前掲論文、41頁。

の軍役は、両班層が官職に従事する権利及び義務である。地方の郷吏(ヒャンリ;中人階層)たちが負担せざるを得ない義務であり、驛民たちの義務であった驛役などと同じ性格の職役である。したがって丁戸は、高麗時代の職役に従事しなければならない身分のなかで軍役に従事する一般農民層の意味である。上記の理由で丁戸ではない「白丁」は、農業に従事するが軍役の義務を負っていない身分層だと考えられる。高麗時代の丁戸は、彼らが負担している職役としての軍役に対する反対給付として国家から軍人田または足丁・半丁と言われている名田を支給されたが、「白丁」は職役としての軍役負担がなかったため、職役に対する反対給付としての名田は支給されなかった。名田の支給とは実際的な土地支給というよりも、名田を元来所有していた職役負担者から、その土地に関する租税を免除するという意味であった。その意味から考えられるのは、「白丁」が国家から土地を支給されなかったのは、彼らの土地所有について租税免除の恵みがなかったことを意味する。

「白丁」は土地を所有することができないという意味ではない。高麗時代の「白丁」は自ら土地を所有することができたが、彼らが所有することができた土地は先祖から伝来された土地(普通は、祖業田と呼ばれていた)か、開墾して確保した土地が主であった。

しかし、すべての「白丁」が土地を所有することはできなかった。土地を所有することができなかった「白丁」は、両班・軍人田・寺院田などの私有地か、国有・共有地などの各種土地を借りて佃戸耕作したのである。つまり彼らは佃戸(小作農)として存在したのである。

このように「白丁」は基本的に軍役の義務もなく、国家から土地も支給されなかった。特殊な場合のみ軍役に選んで差し出されたり、反対給付として土地を支給されたりした。高麗時代の「白丁」は国家の有事の際、閑人(土豪出身の武人)・学生などと一緒に軍役に動員されたが、この場合には国家は彼らに田丁(田畑)を支給した。高麗末期に論議された白丁代田(毎年土を変えながら耕作する畑)がその代表的な例である。

高麗時代の「白丁」は職役として軍役の負担はなかったが、一般雑役の負担は負っていた

た。彼らはよく国有・共有地の耕作・築城・祝祭・宮闕(皇居)築造などに動員されたのである⁷²。世宗 5(1423)年以前の白丁と以降の「白丁」とは性質が異なる。

次に「白丁」身分の起源について、今までの研究成果をふまえながら「白丁」身分の成立時期と「白丁」の社会的系譜の二つに分けて考案する。

1 「白丁」身分の成立時期

朝鮮王朝時代の「白丁」身分は、前掲史料 1 - A でわかるように高麗時代の才人・禾尺の後身で、国家が彼らを農民化するため同化政策の一つとして世宗 5(1423)年 10月に一般農民を意味する「白丁」に改称した。「白丁」の起源を考えるにあたって、才人・禾尺が「白丁」と改称された背景と大きな関係があると考えられる。その記録を検討してみよう。

兵曹が王に提出した文である史料 1 - A によると、才人・禾尺は、元は良人(ヤンイン)だった。史料の内容には「従事している職業が賤視されて、一般人とは違うとみんなが言い、「異類」として見られている。その理由で一般人は、彼らと婚姻することは恥ずかしいと思っている。このようなことはかわいそうである。白丁と改号してほしい。平民と婚姻させて戸籍にも入れて、閑田と陳荒人田を与えて、白丁を農業に従事させるべきである」というものである。これは、一般百姓と同化させる一方、狩猟して得た物を差し出す役を免除することにより「白丁」の生活を保障するというものである。つまり、才人・禾尺が農民とは違って柳器業または屠畜業に従事していたため、一般百姓たちは彼らを賤しいとし、「別種」また「異類」とみなしていたので、兵曹がその才人・禾尺を「白丁」と呼ぼうと提議し、それを王が許可して「白丁」という名称で呼ばれるようになったことがわかる。

しかし、一般平民たちは彼らと同一視されるのを拒否し、彼らを「新白丁」と呼び、差別した。その結果、史料 1-G の「甲辰の歳(1424年)、新白丁に改號す」をみてわかるよう

⁷²『韓国民族文化大百科事典』第 9 巻、1993 年、439～440 頁。(韓国精神文化研究院(編)『韓国民族文化大百科事典』第 9 巻、1993 年)

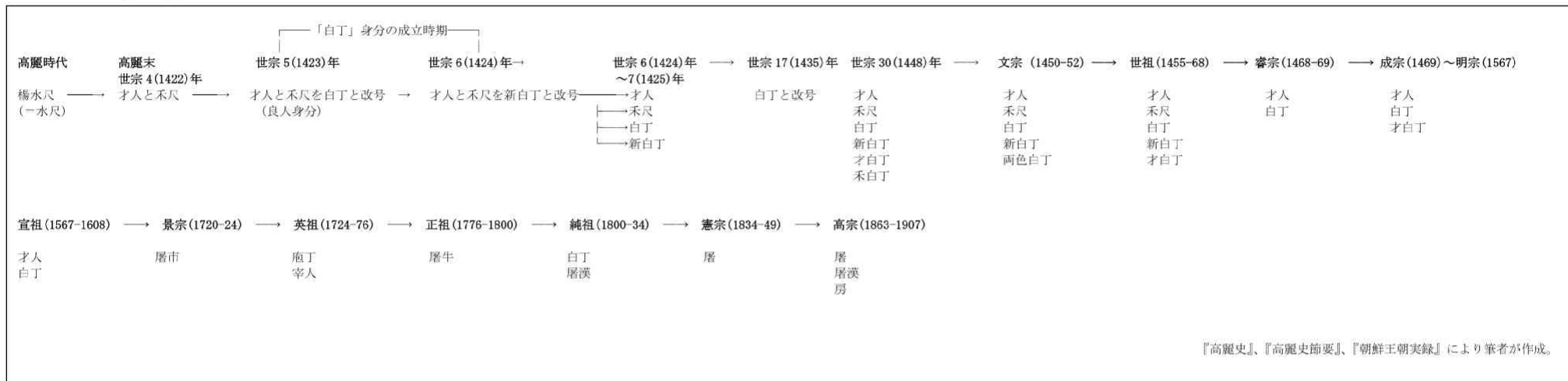
に、世宗 6(1424)年には「白丁」は「新白丁」と称されるようになった⁷³。

世宗 6(1424)年「白丁」に対する区別をなくして平民と婚姻して、農業に従事させることを試みたが、史料 1-G の「蓋平民厭其異類而不欲婚嫁、守令視爲餘事而不給田宅、彼雖欲不盜、其可得乎。京外強竊、此徒過半者宜矣」で分かるように、守令らが同化政策を守らなかったため、「白丁」たちは生活が貧しくて物を盗み、強盗を働いた。世宗 17(1435)年には同化政策の一環として再び才人、禾尺を「白丁」と改称しようと王が命令し、兵曹が各官にその命令を伝えていた。しかし、この時も各官は同化政策を従わなかったため、「白丁」はますます差別されていった。

図 1 「白丁」身分の起源と変遷

⁷³ 世宗 5(1423)年 10 月以前の「白丁」記録は、①太宗 4(1404)年 9 月 19 日(丁巳)(『実録』第 1 輯、306 頁)、②太宗 6(1406)年 6 月 5 日(癸亥)(『実録』第 1 輯、359 頁)、③太宗 11(1411)年 1 月 3 日(甲子)(『実録』第 1 輯、572 頁)、④太宗 15(1415)年 3 月 8 日(丙午)(『実録』第 2 輯、54 頁)、⑤世宗 1(1419)年 2 月 7 日(壬午)(『実録』第 2 輯、301 頁)である。この記録をみると、流浪民よりも一般平民の意味である。附属〔資料〕である『朝鮮王朝実録』所載才人、禾尺、去骨匠、「白丁」身分に関する記事一覧を参照。

図1 「白丁」身分の起源と変遷



「新白丁」は世宗 6 (1424) 年から世祖 4 (1458) 年までみられる。同じ記録に「新白丁」と「白丁」が出てくるので「新白丁」は「白丁」である。「両色白丁」は、1450～1452 年(文宗)までみられる。『文宗実録』には「両色白丁」、「新白丁」、才人、禾尺と出てくるので、「新白丁」と「両色白丁」は同じで「白丁」を示す表記でだろう。

禾尺がみられるのは『世祖実録』までなので、禾尺はこの時期(1455～1468 年)に「白丁」身分になったといえる。「才白丁」は『世祖実録』から『光海実録』までみられる。「才白丁」は、才人が「白丁」となった集団と考えられる。中期からは才人と「白丁」に分かれており、この才人は歌舞を職業とした集団で、大道芸人である「広大(グァンデ)」¹とつながる。

世宗 5 (1423) 年から『実録』に記録されている才人・禾尺・「白丁」・「新白丁」・「才白丁」・「禾白丁」は全部「白丁」身分である。そして彼らの生活習慣と職業は、高麗末の楊水尺と同様であることから、楊水尺が源流といえるだろう。

なお『朝鮮王朝実録』のなかに記載されている「白丁」「才人」「禾尺」などの関係記事を一覧表にしたものが巻末の〔資料〕である。それによれば、「白丁」という呼称は、太宗 6 (1406) 年 6 月 5 日付が初見で、光海 2 (1620) 年 6 月までは頻出するが、それ以降「白丁」として登場するのは景宗 2 (1722) 年 3 月 27 日付で、約 100 年間その名称は出てこない。『景宗実録』から『高宗実録』までは「白丁」は一例のみで、「屠市」、「庖丁」、「宰人」、「屠牛」、「屠漢」、「房」、「屠」として 11 件の記載がみられる。それら 11 件を表にまとめると次の通りである。

¹ 朝鮮時代の「賤民」身分の一つで、柳器を製造し、流浪しながら歌舞の生活をしていた。

表 1-1 『朝鮮王朝実録』・『高宗純宗実録』所載「白丁」・「屠市」・「庖丁」・「宰人」・「屠牛」・「屠漢」・「房」・「屠」に関する記事

年代	呼称	内容	出展
景宗 2(1722)年 3月 27日(壬子)	屠市	武術が優れている人をたとえて「屠市」と語った。	『実録』第 41 輯、201 頁
景宗 3年(1723)年 3月 13日(壬辰)	屠市	汚く、醜いことをたとえて「屠市の中の悪少年」と語った。	『実録』第 41 輯、284 頁
英祖 15(1739)年 2月 22日(己亥)	庖丁	右議政宋寅明は王に申し出た。仕事が順調であることをたとえて「庖丁が牛をさばくように」と語った。	『実録』第 42 輯、618 頁
英祖 23(1747)年 4月 5日(甲子)	宰人	王は、禮曹判書と參判金尙魯に命令した。祭享(祭司)は、犠牲が大事であるので、祀官は宰人を連れて鑿刀で犠牲を割り、祝史は各盤に命令をして毛血を取ることを今回の大享から禮文によって行いなさいと命じた。	『実録』第 43 輯、245 頁
純祖 9(1809)年 6月 5日(甲午)	白丁	王は朴孝成の報告書を見て、開城府に石を投げた事件について大臣に質問した。その事件について、金思穆は王に次のように答えた。「私はよくわかりませんが、閭巷の間に、いわゆる白丁と言われている者がおり、とても賤者です。なので常人と同様な行動はできませんが、今日聞くと、該府に住んでいる白丁が婚娶するときに冠服を着て日傘を使用したので邑の人々は騒ぎを起し、冠服を貸した人には乱打をしました。そして冠服を着た白丁の家を壊し、本府に白丁が冠服を着た罪を厳しく罰しないという理由で起こった人々が数十人集まって石を投げました」と答えた。	『実録』第 47 輯、631 頁
純祖 9(1809)年 6月 11日(庚子)	屠漢	開城留守韓致應は、最近起きた乱について申し出た。その人々は屠漢である。	『実録』第 47 輯、632 頁
憲宗 6(2842)年 6月 5日(壬午)	屠牛	【屠畜禁止法】領議政趙寅永は、王に申し出た。個人的に屠畜することを禁じる法を作ることを頼んだ。そのなかには「屠牛」の記載がある。	『実録』第 48 輯、490 頁
高宗 2(1865)年 10月 4日(乙未)	屠漢	議政府は王に報告した。京畿監司俞致善の報告によると、高陽屠漢である李右東は、楊州居朴甲京を殺害し、牛を盗み、屠畜をおこなったという。そのなかには「屠漢」の記載がある。	『高宗純宗実録 上』199 頁
高宗 29(1892)年 6月 10日(丙申)	房	王は廟の手順と関連して、次のように減免した。市民の繇役は 2ヶ月に限って、房贖は 10ヶ月に限って特別に減免するように免じた	『高宗純宗実録 中』421 頁
高宗 29(1892)年 7月 18日(癸卯)	屠漢	議政府は、税穀の問題について王に申し出た。最近牛の値段が上がり、年貢としてある地域は「年貢として牛を収納する」とある。そのなかには「屠漢」の記載がある。	『高宗純宗実録 中』431 頁
高宗 35(1898)年 12月 9日(陽曆)	屠	前參書官安泰遠の民会に関する上疏。最近町の様子について報告した。そのなかには「屠」の記載がある。	『高宗純宗実録 下』77 頁

表 1-1 から「屠市」、「庖丁」、「宰人」、「屠漢」、「房」、「屠」は、屠畜・牛・祭祀と関係している。「屠市」は武術も優れていた。表 1-1 の関係記事により「屠市」、「庖丁」、「宰人」、「屠漢」、「房」、「屠」は、「白丁」身分のことであることが推測される。

名称「白丁」のことを指している呼称が『朝鮮王朝実録』に最後に登場するのは、高宗 35(1898)年 12月 9日(陽曆)である。そのなかでは「白丁」を「屠」と表記している。高宗 35(1898)年以降は『朝鮮王朝実録』には登場しない。

以上のことをまとめると、「白丁」身分は世宗 5(1423)年から「新白丁」と改号される同 6(1424)年頃に成立し、朝鮮時代に差別される身分となった。以上のことを図示すると図 1 のようになる。

2 「白丁」身分の社会的系譜

「白丁」身分の社会的系譜について検討した結果、「白丁」は才人・禾尺、才人・禾尺のさらにその前は、才人・楊水尺につながるということがわかった。楊水尺という集団は、高麗時代に存在した最下層集団である。そして、「白丁」という身分呼称は、伝統的な才人・

禾尺の生活を禁じて、一般百姓と同化するための手段として与えられたのである。

ところで、「白丁」の起源・社会的系譜についての見解は、研究者によって異なる。まず、姜萬吉は前掲論文では「白丁」系と才人は遊牧民出身で、その生活上の差はなかったと考えている。また才人と禾尺を合わせて「白丁」に改称した記録を根拠に彼らをみんな「白丁」とであると述べている。「白丁」系と才人の起源は皆異民族だと姜萬吉は主張している。

韓嬉淑は、楊水尺は高麗初期と江華島天道を才人、才人は禾尺とも呼ばれ、次第に互いの区別がほとんどなくなったと推測している²。

浜中昇は、禾尺・才人の様々な名称を整理してその変遷や意味を考察して禾尺・才人それぞれの生業を究明している。「禾尺・才人のうち、禾尺は高麗時代には『楊水尺』と記されたが、高麗末期になると『水尺』と記されることが多くなり、朝鮮王朝時代には『禾尺』とされた。才人という呼称は高麗以来変わらない」³と説明し、「白丁」は禾尺だけをさす用語に変わったと論じている⁴。モンゴルに支配された忠烈王代から才人と禾尺に分化したと分析している。また、禾尺は柳器製造業を主にした集団の称号で、才人は遊牧民であるモンゴルの支配を受ける間その影響で主に屠畜業に従事した集団の称号であると分析している。

梁永厚は、才人は強権的に「団聚」を作らされることなく、忠清道の烏山に「才人庁」という集会所を設け、同所を拠点に伝来の歌舞、曲芸、音曲を演技しながら全国を回っていた芸能集団であったと主張している。『経国大典』の「才白丁団聚」条の「才白丁」は「白丁」だけを指したものといえるが『朝鮮王朝実録』には、「才人と白丁はもともと一定の職を持たない人たちで、専ら優戯を業とする。……要するに近世朝鮮の白丁は、法的にも意味的にも整合を見ない身分であった。それは近代改革において発表された『身分解放』の布告『公私奴婢の典（法律）、これを廃止する。人身販売を禁じ、馱人、倡優、皮工は

² 韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盗活動」『韓国史学報』第6号、韓国史学会、1999年3月、275～276頁。

³ 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997年3月、68～69頁。

賤人身分を免じる』と、白丁は皮工(皮革を扱った職人)⁵に含ませたのか、明示されなかったことから言える」⁶と論じている。

全炯澤は、禾尺は胡種・韃韃と呼ばれていて、高麗時代には楊水尺と呼ばれていた。朝鮮初期の資料では、才人が禾尺(または「白丁」)の区別はなく一様に述べるときには倡優・雜戲・絃歌・鼓吹とともに屠殺業に従事したと記述されているが、実際には区別されて、「白丁」は屠殺業を、才人は倡優・雜戲をしたと考えられる。この理由は、「白丁」と才人は明確に区別している朝鮮中期の史料には才人だけが優戯や雜戲をしているとなっていて、宮殿では、儼禮も才人が担当しているからであるとして禾尺だけが「白丁」と改称されて、才人はそのまま才人と呼ばれたと述べている⁷。

崔洛弼は、禾尺というのは楊水尺・禾尺と呼ばれているが、元々禾尺は屠畜を生業としながら肉を売ったり、皮をなめしたりする一連の作業はもちろん柳細工までしていた多面的な手工業者を意味するという。そして才人は鳴物、歌舞、壽福および鎮護に関する祝言など特殊な技芸を持っており、他人を楽しませたり、生活用品を調達したりする歌舞伎術者である。才人も禾尺と同様に賤民でありながら兵役と徭役負担を持っている特殊部類であるとする⁸。

梁永厚は、世宗 5(1423)年に才人・禾尺を「白丁」と改号した意味について、「高麗時代に広く多数を占めていた平民、良民、百姓と同義と解釈されたが、のちの法令で高麗時代の白丁と区別して「新白丁」と呼んだ。したがって近世朝鮮の白丁とは「新白丁」のこと

⁴ 同上、48 頁。

⁵ 『朝鮮王朝実録』所載皮工に関する記事は、次のようである。

年代	内容	出典
世宗 10(1428)年 7 月 8 日(戊午)	今麗來鹿子皮一千張、令本國皮工、熟練以進、有聖旨。	第 3 輯、137 頁
世宗 12(1430)年 4 月 6 日(乙亥)	盜殺牛馬者甚衆、必皆皮工無賴者也。	第 3 輯、228 頁
成宗 24(1493)年 1 月 3 日(己巳)	刻匠鑿其附羽處、皮工附羽、鐵匠做鐵。	第 12 輯、265 頁
高宗 31(1894)年 7 月 2 日(丙子)	一、驛人、倡優、皮工、並許免賤事。	第 2 輯、498 頁

⁶ 梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』 『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004 年、90 頁。

⁷ 全炯澤「賤人」『韓国史』25 国史編纂委員会、1994 年、195～197 頁及び 237～244 頁。(「賤人」『한국사』25 국사편찬위원회、1994 年、195～197 頁及び 237～244 頁。)

⁸ 崔洛弼「高麗時代において社会的身分制と白丁の地位について」『論文集』17、全北大学校産業経済研究所 1987 年 2 月、88～103 頁。

であった」⁹と述べている。

このように研究者によって「白丁」の社会的系譜に関する主張は異なるが、楊水尺・才人・禾尺・「白丁」の生業の分析、「白丁」と改号された理由については意見が一致している。そして農耕社会であった朝鮮王朝時代に生活した才人・禾尺は営農法を学ばず、生きている自らの伝統的な生活様式である牧畜・狩猟に従事し、一部は歌舞をしながら流浪生活をしてきたと分析している。才人・禾尺の遊牧民的な生活状態は彼らの前身である楊水尺の生活様式がそのまま受けつがれてきたと、『高麗史』崔忠獻條の「好逐水草遷徙無常」という記述をもとに推測している。

「白丁」身分の源流である楊水尺は、高麗時代に存在した最下層集団である。「白丁」身分の起源に関して一番有力な説は、「北方異民族説」があるが、楊水尺が北方異民族出身であることを明示する史料はない。「白丁」身分の起源は楊水尺から始まったと考えられる。そして、「白丁」という身分名は、伝統的な才人・禾尺の生活を禁止させて、一般百姓と同化するために改称されたのである。以下、その生活状態の解明を通して考察していきたい。

「白丁」身分の社会的系譜の源流である楊水尺はどのような生活様式をもっていたのか。

楊水尺の研究では、高麗の太祖後、後百濟（892年～936年）を攻撃するとき制御し難かった集団で、本来、貫籍（本籍地）と賦役もなく水草のある所に移動しながら生活した集団だと言われている。彼らは柳器をつくりながらそれを販売していたという。禾尺の前身である楊水尺は、後三国時代（新羅、後百濟、泰封の時代、892～935年頃）からあった集団で、彼らは土地に束縛されず、貫籍もなかった。これは国家の年貢対象になっていなかったことを示唆している。彼らは柳器製造に必要な材料を探して移動生活をする過程で狩猟生活を行う集団だった。

⁹ 梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』 『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004年、81頁。

表 1-2 『高麗史』 所載楊水尺に関する記録一覧

年代	内容	出典
高宗 1(1214 年)	「又諜者三人、入宣義門、門卒、捕訊之、及楊水尺、及我降卒也」	『高麗史』卷 22、世家、卷第 22、高宗 1 (『譯註高麗史 第 2(世家 2)』東亞大学校出版社、目録下 247 頁。)
高宗 4(1217 年)	「并獲楊水尺一人、得牛馬數百匹、符印器仗甚衆、乃拜純祐、爲將軍、初李義旼之子至榮、爲朔州分道將軍、楊水尺、多居興化雲中道、至榮謂曰、汝等、本無賦役、可屬吾妓紫雲仙、遂籍其名、徵貢不已、至榮死、崔忠獻、又以紫雲仙爲妾、計口徵貢滋甚、楊水尺等、大怨、及丹兵至、迎降鄉導、故山川要害、道路遠近、悉知之、楊水尺者、太祖攻百濟時、所難制之遺種也、素無貫籍賦役、好逐水草、遷徙無常、唯事畋獵、又編柳器、販鬻爲業、凡妓種、本出於柳器匠家」	『高麗史』卷 103、列傳卷第 16、金就礪 (『譯註高麗史 第 8(列傳 1)』東亞大学校出版社、目録下 308 頁。)
辛禰 2(1376 年)	「楊水尺群聚、詐爲倭賊、侵寧越郡、焚公廨民戶、遣判密直林成味等追捕之、獲男女五十餘人馬二百餘匹……禾尺、即楊水尺」	『高麗史』卷 134、列傳卷第 47、辛禰 2、4 月 (『譯註高麗史 第 4(世家 4)』東亞大学校出版社、目録下 174 頁。)
崔忠獻條	「楊水尺、多居興化雲中道」	『高麗史』卷 129、列傳 42、崔忠獻 (『譯註高麗史 第 10(列傳 3)』東亞大学校出版社、250 ~ 251 頁。)

表 1-3 『高麗史節要』 所載楊水尺に関する記録一覧

年代	内容	出典
高宗 3(1216 年) 9 月	「楊水尺、多居興化雲中道」、「楊水尺者、太祖攻百濟時、所難制之遺種也」	『高麗史節要』卷 14、高宗 3、丙子(1216 年) 9 月、385~387 頁。
高宗 4(1217 年) 3 月	「丹兵六人、入國清寺、僧、擒殺一人、餘皆散走、又諜者三人、入宣義門、門卒、捕訊之、乃楊水尺、及我降卒也」	『高麗史節要』卷 15、高宗 4、丁丑(1217 年)、390~391 頁。
辛禰 8(1382 年) 4 月	「楊水尺群聚、詐爲倭賊」	『高麗史節要』卷 31、辛禰 8、壬戌(1382 年)、788 頁。

『高麗史』及び『高麗史節要』に書かれている楊水尺の生活状態について詳しく見てみよう。

史料 1-H 「至是、契丹兵入寇、京城無備、人情恟懼、皆怨忠獻、初、李至榮、爲朔州分道將軍、楊水尺、多居興化雲中道、至榮謂曰、汝等、本無賦役、可屬吾妓紫雲仙、遂籍其名、徵貢不已、至榮死、忠獻、又、以紫雲仙爲妾、計口徵貢滋甚、楊水尺等大怨、及契丹兵至、迎降鄉導、故悉知山川要害、道路遠近、楊水尺者、太祖、攻百濟時、所難制者遺種也、素無貫籍賦役、好逐水草、遷徙無常、唯事畋獵、編柳器販鬻爲業、凡妓種、本出於柳器匠家、後、楊水尺等、帖匿名書云、我等、非故反逆也、不堪妓家侵奪、故投契丹賊、爲鄉導」(『高麗史』列傳、卷 42 叛逆 3、「崔忠獻條」)

史料 1-I 「三軍各發別抄一百、神騎四十人、行至朝陽阿爾川邊與契丹兵戰、我兵稍却、後軍郎將丁純祐、突入賊中、斬持纛者、丹兵奔潰、乘勝斬馘八十二級、擄十

人、并獲楊水尺一人、得牛馬數百匹、符印器仗甚衆、乃拜純祐、爲將軍、初李義旼之子至榮、爲朔州分道將軍、楊水尺、多居興化雲中道、至榮曰、汝等、本無賦役、可屬吾妓紫雲仙、遂籍其名、徵貢不已、至榮死、崔忠獻、又以紫雲仙爲妾、計口徵貢滋甚、楊水尺等、大怨、及丹兵至、迎降鄉導、故山川要害、道路遠近、悉知之、楊水尺者、太祖攻百濟時、所難制之遺種也、素無貫籍賦役、好逐水草、遷徙無常、唯事田獵、又編柳器、販鬻爲業、凡妓種、本出於柳器匠家。」（『高麗史節要』高宗安孝大王、丙子3年、丙子(1216年)9月¹⁰⁾

史料 1-J 「丹兵六人、入國清寺、僧、擒殺一人、餘皆散走、又諜者三人、入宣義門、門卒、捕訊之、乃楊水尺、及我降卒也。賊五六人、又至、殺門卒三人、擄一人而去。」（『高麗史節要』高宗安孝大王4年、丁丑(1217年)3月¹¹⁾

史料 1-K 「楊水尺群聚、詐爲倭賊、侵寧越郡、焚公廩民戸、遣判密直林成味等追捕之、獲男女五十餘人馬二百餘匹。」（『高麗史節要』卷31、辛禡8年、壬戌(1382年)4月¹²⁾

史料 1-H、I、J、K は楊水尺を当時どう認識されていたかを伝える貴重な史料である。史料 1-H『高麗史』の「李至榮、爲朔州分道將軍、楊水尺、多居興化雲中道」の記述によって、李至榮が朔州文道將軍で赴任した時、興化雲中道に多数の楊水尺が住んでいたことがわかる。

李至榮は、彼らには本来賦役がないと考えていた。それで、自分の妓生紫雲仙に所属させて名前を登録して貢物を徴収はじめた。李至榮が死ぬと、崔忠獻は妓生紫雲仙を自分の

¹⁰⁾ 『高麗史節要』亜細亜文化社、1973年、385頁。

¹¹⁾ 同上、390頁。

¹²⁾ 同上、788頁。

妾にして、楊水尺の人数を計算して貢物をもっと厳しく要求したので、彼らに恨まれていた。そのため、契丹族が侵入した時、楊水尺は崔忠獻に背いて契丹族に地理的情報を教えて道案内したと書かれている。

この記事によって禾尺の前身である楊水尺は国家に所属していなかったことがわかる。彼らは水草によって移動し、柳器製造と狩猟生活をしていた。また厳しい貢物徴収が我慢できなくなって契丹族に降伏して逆徒になったと記されているように、反逆行為という社会問題を起こしていた。

反逆行為は、史料 1-K の「楊水尺群聚、詐爲倭賊」にもみられる。しかし史料 1-H の「楊水尺等、帖匿名書云、我等、非故反逆也、不堪妓家侵奪、故投契丹賊、爲郷導」によると、楊水尺は故意に反逆したのではなく、妓家の収奪に耐えられなかったので、契丹族の道案内人になったという。

史料 1-I の内容を要約すると、楊水尺は高麗の初期(918年頃)から恭愍王の時代(1351年～1374年)まで存在していた。

表 1-2・3 で分かるように『高麗史』と『高麗史節要』では、楊水尺に関して、契丹族を嚮導した際の記録以外には、倭寇を偽装したとする史料 1-B「禾尺群聚、詐爲倭賊、…、禾尺即楊水尺」と史料 2-A の「楊水尺群聚、詐爲倭賊」というような記録しかない¹³。

『高麗史』と『高麗史節要』以外の記録にはどのように書かれているのか。

表 1-4 楊水尺に関する記録一覧

内容	出典
華東妓源辨證說 (楊水尺の起源と職業)	『五洲衍文長箋散稿』經史篇、民族文化推進会、1989年、38～40頁。
成宗	『海東野言』韓国古典総合DB参照。
高宗 3 丙子(1216年) (楊水尺の起源と職業)	『東史綱目』韓国古典総合DB参照。
高宗 2 丁丑 4(1217年) (楊水尺の生活様式)	『東史綱目』韓国古典総合DB参照。
王禰 8 壬戌(1382年)	『東史綱目』韓国古典総合DB参照。
官妓	『星湖僊說』(『五洲衍文長箋散稿』經史篇、民族文化推進会、1989年、39頁。)
世宗朝の上申 (起源、職業)	李肯翊編『國譯 燃藜室記述 X』民族文化推進会、1977年、897頁。
盜賊	『燃藜室記述』民族文化推進会、1977年、843頁。
娼妓 (妓姓の起源と楊水尺の職業)	李肯翊編『國譯 燃藜室記述 X』民族文化推進会、1977年、897頁。
水尺 (楊水尺の起源と職業)	『與猶堂全書』第一集雜纂集第二十四卷、雅言覺非卷三、531頁。

¹³ 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997年3月、49頁。

そのなかでいくつかの記録を検討する。

史料 1-L 「水尺者。官妓之別名也。今官婢汲水者。猶稱巫茲伊。以文譯之。卽爲水尺。巫者水也。茲者尺也。非因汲水而得名也。妓之古名。移于婢。吾東本無妓。有楊水尺者。本柳器匠遺種。其種落素無貫籍。好逐水草。遷徙無常。唯事畋獵。販鬻柳器。卽栲栳之屬。高麗李義旼之子至榮。以楊水尺編于妓籍。徵貢不已。自茲以降。男生爲奴。女生爲妓。此吾東有妓之始也。元耶律楚材。久客西番。有贈妓之詩。妓皆長髻。卽西番亦有妓。水尺之名。蓋本於此。今庖奴名曰刀尺。庖丁必治柳器。皆古俗之流傳者。」(『與猶堂全書』第一集雜纂集第 24 卷、雅言覺非、卷 3、水尺¹⁴)

史料 1-M 「本出於楊水尺。楊水尺者。柳器匠也。麗祖攻百濟時。所難制之遺種也。高麗忠烈王己卯。選州郡妓。充教坊。素無貫籍賦役。好逐水草。遷徙無常。惟事田獵。編柳爲器。敗粥爲業。後李義旼之子至榮。遂籍其名於妓妾紫雲仙。而徵貢不已。至榮死。崔忠獻以紫雲仙爲妾。計口賦斂滋甚。故遂降於丹兵矣。後隸邑籍。男爲奴。女爲婢。婢多爲守宰昵寵。故飾容裝習歌舞。目之以妓。妓樂漸熾。上下淫媾。不可復禁。」(『五洲衍文長箋散稿』經史篇、論史類論史[1097]華東妓源辨證說¹⁵)

史料 1-N 「工曹判書梁誠之上書曰……楊水尺者、前朝初有之、江都時亦有之、才人白丁忠烈王時有之、恭愍王時亦有之、遠者五六百年、近不下數百年、其絃歌之習宰殺之事、至今不改」(睿宗 1(1469)年 6 月 29 日(辛未)¹⁶)

史料 1-O 「我國之妓種。本出於楊水尺。楊水尺者。柳器匠也。麗祖攻百濟時。所

¹⁴ 『影印標點 韓國文集叢刊 281 與猶堂全書』民族文化推進會、2002 年、531 頁。

¹⁵ 『五洲衍文長箋散稿』經史篇、民族文化推進會、1989 年、38～40 頁。

¹⁶ 『睿宗實錄』卷 6、1(1469)年 6 月 29 日(辛未)、『實錄』第 8 輯、393 頁。

難制之遺種也。高麗忠烈王己卯。遷州郡妓。充教坊。素無貫籍賦役。好逐水草。遷徙無常。惟事田獵。編柳爲器。敗粥爲業。後李義旼之子至榮。遂籍其名於妓妾紫雲仙。而徵貢不已。至榮死。崔忠獻以紫雲仙爲妾。計口賦斂滋甚。故遂降於丹兵矣。後隸邑籍。男爲奴。女爲婢。婢多爲守宰昵寵。故飾容裝習歌舞。目之以妓。妓樂漸熾。上下淫媾。不可復禁」『星湖僊說』卷 23、經史門、官妓¹⁷

史料 1-L『與猶堂全書』¹⁸では、楊水尺の起源と生活様式について詳しく書かれている。『高麗史』と『高麗史節要』と同様に柳器製造や狩猟生活をしていたと記されている。そして「男生爲奴。女生爲妓。此吾東有妓之始也。」によって妓姓の起源も確認できる。また「水尺之名。蓋本於此。今庖奴名曰刀尺。庖丁必治柳器。皆古俗之流傳者。」により、楊水尺は屠畜業に従事していた。

史料 1-M の『五洲衍文長箋散稿』經史篇の「男爲奴。女爲婢。婢多爲守宰昵寵。故飾容裝習歌舞。目之以妓。妓樂漸熾。」により、楊水尺は柳器製造・狩猟生活はもちろん、歌舞生活をしていたことが分かる。そして史料 1-0 の「我國之妓種。本出於楊水尺」により、楊水尺は妓姓の源流であることがわかる。

朝鮮初期太祖から 13 代の明宗の 1558 年までの野史・奇言を記録した『海東野言』「成宗」に次のように記されている。

史料 1-P 「清州有楊水尺三兄弟。所行不類。聞慶徵君事親有道。棄其舊染。恂恂然執子道。亦昏定晨省。喪親之日。勺飲不入口。居廬三年。不進酒果。喪畢之後。三人同居。盡得歡心。相自戒曰。若有不類之行。慶生員聞之。不亦愧乎。」(『海東

¹⁷ 李肯翊編『國譯 燃藜室記述 X』民族文化推進会、1977 年、897 頁。

¹⁸ 本書は巻 154、76 冊で、茶山丁若鏞(1762～1836)の文集である。與猶堂は丁若鏞の號である。『欽定新書』、『牧民心書』などから『詩律』に至るまでの歴大な全書である。鄭寅普、安在鴻が校正して 1934 年から 1938 年まで京城の新朝鮮社により刊行された。

野言』海東野言二、成宗¹⁹⁾

史料 1-P は清州に楊水尺三兄弟がいたが、他人の親孝行の話を聞いて自分たちの行動を反省したという内容である。

次に、才人と禾尺及び初期の「白丁」の生活状態をみてみよう。『高麗史』及び『高麗史節要』の才人と禾尺に関する記事をまとめると次の通りである。

表 1-5 『高麗史』所載才人・禾尺に関する記事一覧

年代	内容	出典
恭愍王 5、丙申(1356年)9月	「9月、遣使諸道、副濟州人、及才人・禾尺、補西北面戍卒。」	『高麗史』卷 82、志 卷第 36、兵 2、恭愍王 5、9月 (『譯註高麗史 第 7(志 3)』東亞大学校出版社、目録下 241 頁。)
辛禩 2、丙辰(1376年)4月	「楊水尺群聚、詐爲倭賊、侵寧越部、焚公麻民戶、遣判密直林成味等追捕之、獲男女五十餘人馬二百餘匹……禾尺、即楊水尺」	『高麗史』卷 134、列傳卷第 47、辛禩 2、4月 (『譯註高麗史 第 4(世家 4)』東亞大学校出版社、目録下 174 頁。)
辛禩 4、戊午(1378年)12月	「以兩班・百姓・才人・禾尺爲軍人」	『高麗史』世家、兵志 1、五軍、辛禩 4、12月 (『譯註高麗史 第 7(志 3)』東亞大学校出版社、目録下 230 頁。)
辛禩 9、癸亥(1383年)7月	「9年7月、發防里人、守西門、時才人禾尺等、成群標掠、故有此令。」	『高麗史』卷 81、志、卷第 35 兵 1、辛禩 9、7月、 『譯註高麗史 第 4(世家 4)』東亞大学校出版社、目録下、230~232 頁。
趙浚伝	才人・禾尺(生活様式)	『高麗史』卷 180、趙浚伝 (『譯註高麗史 第 10(列傳 3)』東亞大学校出版社、目録下 8 頁。)

表 1-6 『高麗史節要』所載才人・禾尺に関する記事一覧

年代	内容	出典
高宗安孝大王 5、戊寅(1218年)12月	才人(生活様式)	『高麗史節要』 卷 16、高宗 2 (1218年)5月、369 頁。
忠烈王 4、戊寅(1278年)5月	才人(生活様式)	『高麗史節要』 卷 22 忠烈王 4 (1278年)5月、572 頁。
辛禩 9、癸亥(1383年)6月	水尺・才人(生活様式)	『高麗史節要』 卷 31、辛禩 9 (1383年)6月、794 頁。
辛昌即位(1388年)8月	才人(職業、生活様式)	『高麗史節要』 卷 33、辛昌即位(1388年)8月、848~853 頁。

『高麗史』と『高麗史節要』に記されている才人と禾尺は、居住地が一定ではなかった。『高麗史』によると、「各諸道に住んでいる才人と禾尺を軍人として徴集していた。また才人と禾尺は農業に従事せず、平民の租税で生活している。才人と禾尺は、互いに何人か山谷に集まって住んでいる。彼らは、自分で倭賊だと詐称している。その姿は恐ろしい。早速州郡には、才人と禾尺の人口を調べ、その籍をつくることを命令する。才人と禾尺の移動を禁じ、余っている土地を与え、農業に従事することができるようにするべきである。

¹⁹⁾ 韓国古典総合 DB 参照した。韓国古典総合 DB は、行政安全部韓国情報文化振興院の国家知識情報資源

才人・禾尺と平民が一緒に住むように命令する。」と記されている。

次は『朝鮮王朝実録』のなかで才人と禾尺及び初期の「白丁」の生活状態を考える。

高麗末からの流浪生活は朝鮮時代になってからも続いていた。最初に登場する記事には次のように記載されている(附属の〔資料〕も参照)。

史料 1-Q 「壬寅、都評議使司裒克廉、趙浚等上言二十二條、……、一、才人禾尺、彼此流浪、不事農業、未免飢寒、常聚爲盜、宰殺牛馬。所在州郡、籍其生口、使之土著爲農、違者罪之。」(太祖 1(1392)年 9 月 24 日(壬寅)²⁰)

太祖 1(1392)年 9 月 24 日の記事には「才人と禾尺はあちらこちら移動生活して、農業に従事していない。常に飢饉で苦勞しているので常に群れて集まって盗んだり、牛馬の屠畜を行っている。彼らの住んでる州郡ではその人々を戸籍に載せて定着させるが、これに違反する者には罰を与える」とある。

朝鮮を建国した太祖は、まず才人と禾尺の生活安定を重視した。3 年後も才人と禾尺の移動を禁じ、戸籍を作り、土地を与えるようにと知益州事は王に訴えている。

史料 1-R 「知益州事閔由義上請革淫祠、立家廟、畜雞豚、養老病、供祭祀、禁僧寺役婢執饌、禁才人禾尺流浪、籍口給田、上曰、此皆已有著令、第不能舉行耳。令使司移牒各道。」(太祖 4(1395)年 12 月 25 日(甲寅)²¹)

これについて王は、才人と禾尺の流浪を禁止する令を出したものの行われていなかった。使司に各道にその令を移牒すること命じた。世宗(1418～1450)になっても才人と禾尺の生

管理事業の支援により構築された。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)

²⁰ 『太祖実録』巻 2、1(1392)年 9 月 24 日(壬寅)、『実録』第 1 輯、31 頁。

²¹ 同書、巻 8、4(1395)年 12 月 25 日(甲寅)、『実録』第 1 輯、88 頁。

活は変わらなかった。世宗 4(1422)年 7 月 15 日付には、

史料 1-S 「兵曹啓、元、續六典、禾尺、才人不事耕種、相聚爲盜。自今令所在州郡籍其人口、不使流浪、許令平民婚嫁。今才人、禾尺彼此流浪、竝皆刷括還本、其不用心考察守令、啓聞論罪。從之。」(世宗 4(1422)年 7 月 15 日(庚午)²²)

と記されており、才人と禾尺は移動生活を続けていたことが分かる。才人・禾尺・「白丁」の移動生活は、中宗 36(1541)年まで続いていた。

史料 1-T 「以賑恤廳節目、下于政院曰、……一、呈才人、白丁等、本は無恒産之人、專業優戯、横行閭里、稱爲乞糧、實肆劫奪、闔族資生、寄於民家、小有不愜、非徒衡火、窺覘作賊、爲害不貲。今年凶荒、恣行盜賊、必倍於前。如此黨類、横行境内者、一切痛禁。緩禁守令及監考、色掌、推考重論。」(中宗 36(1541)年 5 月 14 日(己亥)²³)

史料 1-T は、賑恤廳²⁴で條目を承政院に知らせ、各官庁に王の命令を伝えた記事である。この史料によると「本は無恒産之人、專業優戯」のように、才人、白丁の生活が厳しかったことがわかる。

才人と「白丁」の居住地に関する記事には、『成宗実録』卷 33、4 (1473) 年 8 月 9 日(戊辰)の「才人、白丁……本無居室山屯野處成群爲盜」²⁵と『中宗実録』卷 21、9 (1514) 年 12 月 16 日(甲辰)「才人等無恒産無定居」²⁶がある。

²² 『世宗実録』卷 16、4(1422)年 7 月 15 日(庚午)、『実録』第 2 輯、488 頁。

²³ 『中宗実録』卷 95、36(1541)年 5 月 14 日(己亥)、『実録』第 18 輯、465 頁。

²⁴ 朝鮮王朝時代に民衆を凶年から救済するために作った官庁。救荒廳が賑恤廳になり、仁祖 4(1626)年には常平廳に変わった。

²⁵ 『実録』第 9 輯、51 頁。

²⁶ 同書、第 15 輯、48 頁。

ところで、才人・禾尺または初期の「白丁」のもう一つの生活状態を表している記録がある。彼らは、高麗末期の倭寇侵略の慌ただしい政局時に、群れをなして倭寇に偽装して支配層を悩ませた。『高麗史節要』には、辛禡 8(1382)年には「禡王 8(1387)年 4 月には、禾尺の前身である楊水尺が群れをなして倭寇に處世をし、寧越郡を侵犯して倉庫や民家に火をつけたので、判密直派の林成味などを行かせて、男女 50 名と馬約 200 匹を捕らえた」²⁷とあり、また『高麗史』辛禡 2(1375)年の記録には「西海道按廉使の李茂が禾尺 30 名余りと馬 100 匹を捕まえて捧げた」²⁸と書かれている。

そして「翌年にも才人・禾尺が倭寇に偽装して平昌・原州・寧州・順興・横川などの江原道地方を寇掠したので、金立堅・崔公哲などにこの人らを追撃させて 50 名余りを逮捕して首を切った」²⁹という記事も見られる。

『朝鮮王朝実録』にも才人、禾尺、「白丁」が犯罪的生活をしていたとの記録がみられる。世宗 10(1428)年には「白丁が馬に乗って武器を持ち、約 10 名集団で通信信号では火を利用した。当時第二の官衙都市で行政力が一番強かった開城を根拠地として活動していた」³⁰という記録が見られる。

信号に火を利用したことで彼らは計画的・組織的に活動したと推測される。「白丁」のこのような生活に関する詳しい記録は史料 1-G である世宗 30(1448)年にも見られる³¹。

史料 1-G 「前同知敦寧府使、趙賚上書曰……近年、盜賊興行、剽掠村落、耳目所及四隣之内或被燒廬、或被刀杖、父母妻孥、僵仆流血、見者酸鼻、莫不痛惜、豈特

²⁷ 『高麗史節要』 31、辛禡 8、壬戌(1382 年) 4 月、788 頁。

²⁸ 『高麗史』 134、列傳、卷 47、辛禡 2、丙辰(1376 年)、『高麗史』下、延世大学校東方学研究所纂、景仁文化社、1961 年、902～903 頁。

²⁹ 同書、卷 48、辛禡 3、丁巳(1377 年)、辛禡條。『高麗史』下、918～919 頁。

³⁰ 「黃海道監司啓、江陰縣天神寺塔峴有新白丁二十餘騎、明火爲盜、縣守率軍追捕、遇賊男婦十人、皆佩弓箭、力射拒之、射賊男一人斃、又擒男婦七人、一女着男服。男二人、逃向開城王興山、追之不及。又於平山元積洞山峯、賊騎八人、皆帶弓箭、舉火一炬、白川護國山東峯、亦舉一炬相應。每遇賊追之、則皆向開城而走、是必居開城白丁才人也。賊黨射矢而拒、難以生擒、如有拒者、請皆射獲。且居開城新白丁才人、竝依他例、雜處平民、以解其黨。」『世宗実録』卷 40、10(1428)年 4 月 3 日(甲申)、『実録』第 3 輯、127 頁。

³¹ 『実録』第 5 輯、59 頁。

老臣所居一村而已、八道皆然、而閭巷少民、因此失産者、不可以数、是誠国家所當深慮者也……姑以老臣寓居、一村觀之、今年正、二月之間、焼焚人屋者四、路上搶奪傷人者三、牛馬家産被盜者、不可勝記、皆未知何人之所作也、但以顯迹者言之、前郡事尹臣、發捕馬賊、乃才白丁也、又有里人夫妻、爲強盜賊所害、隣里捕獲、乃禾白丁也、臣家数月之内、牛馬爲盜、所偷者四」(世宗 30(1448)年 4 月 9 日(甲子))

史料 1-G は、前同知敦寧府使の趙賚が郷里に居住しながら目撃した事情を書いた上書文である。彼の上書文によると、盜賊に家屋を焼かれて、生命を失った者が続出して、彼らが住んでいる村落だけでも正月・2 月の間、家を焼かれた者が 4 人、路上で物を盗まれて怪我した者が 3 人で、それ以外に牛馬と家産を失った者は数えられない。盜賊を追捕してみると皆「才白丁」であって、趙賚自身が数カ月間に牛馬 4 匹を失った」。引用史料には出ていないが、さらに記録を読むと次のようである。盜賊を追跡して「才白丁」が住んでいる村に行ったが、捕まえられなかった。さらに、「白丁」は田畑がなく物乞い生活をしていて、飢えと寒さにさいなまれ、その人数が少なければ、こそ泥になり、人数が多ければ殺人・放火をした、ということが書かれている。このような行動が一般百姓や政治家に大きな脅威を与え、「白丁」=盜賊という偏見をみ出した原因の一つだと考えられる。

また中宗 2(1507)年には「燕山君の在位時に外方の才人「白丁」たちが京城に移住して明火賊³²が盛行して、才人、白丁を原籍地に刷還しようとする大臣たちの意見に王も賛成している」という記録もある³³。

姜萬吉を含めたほとんどの研究者は、このような「白丁」の犯罪的な生活方式を単純な窃盜行為というより營農法を知らない彼らの生活方便の一つであり、朝鮮社会に対する一種の抵抗行為であると分析している。また韓嬉淑は、「白丁」の狩獵生活や屠畜業が農耕

³² 当時土地は荒廢し、政治は乱れていて農民たちは自然に流民・盜賊になるしかなかった。明火賊は、松明を持って富豪家を襲撃したので「火賊」ともいわれた。30~40 名ぐらいで組を組んで活動した。

³³ 『中宗実録』卷 3、2(1507)年 6 月 3 日(乙亥)、『実録』第 14 輯、153 頁。

社会を混乱させる傾向があったと論じている³⁴。

このような生活様式を持っていた「白丁」を土地に定着させて、農耕を奨励しながら農民化させる作業は高麗及び朝鮮王朝の課題であった³⁵。それで国家は彼らを農民に同化させて、一定の課役を負担させるために、いろいろな政策を行った。才人・禾尺を同化させようとした政策について述べてみよう。

『高麗史』の「趙浚條」に、「才人・禾尺が畑をすき起こすことをせず、庶民の租税を取ろうとして、互いに集まって倭寇という名称を詐称している。これからは彼らが住んでいる所で、その人口を数えてその籍を作り、流浪することができないようにして、空いている土地を与えて農耕に従事させ、平民と一緒に扱って、これに違反する者がいれば法律で処罰することだ」³⁶とあるように、才人・禾尺を把握して、国家に編入しようとする措置をとろうとしていたことがわかる。このような措置は朝鮮王朝建国直後においても続いている。

このように「白丁」を農民に転換させる作業は新しい王朝の課題であった³⁷。朝廷では彼らを農民に同化させて一定の役を負担させるために、いろいろな政策を施行した。まず、流浪を禁ずるために戸籍の作成、號牌(ホペ)³⁸の支給、軍籍の作成、行状制の実施がある。

戸籍の作成は税の負担層を掌握しようとする国家権力の維持と関連がある。それはまた良人身分全体を対象に行うことである。この政策は「白丁」の身分を良人化する作業であり、彼らの戸籍を作成しようとする努力は、その後、太宗の人口把握政策とともに続けられたのである。

また、軍籍の作成と行状制を併用して「白丁」の流浪を止めようとした。行状制度は、

³⁴ 韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盗活動」『韓国史学報』第6号、韓国史学会、1999年3月、281頁。

³⁵ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年、492～493頁。韓嬉淑前掲論文、271頁。李俊九「朝鮮前期の白丁犯罪相と齋民化施策」大丘史学会『大丘史学』6、大丘史学会、1998年12月、103～104頁。

³⁶ 『高麗史』118、列傳、卷31、「趙浚條」。『高麗史』下、延世大学校東方学研究所纂、景仁文化社、1961年、594頁。

³⁷ 韓嬉淑前掲論文、281～282頁。

³⁸ 朝鮮王朝時代に16歳以上の男性が持っていたもので、表は姓名と生まれた干支を書いて、裏は官庁

「白丁」を農地に束縛するために考案されたものである。

『世宗実録』巻 18、4(1422)年 11 月 24 日(丁丑)³⁹によると「軍籍に載っていない才人・禾尺は監察する方法がないので、このために彼らはひっそりしている所に住んでいる。そして姦淫や盗賊などをひそかに働いたり、人を殺したりしている。各道により軍籍に載っていない才人・禾尺を漏れなく調べて軍籍に登録させて農業技術等を身につけさせる。三年間一度、出生した子どもたちを探して戸籍に入れて他の地域に行かせないようにする」という上書を兵曹が王に奉じた。

戸籍と號牌法⁴⁰そして行狀制は、才人・禾尺を土地に縛るための、また軍役を賦課するための制度及び基礎作業であり、結局、農民化政策の一環であった。このために朝鮮王朝国家は、才人・禾尺について新しい名称つまり「白丁」という称号を付与しながら彼らを農民化させようとしたのである。前にも述べたように世宗は、才人・禾尺が一般百姓たちに疎外されずに平民たちと交わって住めるように「白丁」と呼び直そうという主張を受け入れた。また高麗時代から課役を負担していないという意味の「白丁」という称号を才人・禾尺に公式的に付与することによって彼らに対する身分的区別・差別を解消する一方、彼らを農民化しようとした⁴¹。にもかかわらず、前述のようにその後、積極的な差別解決政策がとられなかったため、社会的差別が存続することになった。

以上のことを検討した結果、筆者は、高麗時代の楊水尺が白丁の源流であり、かつ、才人、禾尺が良人を意味する「白丁」へと改称される世宗 5(1423)年頃から「新白丁」へと再び改称される世宗 6(1424)年頃に、「白丁」身分が成立したと考える。

の烙印が押してあった。現在の身分証明書にあたるものである。

³⁹ 「兵曹啓、軍籍不付才人、禾尺等、檢考無門。因此聚居隱處、暗行奸盜、或至殺人。請令諸道、軍籍不付才人、禾尺備細推刷、録於軍籍、雜處平民、使習農業。三年一次、子枝推刷成籍、使不得他適、如有出入處、則限日行狀成給。從之。」『実録』第 2 輯、513 頁。

⁴⁰ 号牌の携帯を義務づけた法。

⁴¹ 韓嬉淑前掲論文、287 頁。

第2章 「白丁」身分の職業

『高麗史』崔忠獻條「編柳器販鬻爲業」でわかるように、楊水尺は柳器製造に従事していた。第1章で述べたが、楊水尺の狩猟生活様式は、才人・禾尺と呼ばれるようになって、さらに「白丁」と改号されても続き、柳器製造業、屠畜業も続いていた。そして屠畜業とともに肉販売、皮革業にも従事していた。

第1節 柳器製造

まず才人・禾尺の柳器製造について検討する。

表2-1 『朝鮮王朝実録』所載才人の柳器製造業に関する記事一覧

年代	内容	出典
太祖 1(1392)年 9月 24日(壬寅)	柳器製造業	第1輯、31頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	柳器製造業	第2輯、559頁
世宗 6(1424)年 3月 8日(甲申)	柳器製造業	第2輯、585頁
世宗 17(1435)年 8月 27日(丙寅)	柳器製造業	第3輯、649頁
世宗 24(1442)年 8月 6日(癸巳)	柳器は才人から集めて上納している。雑役をしている。	第4輯、247頁
成宗 2(1471)年 2月 18日(辛酉)	柳器製造業、農業に従事せず、強盜を働いている。	第8輯、555頁

表2-2 『朝鮮王朝実録』所載楊水尺、禾尺の柳器製造業に関する記事一覧

年代	楊水尺、禾尺	内容	出典
太祖 1(1392)年 9月 24日(壬寅)	禾尺	柳器製造業	第1輯、31頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	禾尺	柳器製造業	第2輯、559頁
世宗 6(1424)年 3月 8日(甲申)	禾尺	柳器で作った衣紋掛けはすべて禾尺から集めて上納している。	第2輯、585頁
世宗 17(1435)年 8月 27日(丙寅)	禾尺	柳器製造業	第3輯、649頁
世宗 24(1442)年 8月 6日(癸巳)	禾尺	柳器は禾尺から集めて上納している。雑役をしている。	第4輯、247頁
中宗 5(1510)年 8月 4日(丁亥)	楊水尺	楊水尺の職業は柳器製造である。	第14輯、453頁

次の史料は1-Aと同一えあるが重要なので再度揚げておきたい。

史料2-A 「兵曹啓、才人、禾尺本是良人、業賤號殊、民皆視爲異類、羞與爲婚、誠可憐憫。乞改號白丁、令平民相婚雜處、籍其戸口、給閑田與多占陳荒人田、使之業農、除田獵之役、蠲柳器、皮鬣筋角之貢、以安其生。其家計豊實有武才者、爲侍衛牌、其次守城軍、其中武才特異者、令都節制使取才、移報本曹、更試甲士職敍用。若因仍舊業、不事農桑、彼此流浪者、依律論罪、仍考戸籍即令還本、其中私處奴婢、

聽本主區處、從之。」(世宗 5(1423)年 10 月 8 日(乙卯)⁴²)

史料 2-B 「工曹據京畿監司關啓、在前長興庫柳筋、皆收於禾尺之戸上納。今才人、禾尺竝使平民雜處婚嫁、禁其前業。請柳器依他貢物例、斂於民戸上納。從之」(世宗 6(1424)年 3 月 8 日(甲申)⁴³)

史料 2-C 「傳旨兵曹、大臣獻議、續典、才人禾尺、改稱白丁、量授土田、一依平民錄籍、其不事農業、彼此流浪者罪之。乞申明曉諭、痛行禁止、如有不悛者、盡行推刷、并其妻孥、徙入閭延等處、以實邊圉、實爲良法。其抄刷便否、擬議以聞。」(世宗 17(1435)年 8 月 27 日(丙寅)⁴⁴)

史料 2-D 「傳旨各道觀察使及開城府留守、才人禾尺等屯聚幽居、不事農業、專以柳器皮物資生、故曾改稱白丁給土田、與平民雜處、相爲婚姻之法、載在六典。今聞官吏人民等因以新白丁爲號、視與平民區別、所在官守令役於田獵等雜事、以至柳器、公然收斂者、或有之。其具雜役之狀以聞」(世宗 24(1442)年 8 月 6 日(癸巳)⁴⁵)

史料 2-A は、世宗 5(1423)年に才人・禾尺の名称を「白丁」と改号しようとした兵曹が王に提議した文書である。「白丁」の生活を安定させるために、国家は彼らに閑田と陳田を支給して農事に従事させながら柳器と皮・筋・角などの貢納を要求したことが記録されている。

同化政策で農業に従事させようとしたのであったが、狩猟生活で得られるものである柳器と皮・筋・角などを貢納として才人・禾尺・「白丁」に要求したことは、同化政策の矛盾

⁴² 『世宗実録』卷 22、5(1423)年 10 月 8 日(乙卯)、『実録』第 2 輯、559 頁。

⁴³ 同書、卷 23、6(1424)年 3 月 8 日(甲申)、『実録』第 2 輯、585 頁。

⁴⁴ 同書、卷 69、17(1435)年 8 月 27 日(丙寅)、『実録』第 3 輯、649 頁。

⁴⁵ 同書、卷 97、24(1442)年 8 月 6 日(癸巳)、『実録』第 4 輯、427 頁。

である。

史料 2-A によれば、多数の「白丁」は遊牧民族的な生活をしていたが、農業に従事した一部は、国家に捧げた貢物を免除または軽減された⁴⁶。

史料 2-B の世宗 6(1424)年 3 月の京畿監司の上書をみると、禾尺の前職(=屠畜)を禁じさせて、平民と混住させるために、従来、禾尺から徴収した長興庫の柳器製造品の筒(=柳の木で作った衣紋掛け)を一般民戸からも徴収しようとした。

史料 2-D の世宗 24(1442)年に京畿道監司から各道観察使と開城留守たちに伝達された文でも、「才人と禾尺は、農業をせず、ひたすら柳器と皮革物で生活しようとする」と記され、才人・禾尺が柳器製造、狩猟生活をやめようとしなから、農民と同化させようとして「新白丁」と改称した理由が書かれている。

史料 1-C でも狩猟とともに柳器製造に従事していたことが確認できる。

史料 2-E 「豊海道都観察使李垠啓禾尺才人納貢之法。啓曰、禾尺等曾不務農、游手而食。國家欲革其弊、才人則貢楮貨五十張、禾尺則貢楮貨三十張、納于內資寺。今則與平民雜居、皆從軍役、願除其貢、以厚其生。上曰、可。李膺駁之曰、此人等貢于內資久矣、不可遽革。韓尚徳曰、其中事農業付軍役者、蠲免其貢何如。上曰、此言誠是也。」(太宗 14(1414)年 6 月 13 日(辛丑)⁴⁷)

「豊海道都観察使の李垠は、才人は楮貨 50 枚、禾尺は楮貨 30 枚の税金を内資寺に収めさせようと上書で王に意向を述べた。また、平民と雑居して軍役を負担すれば、税金を免除する」とある。楮貨の量が「才人は楮貨 50 枚、禾尺は楮貨 30 枚」と額が違うことから、才人と禾尺では取り扱いが区別されていたと推測される。しかしこの楮貨での納税は実際

⁴⁶ 成宗 4(1473)年 12 月 18 日甲戌、『実録』第 9 輯、79 頁。「生業のあるもの、つまり農業に従事している人には保を作る」と記されている。

⁴⁷ 『太宗実録』巻 27、14 (1414) 年 6 月 13 日(辛丑)、『実録』第 2 輯、22 頁。

に実施できず、楮貨代わりに柳器製造品を捧げなければならなかった⁴⁸。

「白丁」が柳器製造に従事したことについて、姜萬吉は「柳器製造が白丁たちの職業のなかで重要な職業のひとつであり、『経国大典』に工匠條に京外工匠を問わず柳器匠がないことから、当時の柳器製造品はほとんど白丁に依存していた」と指摘している⁴⁹。

『朝鮮王朝実録』のなかで「白丁」身分の柳器製造に関する記事を表でまとめると次の通りである。

表 2-3 『朝鮮王朝実録』 所載「白丁」、「新白丁」、「才白丁」、「禾白丁」の柳器製造業と農業に関する記事一覧

年代	白丁、新白丁、才白丁、禾尺	内容	出典
世宗 5(1423)年 10月 8日 乙卯	白丁	柳器製造業、農業	第 2 輯、559 頁
世宗 6(1424)年 10月 10日 辛亥	新白丁	柳器製造業、農業	第 2 輯、629 頁
世宗 17(1435)年 8月 27日 丙寅	白丁	柳器製造業	第 3 輯、649 頁
世宗 24(1442)年 8月 6日 癸巳	白丁、新白丁	柳器製造業、雑役	第 4 輯、247 頁
世宗 30(1448)年 4月 9日 甲子	才白丁、新白丁、禾白丁、白丁	柳器製造業、農業に従事しない。	第 5 輯、59 頁

世宗 5(1423)年 国家は才人と禾尺の屠畜を禁止して「白丁」と改号したものの、「白丁」に柳器製品を要求した。翌年には才人・禾尺・「白丁」だけではなく、民戸にも貢物として柳器製品を要求した。

前掲史料の 1-C(中宗 5(1510)年 8月 4日(丁亥))⁵⁰によって、「白丁」の柳器製造は高麗時代の楊水尺の職業であって、朝鮮時代になってもその職業は変わっていないことが分かる。

才人の柳器製造は成宗 2(1471)年まで、禾尺の柳器製造は世宗 24(1442)年まで、「白丁」、「新白丁」、「才白丁」、「禾白丁」の柳器製造は世宗 30(1448)年まで続いていた。世宗 6(1424)から一般平民も柳器製造をしており、「白丁」身分には農業に従事させ、軍籍に編入させる政策により、多くの「白丁」は柳器製造はしなくなっていた。

成宗 6(1575)年 2月 24日の条には、民衆の年貢の徴収、柳器について詳しく記されている

⁴⁸ 文喆永「高麗末・朝鮮初白丁の身分と差役」『韓国史論』26、1991年、74頁。韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盗活動」『韓国史学報』第6号、韓国史学会、1999年3月、278頁。

⁴⁹ 姜萬吉「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年、505頁。

⁵⁰ 「賊因矢傷、不能快走、有一白丁我國有別種人、以射獵結造柳器爲業、異於編氓。名曰白丁、卽前朝之楊水尺。射賊二矢皆中、猶不仆地。」『中宗実録』卷12、5(1510)年8月4日(丁亥)、『実録』第14輯、453頁。

る。

史料 2-F 「戸曹啓、今承傳教、陳言者有言、養蠶雖重、民弊亦多。以泰仁都會之弊言之、其所用鼎釜、薦席、編茅、葦箔、陶盆、柳器、木盤等物、則限年收用、米、豆、炭柴、紙地、燈油等物、則逐年收用、皆出於民力、其收合之際、該吏因縁爲奸、其弊一也。」(成宗 6(1575)年 2 月 24 日(癸卯)⁵¹)

史料 2-F は、戸曹が王に報告した文である。ここには「鼎釜、薦席、編茅、葦箔、陶盆、柳器、木盤等物、米、豆、炭柴、紙地、燈油等は、全部民から徴収するので、民衆は厳しい生活をしている。」と書かれている。

世宗 30(1448)年を最後に『朝鮮王朝実録』のなかで禾尺・「白丁」の柳器製造に関する記事はない。しかし、柳器製造自体に関する記事はあるので、その記録を検討する。

史料 2-G 「一曰。流民之類、如各業匠人、山峽則有水鐵匠、磨造匠、浦澤則有柳器等匠、皆遷徙不常、行止不適然、既具男女家口、亦不可不隨衆作統、而必令元居近統、爲其主統、使得常常照管、檢飭統牌。亦令於元統牌端、列書自某方移來、居住幾年、男女幾口。」(肅宗 1(1675)年 9 月 26 日(辛亥)⁵²)

史料 2-G は、備辺司で「五家統⁵³の事目」について議論した内容である。全部で 21 條でそのなかの一つを取り上げてみると、「流民之類、如各業匠人、山峽則有水鐵匠、磨造匠、浦澤則有柳器等匠」のように才人・禾尺・「白丁」とは記されていないが、「流浪している

⁵¹ 『成宗実録』巻 52、6(1575)年 2 月 24 日(癸卯)、『実録』第 9 輯、200 頁。

⁵² 『肅宗実録』巻 4、1(1675)年 9 月 26 日(辛亥)、『実録』第 38 輯、303 頁。

⁵³ 五家作統といい、朝鮮時代に税金の徴収、役務の動員などのために、五つの民戸を一つの組とする制度。

民のなかに、山峽には水鐵匠⁵⁴と磨造匠⁵⁵、浦には柳器等匠がいる」と記録されている。

肅宗 1(1675)年には柳器製造を専門としている職人が存在し、流浪していた才人・禾尺・「白丁」の一部が柳器匠として生きていたと考えられる。

ところが、農業に従事せず、屠畜を行って、軍役に服役しなかった才人・「白丁」が国にとって大きな問題となってくる。その屠畜業について検討する。

第 2 節 屠畜・食肉販売

まず才人と禾尺の屠畜業・狩猟について検討する。『朝鮮王朝実録』のなかで才人の屠畜と狩猟生活に関する記事を表でまとめると次の通りである。

表 2-4 『朝鮮王朝実録』所載才人の屠畜業・狩猟に関する記事一覧

年代	内容	出典
太祖 1(1392)年 9 月 24 日(壬寅)	屠畜、狩猟	第 1 輯、31 頁
太祖 4(1395)年 12 月 25 日(甲寅)	屠畜	第 1 輯、88 頁
太宗 10(1410)年 11 月 2 日(甲子)	狩猟(漁業)	第 1 輯、569 頁
世宗 5(1423)年 10 月 8 日(乙卯)	屠畜、柳器	第 2 輯、559 頁
世宗 6(1424)年 3 月 8 日(甲申)	屠畜	第 2 輯、585 頁
世宗 17(1435)年 8 月 27 日(丙寅)	屠畜、狩猟	第 3 輯、649 頁
世宗 24(1442)年 8 月 6 日(癸巳)	屠畜(皮革業)、狩猟	第 4 輯、247 頁
文宗 1(1451)年 4 月 19 日(丁亥)	狩猟、狩りに動員	第 6 輯、378 頁
睿宗 1(1469)年 6 月 29 日(辛巳)	狩猟、屠畜	第 8 輯、393 頁
成宗 2(1471)年 2 月 18 日(辛酉)	屠畜、皮革業	第 8 輯、555 頁
成宗 4(1473)年 8 月 9 日(戊辰)	屠畜、狩猟	第 9 輯、61 頁
成宗 4(1473)年 8 月 21 日(庚辰)	屠畜	第 9 輯、55 頁
成宗 6(1475)年 4 月 12 日(庚寅)	屠畜、狩り、獲物の販売	第 9 輯、214 頁
成宗 15(1484)年 11 月 20 日(癸卯)	屠畜	第 10 輯、641 頁
燕山 9(1503)年 2 月 23 日(庚申)	狩りに動員	第 13 輯、547 頁
中宗 1(1506)年 10 月 29 日(甲戌)	屠畜、狩り(皮革業)	第 14 輯、91 頁
中宗 2(1507)年 10 月 29 日(己亥)	狩猟	第 14 輯、200 頁
中宗 21(1526)年 5 月 5 日(丁亥)	屠畜、柳器	第 16 輯、509 頁
中宗 31(1536)年 1 月 9 日(乙丑)	狩りに動員	第 17 輯、630 頁

高麗時代の楊水尺以来の屠畜と狩猟の生活は、朝鮮時代になっても続いていた。『朝鮮王朝実録』に最初に登場する太祖 1(1392)年 9 月 24 日の記事にもそのようなことが指摘されている。前述のように、史料 1-Q によると、当時の才人・禾尺は「常聚爲盜、宰殺牛馬。所在州郡、籍其生口、使之土著爲農、違者罪之」のように牛馬を盗んで屠畜をしていたの

⁵⁴ 朝鮮時代に工曹に属している京工匠(兵器や王族や貴族の生活用品・飾りを製作した職人)で、鉄の器を作った職人である。

で、国民生活の安定のために、戸籍を作り、土地に定着させること(同化政策)を命じた。しかし、史料 1-R には、「禁才人禾尺流浪、籍口給田、上曰、此皆已有著令、第不能舉行耳。令使司移牒各道。」とその同化政策が進まなかったことで、再び実施するように各道の使司に命令した。太宗(1400~1418)の時代に入っても才人は屠畜を行っていた。

太宗は、まず才人・禾尺を軍に入れ⁵⁶、禾尺の屠畜を禁止する令を出した⁵⁷。そして才人・禾尺の年貢は「国用の魚物以外には皆楮貨で収納するように」⁵⁸と決めた。そして號牌法を実施し⁵⁹、狩りのために才人・禾尺を集め⁶⁰、忠清道・慶尚道・全羅道の地域で驅軍(獵師)を徴発したりした⁶¹。

世宗時代には屠畜に関する記事は、4 件しか見られない。ほとんどの記録は才人・禾尺の屠畜を禁止して、土地を与え、軍に入れようという記録である。「白丁」を同化させようとする国の目的があったからである。太祖時代から世宗時代までは「白丁」たちは自分たちは生きるために屠畜を行っていたが、時間が経つにつれて上からの命令で屠畜を行わなければならなかった。その記録をみよう。

史料 2-H 「癸卯、刑曹判書魚世謙等來啓曰、曩者内擿奸時犯禁者多、實由臣等不能檢察也。然近日捕得宰殺牛隻者、多出於士大夫家行廊。士大夫家、若非内使、則搜得甚難。請自今、雖士大夫家、有疑處、則搜之」(成宗 15(1484)年 11 月 20 日(癸卯)⁶²)

史料 2-H には「近来不法で牛を屠畜している者は、士大夫の家で行っている」と書かれ

⁵⁵ 京工匠の一種で、繕工監に属していた。

⁵⁶ 『太宗実録』、卷 8、4(1404)年 9 月 19 日(丁巳)、『実録』第 1 輯、306 頁。

⁵⁷ 同書、卷 11、6(1406)年 4 月 24 日(甲申)、『実録』第 1 輯、355 頁。

⁵⁸ 「才人禾尺身貢及漁梁船稅、國用魚物外、皆以楮貨收納。」同書、卷 20、10(1410)年 11 月 2 日(甲子)、『実録』第 1 輯、569 頁。

⁵⁹ 同書、卷 26、13(1413)年 8 月 21 日(丁卯)、『実録』第 1 輯、684 頁。

⁶⁰ 同書、卷 25、13(1413)年 3 月 4 日(癸未)、『実録』第 1 輯、664 頁。

⁶¹ 同書、卷 26、13(1413)年 9 月 16 日(壬辰)、『実録』第 1 輯、688 頁。

⁶² 『成宗実録』卷 172、15(1484)年 11 月 20 日(癸卯)、『実録』第 1 輯、641 頁。

ており、やむをえず、才人は士大夫の命令で屠畜を行わなければならなかったと推測される。たとえば、士大夫が「白丁」を無断で連れてきているとか、多くの「白丁」が士大夫の家にいるなどの記録が存在する。その記事を検討する。

史料 2-I 「史臣曰、子光、世居南原、廣置田宅、多占白丁、吏不敢入門、府使鄭淮稍裁抑之」(成宗 23(1492)年 7 月 19 日(壬寅)⁶³)

史料 2-J 「壬申年、柳順汀啓以、南原等官土豪、品官、冒占白丁之弊。臣適授監司、親承傳教、到界搜括、其濫占匿使、多至五六十、官奴婢亦多隱接役使、臣未及畢推而遞、至今不啓。」(中宗 9(1514)年 12 月 19 日(丁未)⁶⁴)

史料 2-K 「且以全羅土豪濫占才白丁事、今方推考權弘、而言及於世貞、雖上來、未得行公、請遞」(中宗 10(1515)年 2 月 4 日(壬辰)⁶⁵)

史料 2-L 「前江界府使朴英、以才、白丁濫占、罷職」(中宗 12(1517)年 7 月 2 日(甲申)⁶⁶)

史料 2-M 「司口寺僉正申瀚、前爲光州牧使時、羅州牧使奉嗣宗、欲以光州居白丁叱於里等四口、爲己奴婢、瀚以嗣宗族親、陰遂嗣宗奸謀」(中宗 32(1537)年 7 月 7 日(乙巳)⁶⁷(口は不明。))

史料 2-I、J、K、L、M は、「白丁」と「才白丁」を奴婢にしようとした記録や無断で連

⁶³ 同書、卷 267、23(1492)年 7 月 19 日(壬寅)、『実録』第 12 輯、207 頁。

⁶⁴ 『中宗実録』卷 21、9(1514)年 12 月 19 日(丁未)、『実録』第 15 輯、49 頁。

⁶⁵ 同書、卷 21、10(1515)年 2 月 4 日(壬辰)、『実録』第 15 輯、54 頁。

⁶⁶ 同書、卷 28、12(1517)年 7 月 2 日(丙子)、『実録』第 15 輯、284 頁。

れてきて、家にいさせた記録である。その理由は、「白丁」に法律で禁じられている屠畜を行わせるためであろう。

表 2-5 『朝鮮王朝実録』所載楊水尺、禾尺の屠畜業・狩猟に関する記事一覧

年代	楊水尺、禾尺	内容	出典
太祖 1(1392)年 9月 24日(壬寅)	禾尺	屠畜、狩猟	第 1 輯、31 頁
太祖 4(1395)年 12月 25日(甲寅)	禾尺	屠畜	第 1 輯、88 頁
太宗 10(1410)年 11月 2日(甲子)	禾尺	狩猟(漁業)	第 1 輯、569 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	禾尺	屠畜、柳器	第 2 輯、559 頁
世宗 6(1424)年 3月 8日(甲申)	禾尺	屠畜	第 2 輯、585 頁
世宗 17(1435)年 8月 27日(丙寅)	禾尺	屠畜、狩猟	第 3 輯、649 頁
世宗 24(1442)年 8月 6日(癸巳)	禾尺	屠畜(皮革製)、狩猟	第 4 輯、247 頁
世宗 29(1447)年 3月 21日(癸未)	禾尺	屠畜	第 5 輯、10 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	禾尺	狩猟	第 6 輯、378 頁
世祖 2(1456)年 3月 28日(丁酉)	禾尺	屠畜	第 7 輯、121 頁
世祖 13(1467)年 1月 4日(辛未)	禾尺	屠畜	第 8 輯、56 頁
睿宗 1(1469)年 6月 29日(辛巳)	楊水尺	狩猟、屠畜	第 8 輯、393 頁

「白丁」に関しての最古の記録である前掲史料 1-H『高麗史』崔忠獻條には、楊水尺の職業として狩猟と柳器製造のみ記録されているが、同書趙浚傳には「韃韃禾尺以屠牛代耕食」⁶⁸ という記録があって、禾尺＝楊水尺が屠畜業に従事していたことがわかる。

史料 2-N 「禾尺屯處僻地、不事農務、以業宰殺」(太宗 11(1411)年 10月 17日(乙巳)⁶⁹)

史料 2-O 「申韃韃禾尺宰殺牛馬之禁。」(太宗 6(1406)年 4月 24日(甲申)⁷⁰)

史料 2-N 及び史料 2-O によって当時の禾尺が農業よりも屠畜業に従事したことがわかる。そして屠畜業とともに肉販売も行っていた。朝鮮王朝時代になっても屠畜業は「白丁」の職業の一つとして据えられていた。

では、次に「白丁」、「新白丁」、「才白丁」、「禾白丁」の屠畜業に関する記録を見ていこ

⁶⁷ 同書、巻 85、32(1537)年 7月 7日(甲申)、『実録』第 18 輯、90 頁。

⁶⁸ 『高麗史』巻 180、趙浚伝『譯註高麗史 第 10(列傳 3)』東亜大学校出版社、目録下 8 頁。

⁶⁹ 『太宗実録』巻 11、11(1411)年 10月 17日(乙巳)、『実録』第 1 輯、606 頁。

⁷⁰ 同書、巻 11、6(1406)年 4月 24日(甲申)、『実録』第 1 輯、355 頁。

う。

表 2-6 『朝鮮王朝実録』所載「白丁」、「新白丁」、「才白丁」、「禾白丁」の屠畜業・狩猟に関する記事一覧

年代	白丁、新白丁、才白丁	内容	出典
世宗 5(1423)年 10月 8日 乙卯	白丁	屠畜業、(柳器製造も)	第 2 輯、559 頁
世宗 6(1424)年 10月 10日 辛亥	新白丁	屠畜業	第 2 輯、629 頁
世宗 7(1425)年 2月 4日 甲辰	新白丁、白丁	屠畜業	第 2 輯、652 頁
世宗 8(1426)年 12月 15日 甲戌	白丁	屠畜業	第 3 輯、53 頁
世宗 9(1427)年 11月 27日 辛亥	新白丁	屠畜業	第 3 輯、103 頁
世宗 16(1434)年 4月 24日 辛未	白丁	屠畜業	第 3 輯、560 頁
世宗 17(1435)年 8月 2日 辛丑	新白丁	屠畜業	第 3 輯、645 頁
世宗 17(1435)年 8月 27日 丙寅	白丁	屠畜業、狩猟	第 3 輯、649 頁
世宗 18(1436)年 閏 6月 18日 癸未	白丁	狩猟	第 4 輯、3 頁
世宗 21(1439)年 2月 16日 乙丑	白丁、新白丁	牛の屠畜、農業に従事しない新白丁が多い。	第 4 輯、188 頁
世宗 24(1442)年 8月 6日 癸巳	白丁、新白丁	屠畜業(皮革業)、狩猟	第 4 輯、247 頁
世宗 28(1446)年 10月 28日 壬戌	新白丁	屠畜業	第 4 輯、711 頁
世宗 29(1447)年 3月 21日 癸未	白丁	禾尺の屠畜業	第 5 輯、10 頁
世宗 30(1448)年 4月 9日 甲子	才白丁、禾白丁、新白丁、白丁	狩猟、(柳器製造も)	第 5 輯、59 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日 丁亥	両色白丁	狩猟、狩りに動員	第 6 輯、378 頁
世祖 2(1456)年 3月 28日 丁酉	白丁	屠畜業	第 7 輯、121 頁
世祖 4(1458)年 2月 8日 丁酉	白丁	屠畜業	第 7 輯、251 頁
世祖 4(1458)年 12月 11日 乙丑	新白丁	屠畜業	第 7 輯、304 頁
世祖 10(1464)年 10月 2日 壬午	白丁	狩猟	第 7 輯、655 頁
世祖 13(1467)年 1月 4日 辛未	白丁	屠畜業	第 8 輯、56 頁
睿宗 1(1469)年 6月 29日 辛巳	楊水尺、白丁	狩猟、屠畜業	第 8 輯、393 頁
成宗 2(1471)年 2月 18日 辛酉	白丁	屠畜業、皮革業	第 8 輯、555 頁
成宗 3(1472)年 1月 5日 壬寅	才白丁	畜産	第 8 輯、622 頁
成宗 3(1472)年 10月 8日 辛未	白丁	畜産、狩り	第 8 輯、689 頁
成宗 4(1473)年 8月 9日 戊辰	白丁	屠畜業、狩猟	第 9 輯、61 頁
成宗 4(1473)年 8月 21日 庚辰	白丁	屠畜業	第 9 輯、55 頁
成宗 6(1475)年 4月 12日 庚寅	白丁	屠畜業、狩り、獲物の販売	第 9 輯、214 頁
成宗 7(1476)年 7月 18日 己未	才白丁	屠畜業、狩り(農業に従事しない)	第 9 輯、539 頁
成宗 20(1489)年 11月 14日 乙丑	才白丁	畜産、狩猟	第 11 輯、539 頁
成宗 21(1490)年 4月 7日 己丑	才白丁	屠畜業	第 11 輯、583 頁
成宗 23(1492)年 7月 19日 丁亥	白丁	屠畜業、狩猟	第 12 輯、207 頁
燕山 3(1497)年 8月 3日 壬申	白丁	狩り	第 13 輯、268 頁
燕山 5(1499)年 9月 16日 癸酉	才白丁	屠畜業、狩り	第 13 輯、377 頁
燕山 8(1502)年 4月 18日 己未	白丁	屠畜業	第 13 輯、486 頁
燕山 9(1503)年 2月 23日 庚申	白丁	狩りに動員	第 13 輯、547 頁
中宗 1(1506)年 10月 29日 甲戌	白丁	屠畜業、狩り(皮革業)	第 14 輯、91 頁
中宗 2(1507)年 10月 29日 己亥	白丁	狩猟	第 14 輯、200 頁
中宗 7(1512)年 9月 6日 丁丑	才白丁	狩りに動員	第 14 輯、162 頁
中宗 21(1526)年 5月 5日 丁亥	白丁	屠畜業、(柳器製造も)	第 16 輯、509 頁
中宗 22(1527)年 2月 7日 甲寅	才白丁	狩りに動員	第 16 輯、549 頁
中宗 31(1536)年 1月 9日 乙丑	白丁	狩りに動員	第 17 輯、630 頁
中宗 31(1536)年 12月 5日 丙戌	才白丁	狩猟	第 18 輯、3 頁
光海 12(1620)年 6月 29日 乙亥	白丁	狩猟	第 33 輯、329 頁
英祖 15(1739)年 2月 22日 己亥	廬丁	屠畜業	第 42 輯、618 頁
英祖 23(1747)年 4月 5日 甲子	宰人	屠畜業	第 43 輯、245 頁
正祖 24(1800)年 4月 16日 戊戌	屠午	屠畜業	第 43 輯、258 頁
純祖 9(1809)年 6月 5日 甲午	白丁	屠畜業	第 47 輯、631 頁
純祖 9(1809)年 6月 11日 庚子	屠漢	屠畜業	第 47 輯、632 頁
憲宗 6(2842)年 6月 5日 壬午	屠	屠畜業	第 48 輯、490 頁

表 2-7 『高宗純宗実録』所載屠漢・房の屠畜業・狩猟に関する記事一覧

年代	屠漢・房	内容	出典
高宗 2(1865)年 10月 4日 乙未	屠漢	屠畜業	『高宗純宗実録』上、199 頁
高宗 29(1892)年 6月 10日 丙申	房	屠畜業	『高宗純宗実録』中、421 頁
高宗 29(1892)年 7月 18日 癸卯	屠漢	屠畜業	『高宗純宗実録』中、431 頁

史料 2-P 「其盜殺牛馬者、專是新白丁、故於永樂 9 年、刷出新白丁、移置都城三舍之外」(世宗 7(1425)年 2月 4日(甲辰)⁷¹⁾

史料 2-Q 「今新白丁、與平民間居、相與作黨、爲盜宰殺牛馬之利、耳濡目染」(世宗 28(1446)年 10 月 28 日(壬戌)⁷²)

史料 2-P によれば、世宗 7(1425)年 2 月には「当時、牛馬を盗んで殺す者は全部新白丁であり、牛馬肉を食べている者に対する罰が軽くて人々が公然と牛馬を食べている」と牛馬の屠畜と肉の販売が行われていたという記録がある⁷³。

同年 29(1447)年 3 月の議政府の上書である『世宗実録』巻 115、29(1447)年 3 月 21 日(癸未)の記録によると「農牛を韃鞮と禾尺たちに販売する者とこれを買う者はみな宰殺牛馬律によって裁くことを主張した」⁷⁴という内容が見られる。禾尺だけではなく、韃鞮も屠畜していた。

『成宗実録』巻 3、1(1470)年 2 月 8 日(丁巳)⁷⁵には、「才白丁屯聚、則盜心自生、害及平民、祖宗朝已令與平民雜處、宜盡心推刷、勿使屯聚。内需司奴、托以收債、濫奪民家田地、財産、民甚苦之、竝痛治禁斷。」と見え、才白丁が集住していると、盗み心が生じ、平民に被害を与えることになるので、集まって住むことを禁じる命令を王は出した。

農耕社会だった朝鮮時代に、「白丁」の屠畜業は脅威のある職業とみなされていた⁷⁶。朝鮮の治者たちは、屠畜業に従事した「白丁」に対してどのような態度をとったのかをみてみよう。

史料 2-R 「初、前吏曹判書朴信上言、我國家新白丁、無處無之、殺牛代耕、遊手而食、故自開國以來、屢降條令、禁殺牛、使耕稼而食。然其俗以農爲苦、乃曰、農本不爲之事、豈易學之。其殺牛如前、無有悛改、無利於國家、有害於生民甚矣。自今限十年、以新白丁農事實不實爲殿最、則守令皆盡心勸課、終必有成效矣。下政府

⁷¹ 『世宗実録』巻 27、7(1425)年 2 月 4 日(甲辰)、『実録』第 2 輯、652 頁。

⁷² 同書、巻 114、28(1446)年 10 月 28 日(壬戌)、『実録』第 4 輯、711 頁。

⁷³ 同書、巻 27、7(1425)年 2 月 4 日(甲辰)、『実録』第 1 輯、652 頁。

⁷⁴ 「如有賣農牛於韃鞮禾尺者及韃鞮禾尺、皆論以宰殺牛馬律、身充水軍。有捕獲露告者、以本人家産充賞。」同書、巻 115、29(1447)年 3 月 21 日(癸未)、『実録』第 5 輯、10 頁。

⁷⁵ 成宗 1(1470)年 2 月 8 日(丁巳)、『実録』第 8 輯、464 頁。

⁷⁶ 韓嬉淑前掲論文、281 頁。

議之。政府啓曰、此言甚合事宜。歴考條章、新白丁計口給田、賜郷録籍、與平民雜處、相爲婚嫁、假托丐乞、成群爲盜者、竝奪其馬、勒令賣之、以絶爲賊之計、其爲立法」(世宗 21(1439)年 2 月 16 日(乙丑)⁷⁷⁾

世宗 21(1439)年、前史曹判書朴信は、

「我が国に到る處にいる新白丁は營農の代わりに屠畜業をしながら遊んでいる。これに対して国家から何回も条令を出して、屠畜業を禁じて農業に従事させようとしたが、彼らの習俗からしたら農業を営むことはきつくてたまらないようだ。新しく農業を学ぶことはできず、屠畜業を続けて、過去の行いや態度のあやまちを認めて心を入れ替えることができない」と述べている。屠畜業に従事していた「新白丁」は、農耕生活ができなくて屠畜業生活を続けていた。

史料 2-S 「壬戌、判中樞院事李順蒙上書曰、……臣聞前朝之季、倭寇興行、民不聊生、然其間倭人不過一二、而本國之民、假著倭服、成黨作亂、是亦鑑也。今新白丁、與平民間居、相與作黨、爲盜宰殺牛馬之利、耳濡目染、以爲常事、或因嫌隙、故燒人家、將恐有難防之患。救弊之要、莫切於號牌。昔在太宗朝、號牌之法、試行數年、而流浪鮮少、或議煩擾民間而廢之」(世宗 28(1446)年 10 月 28 日(壬戌)⁷⁸⁾

しかし、史料 2-S の世宗 28(1446)年 10 月 28 日の条によると、結果的には「判中樞院事李順蒙は、今は新白丁が平民と付き合いをしながら徒党を組んで盜賊になったり、牛馬を宰殺して利益を得たりしている」と、同化はされず、屠畜業が社会問題につながると考えられていたようだ。

前に触れたように、『朝鮮王朝実録』の初期部分では「白丁」が屠畜業に従事した記録

⁷⁷⁾ 『世宗実録』巻 84、21(1439)年 2 月 16 日(乙丑)、『実録』第 4 輯、188 頁。

⁷⁸⁾ 同書、巻 114、28(1446)年 10 月 28 日(壬戌)、『実録』第 4 輯、711 頁。

が見られる。『成宗実録』巻 172、15(1484)年 11 月 20 日(癸卯)⁷⁹では「才白丁たちの宰殺行為には朝士(士大夫)たちとの関係がある」という記録があり、この二つの記録により、「白丁」と支配層との結託があったことがうかがえる。

ところで、朝鮮初期においては屠畜業は「白丁」身分だけの完全独占的な職業ではなかった。『朝鮮王朝実録』によると去骨匠⁸⁰と呼ばれている集団も屠畜業に従事していた。

表 2-7 『朝鮮王朝実録』所載去骨匠に関する記事一覧

年代	内容	出典
世祖 10(1464)年 8 月 4 日(乙酉)	刑曹は牛馬の屠畜する者すなわち、去骨匠をとらえることを命じた。	第 7 輯、644 頁
世祖 13(1467)年 1 月 4 日(辛未)	農牛の屠畜禁止に関する大司憲梁の上疏。去骨匠は屠畜をしている。	第 8 輯、56 頁
成宗 5(1474)年 2 月 7 日(壬戌)	金質は、京内で去骨匠が屠畜(牛)をしているので去骨匠の屠畜を禁止させるべきであると、王に意見を述べた。	第 9 輯、90 頁
成宗 5(1474)年閏 6 月 17 日(庚子)	洪允成らは去骨匠が屠畜をしていることを王に報告し、牛の屠畜を禁止させるべきであると、王に意見を述べた。	第 9 輯、119 頁
成宗 5(1474)年 12 月 7 日(戊子)	李亨元らは、家で牛を屠畜した者去骨匠に罰を与えるよう、王に頼んだ。	第 9 輯、171 頁
成宗 23(1492)年 2 月 24 日(乙丑)	刑曹は屠畜(牛)禁止文を王にみせて報告した。去骨匠は屠畜していると報告した。	第 12 輯、151 頁
中宗 5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)	去骨匠は即ち屠牛者である。人々は屠畜を職業としているものを大悪と思っている。	第 14 輯、418 頁
中宗 28(1533)年 7 月 14 日(乙卯)	成宗朝に去骨匠は家で屠畜をしていたと言った。	第 17 輯、446 頁

去骨匠について最初に登場する記事は次のものである。

史料 2-T 「傳旨刑曹曰、京城内以屠牛馬爲業、號稱去骨匠者、令五部管領坊里人密封以告、無時搜捕。且盜賊亦依此例搜捕。」(世祖 10(1464)年 8 月 4 日(乙酉)⁸¹)

史料 2-T の『世祖実録』には「京城に住んでいる去骨匠と呼ばれている牛馬屠畜業者を五部管領と坊里人に密封して報告させる。いつでも探して捕まえるように刑曹に伝える」と書かれている。そして去骨匠の職業は、牛馬の屠畜であることがわかる。去骨匠は、肉や皮を販売するため、骨と肉をさばく必要があった。彼らは牛をさばく技術を持っていたのであろう。太宗 6(1406)年から朝廷は「屠畜禁止令」を出していたのに、守令らは「屠

⁷⁹ 「然近日捕得宰殺牛隻者、多出於士大夫家行廊。士大夫家、若非内使、則搜得甚難。才白丁、以宰殺爲業、京中來接者多、朝士若許接、恣其所爲、固宜重論。婦女接處外、搜探何如。」『実録』第 10 輯、614 頁。

⁸⁰ カッパチ(갯마치)ともいわれている。

⁸¹ 『世祖実録』巻 34、10(1464)年 8 月 4 日(乙酉)、『実録』第 7 輯、644 頁。

畜禁止令」を守らず、京内で屠畜が行われていた。

史料 2-U 「昔者白丁、禾尺宰之、今則京外良民皆宰之、昔者多以爲筵宴之備而宰之、今則以市裏販賣而宰之、昔者盜於人而宰之、今則買於市而宰之。白丁有數也、而良民無數、筵宴有數也、而販賣無窮、盜殺有數也、而買殺無窮。以有數之牛、行無窮之殺於無窮之日、必如南山之松、盡伐而後已矣。昔爲宰牛賊、今稱去骨匠。閭閻處處、雜居爲之、大小隣里、專不爲怪。如有用肉之事、如取諸市、持價而往、求無不獲。臣聞衆心安定、謂之俗、此風已成矣。非大施刑罰、無以止之。自今限風俗歸正、始依軍法施行。」(世祖 13(1467)年 1 月 4 日(辛未)⁸²⁾

史料 2-U は、屠畜行為について、大司憲である梁誠之が王に報告したものである。

「昔は白丁と禾尺が牛を殺していたが、今は京外の良民が皆牛を殺している。昔は筵宴準備で牛をたくさん殺したが、今は市場の裏で販売するために牛を殺している。昔は牛を盗んで殺したが、今は市場で販売をするために牛を殺している。白丁は数が限られているが、良民の数は限りなく多い。筵宴は有限だが、販売は無限だ。牛を盗んで殺すことは有限だが、牛を買って殺すことは無限なので、限られている牛を無限に殺すことは、南山の松の木を全部切ってしまうことと同じだ。昔は牛を盗んで殺す盗賊だと言ったが、今は去骨匠といい、閭閻各處にいろいろな所で散らばって住みながら牛を殺している」とある。

この記録から、昔白丁と禾尺と呼ばれた人々が去骨匠と呼ばれ、彼らは市場の裏で皮・牛肉の販売業と屠畜業を営んでいた。注目すべき箇所は、屠畜に対して民衆たちは「臣聞衆心安定、謂之俗、此風已成矣。」と心の安定を感じ、屠畜は一つの風習であるといわれている部分である。去骨匠の屠畜業や肉・皮の販売業に対して民衆側には抵抗がなかったようである。

⁸²⁾ 同書、巻 41、13(1467)年 1 月 4 日(辛未)、『実録』第 8 輯、56 頁。

「白丁」と禾尺は農業に慣れなかったもので、生活方便として屠畜業に従事しようと去骨匠と名称を変えたのではないかと思われる。去骨匠となった「白丁」と禾尺は、堂々と屠畜業と牛肉・皮の販売業に従事したが、結果的に史料 2-V のように暴利をむさぼるために屠畜業に従事したと思われるようになった。

史料 2-V 「正言安口啓曰、京城中無頼之徒、日以屠牛爲業、名爲去骨匠、以規（窺）厚利者甚多、不可不痛禁、前者、稱外知部者、皆徙邊上問左右……金質曰、京中舊無去骨匠、土族家婚姻祭祀時、必請於司禱所而爲之、今則去骨匠者、無處無之、隨其現露、徙邊爲便」（成宗 5(1474)年 2 月 7 日(壬戌)⁸³）

史料 2-V には「当時の正言であった安口は、去骨匠は利益を吸い取るために屠畜業を恣にしているのでは、このことを禁止して彼らを辺境に移住させよう」と提議し、金質という人は、「京中は、昔は去骨匠がなくて土族家が婚姻の時とか祭祀のあるときには必ず司禱所で肉類を頼んで式が行われていたが、今は去骨匠がいない所はない。だから去骨匠を見付けたら辺境に移住させるべきである」という主張した。去骨匠も「白丁」身分と同様に辺境に移住させられ、居住地に対する差別を受けたといえる。

では、去骨匠はどの程度の屠畜業を行っていたのか。

史料 2-W① 「御經筵講訖、領事洪允成啓曰、今早甚、必有所召、臣意、都城内、有稱去骨匠者以屠牛爲業、国家雖立法嚴禁、其利甚厚、故人不畏法、爭効爲之、至以骨骼、積置路傍、感傷和氣、恐由於此、請盡刷此輩、逆諸遐裔、以痛懲之、正言安 啓曰、臣見坊曲之間、頗以牛頭骨、置溝渠中、以通行焉、其屠殺之多、可知」（成宗 5(1474)年閏 6 月 17 日(庚子)⁸⁴）

⁸³ 『成宗実録』巻 39、5(1474)年 2 月 7 日(壬戌)、『実録』第 9 輯、100 頁。

⁸⁴ 『実録』第 9 輯、121 頁。

史料 2-W①は、成宗 5 年に当時の領事の洪允成が王に提議した文書である。そのなかで「經筵⁸⁵で、日照りが甚だしいのは、去骨匠たちが屠畜業をするためだ。都内の去骨匠が暴利をむさぼるので、国家は禁止法を出したが、それを恐れず屠畜業をしている。そのために道路には牛馬の骨が積もっている。」正言の安口は「都城内の溝には牛の頭が放置されていて通行が不便だ」と言っていて、屠畜業が盛んに行われていたことが推測される⁸⁶。

同年には去骨匠と宗親(政治家)と結託した記録もある。

史料 2-W② 「大司憲執義、李亨元等上劄子曰、臣等聞、東陽正徐、命只收丘史、臣等口念、徐以宗親、交結去骨匠金山、使其奴卯同、許於其家屠牛、及爲本府吏所捕、不自畏縮、乃與其弟、率丘吏、成群劫奪、狂妄不道、罪犯至重、此而不治、何以懲惡大低去骨匠者、類皆借大家、垣墻、嚴固處屠殺、欲其不爲、金亂吏所發也、宗親之家、門戶深邃、禁亂吏卒、尤不得到、故交結無賴之人、恣行屠殺、事覺又不嚴治、則宗親將無所懲」(成宗 5(1474)年 12 月 7 日(戊子)⁸⁷)

成宗朝廷の大司憲執義であった李亨元の上書史料 2-W②によると「宗親の東陽正徐は、金山という去骨匠と結託し、自分の家で屠畜業をおこなっていた。しかし官吏は彼らの屠畜をおこなっていることについて調査をしようとしたが、かえって彼らは反抗した」ということが書かれている。この記録によると、去骨匠たちは有力者である宗親と結託していたこと、屠畜をおこなった場所は宗親の家であることがわかる。屠畜業が禁止されているにもかかわらず、宗親は屠畜業を行っていたのである。

中宗時代の北方徙民対象で登場する記録から屠畜業に対する差別意識がうかがえる。

⁸⁵ 王の学問のため、臣下と講説し、討論すること。

⁸⁶ 姜萬占「鮮初白丁考」『史学研究』18、韓国史学会、1964年、510頁。

⁸⁷ 『成宗実録』巻 50、5(1474)年 12 月 7 日(戊子)、『実録』第 9 輯、171 頁。

史料 2-W③ 「朴元宗議、今觀傳教之辭、上教甚當。去骨匠、即牛者也。曾立禁斷之法、非不詳且嚴也、緣官奉法不謹、犯法不止。今後嚴加糾摘、而如不自戢、令推刷全家徒邊無妨。姜渾、權鈞、洪景舟、申用漑、李季男議類此。柳順汀議、以屠牛爲業者、人所大惡、一朝盡刷徒邊、實快於人心、人心所快、天意亦可知矣。」(中宗 5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)⁸⁸⁾

この史料によると「以屠牛爲業者、人所大惡」のように屠畜業は、「人々が大いに悪む」職業であった。

去骨匠に関する史料は『成宗実録』巻 262、23(1492)年 2 月 24 日(乙丑)⁸⁹⁾の後、『中宗実録』28(1533)年 7 月 14 日(乙卯)⁹⁰⁾の記録を最後にして記録上には現れてこない。

皮を扱っていた職人、皮匠も存在した。『朝鮮王朝実録』のなかで皮匠に関する記事は次の通りである。

表 2-8 『朝鮮王朝実録』所載皮匠に関する記事一覧

年代	内容	出典
世宗 8(1426)年 11 月 17 日(丙午)	皮匠が詐欺罪で逮捕。	第 3 輯、49 頁。
世宗 9(1427)年 9 月 7 日(壬辰)	年貢について議論した。皮は皮匠が担当する。	第 3 輯、91 頁。
燕山 10(1504)年 1 月 18 日(庚辰)	王は熟皮匠、毛衣匠、靴匠は皆呼んで、針線婢及び合線婢の二人は宮殿のなかに入られるように命令した。	第 13 輯、590 頁。
中宗 1(1506)年 10 月 29 日(甲戌)	才人と白丁を「皮を扱う匠」として利用しているを崇祖が王に報告した。	第 14 輯、91 頁。
中宗 13(1518)年 6 月 27 日(乙未)	宗室登臨守舜臣を尋問した。	第 15 輯、456 頁。
中宗 17(1522)年 9 月 5 日(戊申)	定虜衛金弼巨は臣往定虜衛景孝曾の罪について政院日に報告した。	第 16 輯、160 頁。
中宗 17(1522)年 10 月 7 日(己卯)	南部蕭坊に住んでいる陶熟皮匠池龍は縁礬を上納した。	第 16 輯、164 頁。

以上、『高麗史』や『朝鮮王朝実録』に書かれている記録を通して「白丁」身分の職業について検討してきた。才人・禾尺の屠畜・狩猟の生活は、高麗末から続けられ、朝鮮王朝時代に「白丁」と改号された後も継承されていった。そして、柳器製造や屠畜業、肉販

⁸⁸⁾ 『中宗実録』巻 10、5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)、『実録』第 14 輯、148 頁。

⁸⁹⁾ 「乙丑、刑曹啓禁牛隻宰殺條、一、去骨匠錄簿、保授管領、切隣、本曹或遣人擿奸、其有犯者、依律論罪、全家徒邊、其管領、隣保、以知情藏匿罪人律科斷。」『成宗実録』巻 262、23(1492)年 2 月 24 日(乙丑)、『実録』第 12 輯、151 頁。

⁹⁰⁾ 当時屠畜業が盛行していた理由を成宗時代の去骨匠のせいにしていく。

「成宗朝、以去骨爲業者、皆全家入居。此雖不載續録、當時之俗太甚、故立法如此耳。今亦不可不禁斷。且見百姓流移困弊之事、官吏未嘗推恕、以皂隸定役、則擧族逃散、百姓無有田地者」『中宗実録』

売業は、農業を基本とする朝鮮王朝社会のなかで、社会的問題とされていった。牛を殺すことは法律で禁止されたにもかかわらず、「白丁」身分は農業に慣れなかったので、生活方便として屠畜業をし、彼らの代表的な職業として発展していた。その法律のことは『太宗実録』巻 22、11(1411)年 10 月 17 日(乙巳)⁹¹と『世宗実録』巻 84、21(1439)年 2 月 16 日(乙丑)⁹²に載っている。

才人・禾尺・「白丁」身分(「新白丁」、「禾白丁」、「才白丁」)は、柳器製造・牛馬の屠畜に従事し、去骨匠は主に肉・皮の販売業に従事していた。

去骨匠は、屠牛者という意味で、『世祖実録』に 2 件、『成宗実録』に 4 件、『中宗実録』に 2 件が出てくる。禾尺と「白丁」を去骨匠といているという記録から去骨匠の屠畜業は「白丁」身分から受け継がれていたものと考えられる。屠畜業は、「白丁」身分の固有職業⁹³であり、他の身分の人々は従事しなかったと考える。

巻 75、28(1533)年 7 月 14 日(乙卯)、『実録』第 17 輯、446 頁。

⁹¹ 『実録』第 1 輯、604 頁。

⁹² 『実録』第 4 輯、188 頁。

⁹³ 世祖 13(1467)年 1 月 4 日(辛未)の条には「昔者白丁、禾尺宰之、今則京外良民皆宰之、……白丁有數也、而良民無數、筵宴有數也、……今稱去骨匠。閭閻處處、雜居爲之」と書かれているが、この良民は「白丁」身分を意味していて、屠畜業は「白丁」身分だけが従事していたと考えられる。

第3章 「白丁」身分の役務と負担

次は「白丁」身分たちの役務と負担について検討してみたい。朝鮮初期には才人、禾尺は柳器製造業に従事していたので、国に年貢を納める義務があった。太宗 10(1410)年 11月 2日(甲子)付の記録には、

「太宗 10(1410)年 11月には時職・散職 2品および各司の西班大護軍以上に命じて、各々楮貨を通行させる条目を進言した。議政府は才人・禾尺の貢納と魚梁税・船税のなかで国用の魚物以外は全部楮貨⁹⁴で収納しよう⁹⁵としたとある。才人・禾尺の身貢として国家は楮貨を要求したのである。

そして前掲史料 2-E の太宗 14(1414)年 6月の記録には、

「豊海道都觀察使の李垠は、才人は楮貨 50枚、禾尺は楮貨 30枚の税貢を内資寺に収めさせようと上書で王に意向を述べた。ところが、才人と禾尺が平民と雑居して軍役を負担していたら、税金を免除する⁹⁶とある。この楮貨での納税は実際には実施できず、楮貨代わりに柳器製造品を捧げなければならなかったが⁹⁷、才人と禾尺には朝鮮初期から軍役という役務が課されていた。

第1節 警備及び軍事動員

国家は「白丁」を軍事的な目的に動員し、軍籍に編入させようとする政策を強化して

⁹⁴ 高麗末期・朝鮮初期に貨幣で使われた楮注紙。

⁹⁵ 『太宗実録』卷 20、10(1410)年 11月 2日(甲子)、『実録』第 1輯、569頁。

⁹⁶ 前述のように楮貨の量が「才人は楮貨 50枚、禾尺は楮貨 30枚」と違うように、才人と禾尺では取り扱いが区別されていたと推測される。

⁹⁷ 韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状態と強盗活動」『韓国史学報』第 6号、韓国史学会、1999年 3月、278頁。文喆永「高麗末・朝鮮初白丁の身分と差役」『ソウル言葉研究』26、ソウル大学校、1991年 12月、74頁。

いた⁹⁸。才人・禾尺が「白丁」と改号され、同化政策の一つとして彼らが持っていた活動性と強靱な気質、熟練した武術の腕前などで、朝鮮王朝初期の倭寇の侵略のときには、有益な軍事力として利用されたと言われている⁹⁹。

「白丁」たちが国防に利用された記録は高麗末期から見られる。『高麗史』恭愍王世家によると「楊廣道(現在忠清道)と全羅道の才人・禾尺を西北面の戍卒にさせた」¹⁰⁰という内容が見られる。禡王 2(1376) 年にも「倭寇を防禦するため、官と大小品その弟子、閑散両班、百姓、各宮司倉庫の私奴漢、僧人、郷吏と才人・禾尺の中で武才のある者に装備を備えて動員した」という記録がある(史料 3-A)。狩猟生活の習慣で一般人より武術に優れていた才人・禾尺を軍役に利用したのである。

表 3-1 『朝鮮王朝実録』 所載才人の軍役に関する記事一覧

年代	内容	出典
太宗 4(1404)年 9月 19日(丁巳)	軍役	第 1 輯、306 頁
世宗 1(1419)年 6月 2日(乙亥)	軍役	第 2 輯、320 頁
世宗 3(1421)年 10月 11日(庚子)	軍役	第 2 輯、457 頁
世宗 4(1420)年 11月 24日(丁丑)	同化政策の一環として軍籍に登録させる。	第 2 輯、513 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	同化政策の一環として軍籍に登録させる。	第 2 輯、559 頁
文宗 1(1451)年 1月 6日(丙午)	各種のなかで武才と勇気のあるものを選び、報告するように命じた。	第 6 輯、342 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	軍役	第 6 輯、378 頁
世祖 5(1459)年 4月 22日(癸酉)	軍役	第 7 輯、324 頁
世祖 5(1459)年 8月 24日(癸酉)	軍政	第 7 輯、344 頁
世祖 12(1466)年 1月 21日(甲子)	軍役	第 8 輯、4 頁
成宗 22(1491)年 4月 23日(戊辰)	軍役	第 12 輯、16 頁
燕山 9(1503)年 2月 23日(庚申)	軍役	第 13 輯、547 頁
燕山 11(1505)年 11月 10日(辛卯)	軍役	第 14 輯、27 頁
中宗 2(1507)年 10月 29日(己亥)	軍役	第 14 輯、200 頁
光海即位(1608)年 2月 19日(丙子)	軍役	第 31 輯、269 頁
光海 11(1619)年 9月 19日(戊戌)	軍役	第 33 輯、267 頁

表 3-2 『朝鮮王朝実録』 所載禾尺の軍役に関する記事一覧

年代	内容	出典
太宗 4(1404)年 9月 19日(丁巳)	軍役	第 1 輯、306 頁
太宗 12(1412)年 1月 18日(癸卯)	忠清道の水軍に禾尺を所属させようと命令した。	第 1 輯、662 頁
世宗 1(1419)年 6月 2日(乙亥)	軍役	第 2 輯、320 頁
世宗 3(1421)年 10月 11日(庚子)	軍役	第 2 輯、457 頁
世宗 4(1420)年 11月 24日(丁丑)	同化政策の一環として軍籍に登録させる。	第 2 輯、513 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	同化政策の一環として軍籍に登録させる。	第 2 輯、559 頁
文宗 1(1451)年 1月 6日(丙午)	軍役	第 6 輯、342 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	軍役	第 6 輯、378 頁
世祖 5(1459)年 4月 22日(癸酉)	軍役	第 7 輯、324 頁

史料 3-A 「禡曰、四方盜賊未息、軍政、當時所急、今後、每當興師之際、令各道

⁹⁸ 姜萬吉前掲論文、519 頁。

⁹⁹ 韓嬉淑前掲論文、283～284 頁。

都巡問使……、大小品官 及弟子、閑散兩班、百姓、諸宮司、倉庫私奴漢、才人、禾尺、僧人、郷吏中、擇便弓馬者、各備兵器及冬衣、戎衣、二朔料口、未乾飯以待、如有緩急、元帥、各軍目、道兵器馬使、及期來會」（『高麗史』兵志 1、禡王 2、丙辰(1376 年)7 月¹⁰¹⁾

また同王 3(1377)年にも倭寇防備のために兩班、百姓とともに才人・禾尺を兵士として軍翼に編入させている(史料 3-B)。

史料 3-B 「都堂議置軍翼、遺各道計口、元帥下旨限、倭寇寢息、依西北面例、各道、皆置軍翼、擇請白能射御者、自奉翊至四品、爲千戸、五六品爲千戸、參外爲統主千戸統千名、百戸百名、統主十名録籍、其餘三品至六品、分口各翼、備軍品衣甲、以兩班、百姓、才人、禾尺爲軍人、人吏、口子、官、寺、倉庫、宮司奴私奴爲烟戸軍」（『高麗史』志 35、兵志 1、禡王 3、丁巳(1377 年) 12 月¹⁰²⁾

史料 3-A と 3-B でわかるように高麗末期から才人・禾尺は軍事的に優れていた¹⁰³⁾。そして、各種軍役に動員されていた。朝鮮王朝時代にはどうなったのであろうか。朝鮮時代の「白丁」の軍役(警備も含む)の動員に関する記録を検討してみよう。

¹⁰⁰⁾ 『譯註高麗史 第 2 (世家 2)』東亜大学校古典研究室、1971 年、247 頁。

¹⁰¹⁾ 『高麗史 中』82 志、卷第 35、兵 1、延世大学校東方学研究所、景仁文化社、1961 年、786 頁。

¹⁰²⁾ 同上、789 頁。

¹⁰³⁾ 姜萬吉前掲論文、520 頁。

表 3-3 『朝鮮王朝実録』 所載「白丁」、「新白丁」、「禾白丁」、「才白丁」身分の軍役(警備も含む)に関する記事一覧

年代	「白丁」、「新白丁」、「禾白丁」、「才白丁」	内容	出典
太宗 4(1404)年 9月 19日(丁巳)	白丁	軍役	第1輯、306頁
太宗 6(1406)年 6月 5日(癸亥)	白丁	白丁は官職と軍役の免除を訴えている。	第1輯、359頁
太宗 15(1415)年 3月 8日(丙午)	白丁	議政府、六曹は人心を和合する条目や軍政、雑税について報告した。	第2輯、54頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	白丁	同化政策の一環として軍籍に登録させる。	第2輯、559頁
世宗 6(1424)年 10月 10日(辛亥)	新白丁	軍役	第2輯、629頁
世宗 7(1425)年 1月 22日(癸巳)	新白丁	新白丁の軍役を決める。	第2輯、649頁
世宗 7(1425)年 2月 4日(甲辰)	新白丁、白丁	軍籍に編入させる。	第2輯、652頁
世宗 7(1425)年 2月 27日(丁卯)	新白丁	警備	第2輯、658頁
世宗 8(1426)年 1月 4日(己亥)	新白丁	警備	第3輯、1頁
世宗 10(1428)年 閏4月 30日(辛亥)	新白丁	警備。盜賊をとらえる役務をさせた。	第3輯、130頁
世宗 10(1428)年 9月 25日(甲戌)	新白丁	中央軍に編入させる。	第3輯、146頁
世宗 12(1430)年 6月 23日(壬辰)	新白丁	新白丁を選び、城を守らせた。	第3輯、242頁
世宗 14(1432)年 9月 1日(丙辰)	白丁	補充軍	第3輯、414頁
世宗 14(1432)年 10月 12日(丁酉)	新白丁	軍役	第3輯、420頁
世宗 15(1433)年 2月 27日(辛亥)	新白丁	新白丁に平安・黃海道、二つ道に警備をさせる。	第3輯、453頁
世宗 15(1433)年 8月 13日(癸巳)	新白丁	全羅道地方に武術のある新白丁を行かせた。	第3輯、499頁
世宗 15(1433)年 閏8月 16日(丙寅)	新白丁	警備	第3輯、507頁
世宗 18(1436)年 閏6月 18日(癸未)	白丁	軍役	第4輯、3頁
世宗 21(1439)年 2月 16日(乙丑)	新白丁	軍役	第4輯、188頁
世宗 21(1439)年 9月 15日(庚申)	白丁、新白丁	警備	第4輯、238頁
世宗 32(1450)年 1月 15日(辛卯)	白丁	軍役	第5輯、156頁
文宗即位(1450)年 10月 10日(庚辰)	白丁	軍役	第6輯、302頁
文宗 1(1451)年 1月 6日(丙午)	両色白丁	軍役	第6輯、342頁
文宗 1(1451)年 4月 17日(乙酉)	白丁	警備	第6輯、377頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	両色白丁	軍役	第6輯、378頁
世祖 5(1459)年 8月 24日(癸酉)	白丁	軍政	第7輯、344頁
世祖 6(1460)年 1月 16日(丁丑)	才白丁	軍政	第7輯、363頁
世祖 13(1467)年 7月 1日(甲子)	白丁	警備	第8輯、92頁
成宗 1(1470)年 2月 30日(己卯)	白丁、才白丁	軍役	第8輯、473頁
成宗 3(1472)年 2月 1日(戊辰)	才白丁	軍役	第8輯、629頁
成宗 7(1476)年 7月 18日(己未)	才白丁	軍役	第9輯、539頁
成宗 20(1489)年 10月 2日(丙戌)	才白丁將	軍役	第11輯、521頁
成宗 22(1491)年 4月 23日(戊辰)	白丁	軍役	第12輯、16頁
燕山 5(1499)年 9月 16日(癸酉)	才白丁	軍役	第13輯、377頁
燕山 9(1503)年 2月 23日(庚申)	白丁	軍役	第13輯、547頁
燕山 10(1504)年 9月 12日(己亥)	才白丁	軍役	第13輯、661頁
燕山 11(1505)年 11月 10日(辛卯)	白丁	軍役	第14輯、27頁
中宗 2(1507)年 10月 29日(己亥)	白丁	軍役	第14輯、200頁
中宗 16(1521)年 3月 5日(丁巳)	才白丁	軍役	第16輯、20頁
中宗 22(1527)年 2月 7日(甲寅)	才白丁	軍役	第16輯、549頁
中宗 31(1536)年 6月 21日(甲辰)	才白丁	軍役	第17輯、666頁
中宗 31(1536)年 7月 18日(辛未)	才白丁	軍役	第17輯、672頁
中宗 31(1536)年 9月 10日(壬戌)	才白丁	軍役	第17輯、681頁
宣祖 34(1601)年 3月 18日(丙辰)	白丁	軍役	第24輯、218頁
光海即位(1608)年 2月 19日(丙子)	白丁	軍役	第31輯、269頁
光海 11(1619)年 9月 19日(戊戌)	白丁	軍役	第33輯、267頁
光海 12(1620)年 6月 29日(乙亥)	白丁	軍役	第33輯、329頁

史料 3-C 「召議政府、六曹及三軍都鎮撫使、黃喜等曰、京中侍衛、亦不可口古人有言精兵一百、所向無前、不必加送、但抄平安黃海兩道新白丁、作牌人送、則此徒、慣行山坂、熟於弓矢、似有益也」(世宗 15(1433)年 2月 27日(辛亥)¹⁰⁴)

世宗 15(1433)年には野人(=女眞族)討伐を計画したとき、議政府の黃喜等が山坂を行ったり来たりして弓を射ることに上手な「白丁」たちを動員したことがわかる。

¹⁰⁴ 『世宗実録』 卷 59、15(1433)年 2月 27日(辛亥)、『実録』 第3輯、453頁。

史料 3-D 「抄全羅道新白丁有武才者、赴防則可以除京中軍供億之煩」（世宗 15(1433)年 8 月 13 日(癸巳)¹⁰⁵⁾

このように、同年 8 月にも「全羅道の新白丁の中で武才がある者を選んで国境警備に充たしよ」という意見が出されている。

史料 3-E 「下三道營鎮属及各官山行除役新白丁等、常習畋獵、能騎能歩、若用此輩、所謂以蠻夷攻撃蠻夷也、臣願、塩干、白丁内、能騎能歩壯勇出衆者、誘使應募、或旁求選揀」（世宗 18(1436)年閏 6 月 18 日(癸未)¹⁰⁶⁾

次に才人、禾尺、「白丁」、「新白丁」、「両色白丁」、「禾白丁」、「才白丁」が実際に軍役に動員された記録をみてみよう。

史料 3-F 「兩上命召、柳廷顯、朴嘗李原、許稠等議、乘虛征對馬便否……即命以長川君李從茂、爲三軍都體察使……將慶尚、全羅、忠清三道、兵船二百艘、下番甲士、別牌及守城軍、營属才人、禾尺……等、以邀倭寇還歸之路、約以六月初八日、各道兵船並集見及梁以待」（世宗 1(1419)年 5 月 14 日(戊午)¹⁰⁷⁾

史料 3-G 「兵曹啓、今以諸道兵船、往征對馬島、因此、各浦防禦虚疎、今留防兵船、分運屯泊、要害之處、陸地、亦令下番甲士、別牌、侍衛牌、鎮属及才人、禾尺、日守兩班、可爲防、上王從之」（世宗 1(1419)年 6 月 2 日(乙亥)¹⁰⁸⁾

¹⁰⁵⁾ 同書、卷 61、15(1433)年 8 月 13 日(癸巳)、『実録』第 3 輯、499 頁。

¹⁰⁶⁾ 同書、卷 73、18(1436)年 6 月 18 日(癸未)、『実録』第 4 輯、3 頁。

¹⁰⁷⁾ 同書、卷 4、1(1419)年 5 月 14 日(戊午)、『実録』第 2 輯、316 頁。

¹⁰⁸⁾ 同書、卷 4、1(1419)年 6 月 2 日(乙亥)、『実録』第 2 輯、320 頁。

史料 3-H 「乘船至代浦、爲倭所虜、態新懸二人、至巨濟島神堂串、又爲倭所虜、倭賊出沒海中、乘間殺擄、構怨欲復、非一日矣、不可不備己、徵聚附近郡懸、侍衛牌、別牌、才人、禾尺以備之」(世宗 3(1421)年 10 月 11 日(庚子)¹⁰⁹)

史料 3-I 「江原道監司啓、各官新白丁、居計才品分揀、於別牌、侍衛牌、守城軍、隨宜定役、其正軍九十八名、奉足四百二十六名」(世宗 7(1425)年 1 月 22 日(癸巳)¹¹⁰)

史料 3-J 「兵曹啓、曾奉教旨、據忠清道兵馬都節制使牒、與政府該曹同議……請各道侍衛牌、並依前數、定爲十二牌、令一年一番上於各官、散住新白丁、可當侍衛牌」(世宗 8(1426)年 1 月 4 日(己亥)¹¹¹)

史料 3-K 「兵曹啓、新白丁、已與平民例、論許屬侍衛牌、請依他侍衛牌、例甲士取才」(世宗 10(1428)年 9 月 25 日(甲戌)¹¹²)

史料 3-L 「兵曹與議政府同議啓、各年武科及甲士、別侍衛去官人等、姓名、住接處、京中則漢城府、外方則觀察使、備細搜檢。各州、郡住及品官及閑良、營鎮屬軍官、才力、智勇特異、堪爲禦侮者、各道節制使、備細訪問、親自選遞、不拘定額、開寫以啓。各州、郡兩色白丁及各浦船軍、鹽干、才力可用者、亦令節制使、親閱、不拘定額、錄名以聞。從之。」(文宗 1(1451)年 1 月 6 日(丙午)¹¹³)

史料 3-M 「兵曹啓、才人、禾尺、曾屬守城軍、侍衛牌者、已令試充補甲士、其無

¹⁰⁹ 同書、卷 13、3(1421)年 10 月 11 日(庚子)、『實錄』第 2 輯、467 頁。

¹¹⁰ 同書、卷 27、7(1425)年 1 月 22 日(癸巳)、『實錄』第 2 輯、649 頁。

¹¹¹ 同書、卷 31、8(1426)年 1 月 4 日(己亥)、『實錄』第 3 輯、1 頁。

¹¹² 同書、卷 41、10(1428)年 9 月 25 日(甲戌)、『實錄』第 3 輯、146 頁。

軍役者、則不許取才、此輩非他平民之例、雖無軍役者、請並許取才、以通仕路、從之。」(世祖 5(1459)年 8 月 24 日(癸酉)¹¹⁴)

才人・禾尺は世宗元年(1419 年)5 月には、對馬島征伐に下番甲士、別爲、侍衛牌等と一緒に参戦して(史料 3-F)、6 月には對馬島征伐の遠征で防備が疎かになった各浦口の守備を下番甲士、別牌、侍衛牌、鎮軍、日守、兩班とともに担った(史料 3-G)。そして世宗 3(1421)年對馬島討伐後にも侍衛牌、別牌等と倭寇防備に活躍したのである(史料 3-H)。世宗 7(1425)年にはその資質によって別牌、侍衛牌、守城軍の正軍で 98 名、奉足で 426 名が編入されて(史料 3-I)、翌年には「新白丁」の一部分を侍衛牌に編入させ、各鎮に所属させて營属軍と一緒に辺境の地に派遣された(史料 3-J)。

世宗 10(1428)年には、「白丁」が侍衛牌に許属されて甲士に選ばれたという記録もある(史料 3-K)。

世祖 5(1459)年には、守城軍と侍衛牌に属している才人・禾尺を試験によって甲士に補充し、軍役に属していない者も一般平民より優待して選ぶことにしたのである(史料 3-M)。

以上、「白丁」たちを軍役に動員させた記録を検討してみた。軍役に動員された背景には同化政策があった。前に述べたように朝鮮初期の「白丁」は、柳器製造・屠畜業に従事していたが、国家に対する一定の役はなかった。

農業政策を根幹としていた朝鮮時代に彼らの「屠畜業」は政策に反することであった。そして彼らの生業である牧畜、狩猟、歌舞などを守るために集団生活をする過程で、国家との摩擦や、ときには略奪行為、強盗、放火、殺人など社会問題を引き起こした。

このような状況で、国家は「白丁」を同化しようとする政策の一つとして、軍事への動員や軍籍への編入を推進していた。「白丁」の武術に強い気質は「白丁」の前身である才

¹¹³ 『文宗実録』 卷 5、1(1451)年 1 月 6 日(丙午)、『実録』 第 6 輯、342 頁。

¹¹⁴ 『世祖実録』 卷 16、5(1459)年 8 月 24 日(癸酉)、『実録』 第 7 輯、344 頁。

人・禾尺から受け継がれたものであった。軍役を通じた「白丁」の同化策は、営農や混住政策より比較的 success を収めたと姜萬吉は述べている¹¹⁵。

しかし、この役務によって「白丁」の武術が強くなった結果、他の同化政策であった営農法や混住制策などが失敗したと考えられる。要するに同化政策が失敗につながった原因の一つだと考えられる。

第2節 狩りのときの動員

国家は「白丁」の優れている武術を軍事的な目的に動員し、軍籍に編入させようとする政策を強化していたが、講武¹¹⁶するときにも同行させられた。「白丁」身分の人々は農期には農夫となり、戦争や侵略された場合は兵士に動員され、王の講武の時には狩りに行かなければならなかった。また狩猟生活から得たものも国の税金として払わなければならなかった。才人・禾尺・「白丁」身分が狩りのときに動員された史料をまとめると次の通りである。

表3-4 『朝鮮王朝実録』所載才人の狩りに関する記事一覧

年代	内容	出典
太宗 13(1413)年 3月 4日(癸未)	広州で狩りすることを命じた。	第1輯、664頁
太宗 13(1413)年 9月 16日(壬辰)	王の狩りのために徴発した。	第1輯、688頁
太宗 14(1414)年 閏9月 3日(壬辰)	驅軍として徴発	第2輯、39頁
太宗 16(1416)年 7月 3日(壬辰)	景福宮の裏にもうけた庭園で猿と鹿を養っている。これを捕獲したのはの張先である。	第2輯、126頁
世宗 1(1419)年 2月 20日(乙未)	王の狩りに動員	第2輯、303頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	王の狩りに動員	第2輯、559頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	王の狩りに動員	第6輯、378頁
世祖 5(1423)年 8月 24日(癸酉)	讓寧大君の狩りに動員された。	第7輯、344頁
世祖 12(1466)年 1月 21日(甲子)	王の狩りに動員	第8輯、4頁
燕山 9(1503)年 2月 23日(庚申)	奉常寺判官は王に農期に才人・白丁を狩りに動員することを避けようといった。	第13輯、547頁
中宗 28(1533)年 10月 7日(丙子)	悪戯を追い出す仕事。	第16輯、474頁
中宗 31(1536)年 1月 9日(乙丑)	20日後、狩りに行くことを計画したが、25日後に変更した。	第17輯、630頁
明宗 16(1561)年 10月 14日(庚午)	儺禮(中国の勅使に対するもてなしや王の御幸)の時に動員される才人男女を調べた。	第20輯、605頁

¹¹⁵ 姜萬吉前掲論文、522～523頁。

¹¹⁶ 朝鮮時代に王の武芸をみながくための行事。王は臣下と平民を集め、一定の場所で狩りに出た。京中で狩りに行く時には、四季の終わり頃に行われ、地方で狩りに行く時には春・秋に行われていた。捕らえた動物は国家の祭事に使用した。

表 3-5 『朝鮮王朝実録』 所載禾尺の狩りに関する記事一覧

年代	内容	出典
太宗 13(1413)年 3月 4日(癸未)	広州で狩りを命じた。	第 1 輯、664 頁
太宗 13(1413)年 9月 16日(壬辰)	王の狩りのために徴発した。	第 1 輯、688 頁
世宗 1(1419)年 2月 20日(乙未)	王の狩りに動員	第 2 輯、303 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	王の狩りに動員	第 2 輯、559 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	王の狩りに動員	第 6 輯、378 頁

表 3-6 『朝鮮王朝実録』 所載「白丁」、「新白丁」、「禾白丁」、「才白丁」身分の狩りに関する記事一覧

年代	白丁、新白丁、禾白丁、才白丁	内容	出典
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	白丁	狩りに動員	第 2 輯、559 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	両色白丁	王の狩りに動員	第 6 輯、378 頁
世祖 5(1423)年 8月 24日(癸酉)	白丁	讓寧大君の狩りに動員された。	第 7 輯、344 頁
世祖 6(1460)年 1月 16日(甲午)	才白丁	狩りに動員	第 7 輯、363 頁
世祖 12(1466)年 1月 21日(甲子)	白丁	驅軍として徴発することを命令した。	第 8 輯、4 頁
世祖 14(1468)年 5月 7日(丙寅)	才白丁	王は狩りに催すために才白丁を徴発することを命じた。	第 8 輯、183 頁
燕山 9(1503)年 2月 23日(庚申)	白丁	奉常寺判官は王に農期に才人・白丁を狩りに動員することを避けようといった。	第 13 輯、547 頁
燕山 10(1504)年 9月 12日(己亥)	才白丁	講武するとき、才白丁は自分の弓、矢に住んでいる村の名前を刻むように命令した。	第 13 輯、661 頁
中宗 16(1521)年 3月 5日(丁巳)	才白丁	王は農期に軍民と才白丁を狩りに動員することを避けようと命令した。	第 16 輯、20 頁
中宗 17(1522)年 10月 19日(辛卯)	才白丁	進上(狩りに動員)	第 16 輯、170 頁
中宗 22(1527)年 2月 7日(甲寅)	才白丁	王は農期に軍民と才白丁を狩りに動員することを避けようと命令した。	第 16 輯、549 頁
中宗 28(1533)年 10月 7日(丙子)	白丁	悉獣を追い出す仕事。	第 16 輯、474 頁
中宗 31(1536)年 1月 9日(乙丑)	白丁	20 日後、狩りに行くことを計画したが、25 日後に変更した。	第 17 輯、630 頁
中宗 31(1536)年 6月 21日(甲辰)	才白丁	講武の兵士を京畿の才人・白丁を徴発することを命令した。	第 17 輯、666 頁
中宗 31(1536)年 7月 18日(辛未)	才白丁	講武の兵士を才白丁以外、雑類(譯官、医員などの職業を持っている人)から二つに分けることを命令した。	第 17 輯、672 頁
中宗 31(1536)年 12月 5日(丙戌)	才白丁	天使全員に支供するために京畿才白丁と京中の下番兵士らが狩猟する必要はないといった。	第 18 輯、3 頁

第 3 節 柳器等の上納

第 2 章の職業のところ、**「白丁」**の柳器製造品及び狩猟生活から得たものを上納したと述べたが、役務と関係があるのでここでもう一度、簡単に言及する。

太宗 14(1414)年 6 月に豊海道都觀察使の李垠議は、才人・禾尺の貢納として、楮貨を要求したのである。その内容は「才人は楮貨 50 枚、禾尺は楮貨 30 枚の税貢を内資寺に収めさせよう」という上書があった(史料 2-E)。しかし前述のように楮貨の納税は実際には実施できず、楮貨の代わりに柳器製造品を捧げなければならなかった。「白丁」の生活を安定させるために、国家は彼らに閑田と陳田を支給して農事に従事させながら柳器と皮・筋・角などの納貢を要求した(史料 1-A)。

世宗 6(1424)年以前は柳製品は、才人と禾尺が上納することになっていたが、1424 年からは民戸からも上納させるようにした。

以上、「白丁」身分に課せられた役務・負担を『実録』を通じて検討してきた。軍事と狩りへの動員及び柳器製造品・狩猟生活から得たのも(皮革製造品)の上納がそれである。

第4章 「白丁」身分に対する差別

『朝鮮王朝実録』に現れている「白丁」の生活は被差別の実態そのものであったと考えられる。「白丁」は、生活全領域においてさまざまな差別を受けた。ここでは、『朝鮮王朝実録』の記録をもとに「白丁」が受けた差別について論じてみたい。差別の形態を大きく分けて、(1)職業に対する差別、(2)居住地に対する差別、(3)結婚差別、(4)教育差別、(5)日常生活上の差別の五つがあると考えられる。記録から五つの領域において差別されたことを検討してみよう。

表4-1は、『実録』による「白丁」身分に対する差別・差別意識をまとめたものである。

表 4-1 『朝鮮王朝実録』 所載「白丁」身分への差別意識と差別関係記事一覧

年代	内容	差別状況・差別意識	出典
太宗 11(1411)年 10月 17日(乙巳)	才人の風習を「醜悪風習」という。	職業差別、不浄視	第 1 輯、606 頁
世宗 2(1420)年 11月 7日(辛未)	各官吏たちは才人・禾尺に対する同化政策を施行していなかった。	他の身分と区別、賤視	第 2 輯、415 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	才人・禾尺・白丁を異類としてみている。一般平民は才人・禾尺・白丁を区別して結婚しようとしていない。	他の身分と区別、異類視	第 2 輯、559 頁
世宗 6(1424)年 3月 8日(甲申)	才人・禾尺の屠畜と一般平民との結婚を禁止する。	職業差別、賤視	第 2 輯、585 頁
世宗 7(1425)年 2月 4日(甲辰)	屠畜は奸悪である。	職業差別、不浄視	第 2 輯、652 頁
世宗 7(1425)年 12月 5日(庚午)	母岳山の下に住んでいる新白丁は、屠畜をしているので畿外に住ませる。	職業差別、居住地差別、不浄視	第 2 輯、704 頁
世宗 9(1427)年 11月 27日(辛亥)	新白丁と平民が雑処させる令を下した。	居住地差別	第 3 輯、103 頁
世宗 10(1428)年 閏 4月 3日(甲申)	同化政策で才人・白丁を一般平民と一緒に住ませる。	居住地差別	第 3 輯、127 頁
世宗 10(1428)年 5月 19日(庚午)	盗賊の増加により平安道に防護所を設置し、新白丁の出入りを禁止した。	他の身分と区別	第 3 輯、72 頁
世宗 14(1432)年 10月 12日(丁酉)	新白丁はもう平民と雑居し、婚姻して軍役を差定することになったので、郷学に出られるように許可を得た。	教育差別から教育の自由を得る。	第 3 輯、420 頁
世宗 16(1434)年 4月 24日(辛未)	牛馬盗賊の増加により①牧場のなかでは農民以外、仕事のない人は追い出す。②牧場の近くに住んでいる新白丁は皆 5、60 里離れている場所に追う出だす。	居住地差別	第 3 輯、560 頁
世宗 17(1435)年 8月 27日(丙寅)	才人・禾尺に同化政策を下した。	職業差別、結婚差別、居住地差別	第 3 輯、649 頁
世宗 21(1439)年 2月 16日(乙丑)	新白丁は無職である。国家では屠畜業は利益になれない。	職業差別、賤視	第 4 輯、188 頁
世宗 24(1442)年 8月 6日(癸巳)	官吏と人民たちは白丁を新白丁と呼び、平民と区別している。守令たちは新白丁い狩りをさせて、柳器も常に収めている。	他の身分と区別	第 4 輯、247 頁
世宗 28(1446)年 10月 28日(壬戌)	厳しい役務で良民、公賤・私賤、新白丁は流浪しながら盗賊生活をしているので、再び號牌法を施行するように命じた。	平民の区別	第 4 輯、711 頁
世宗 30(1448)年 4月 29日(庚子)	異類とみている。	他の身分と区別、異類視	第 5 輯、59 頁
文宗 1(1451)年 6月 16日(癸未)	両色白丁と平民は互いに結婚せず、自ら区別しているので、白丁と平民を結婚させるべきだという。	結婚差別、他の身分と区別	第 6 輯、401 頁
端宗即位(1452)年 11月 1日(己未)	飢饉で盗賊の増加により才人・禾尺の夜間出入りを禁じた。	他の身分と区別	第 6 輯、551 頁
世祖 9(1463)年 5月 8日(丙申)	才人・白丁は盗賊になっているので、京中の才人・白丁をさっそく故郷に追い出すように命じた。	居住地差別、才人・白丁は盗賊であると見ている。	第 7 輯、574 頁
世祖 11(1465)年 5月 25日(辛未)	盗賊は白丁身分であるという。		第 7 輯、687 頁
世祖 14(1468)年 8月 14日(辛丑)	崔灝元は安孝禮に「あなたは白丁の孫である」と批判した。	屈辱的表現	第 8 輯、207 頁
成宗 1(1470)年 2月 8日(丁巳)	才白丁が群聚すると盗みたいという気持ちが生まれてくるという。そうすると平民に被害を与えることになるからである。	偏見	第 8 輯、464 頁
成宗 2(1472)年 2月 18日(辰酉)	強盗犯はほとんどが才人・白丁である。彼らは本業もなく、農業に従事してないからである。	偏見	第 8 輯、555 頁
成宗 2(1472)年 7月 16日(丁亥)	白丁朴吾乙と私奴婢良奉は、屠畜で白丁朴吾乙は絞待時に、私奴婢良奉は枚一百、流 3 千里、刺字に三覆して処された。	同じく屠畜を働いたが、刑罰が違っている。	第 8 輯、589 頁
成宗 2(1472)年 7月 21日(壬辰)	白丁成丹と私奴婢莫同・李松は、牛を盗んだ罪で絞待時に、私奴婢莫同・李松は枚一百、流 3 千里、刺字に三覆して処された。	同じく屠畜を働いたが、刑罰が違っている。	第 8 輯、589 頁
成宗 3(1473)年 1月 5日(壬寅)	京外に住んでいる才白丁を京中に入れないように命じた。京中の人との往来も禁じた。	居住地差別	第 8 輯、622 頁

成宗 4(1473)年 4月 24日(甲申)	白丁は本来、居室がなく、山野に住んでいる。国家は平民と白丁と一緒に住むことと結婚することを禁じている法を立てた。	居住地差別、結婚差別	第 9 輯、51 頁
成宗 4(1473)年 8月 21日(庚辰)	才人・白丁の逃亡(居住地から逃亡している)を防ぐために行状を発給した。		第 9 輯、55 頁
成宗 6(1475)年 4月 12日(庚寅)	これから才人・白丁と呼ぶことを禁じて、一般平民と雑居させることを命じた。	才人・白丁は差別語であると治者はいう。	第 9 輯、214 頁
成宗 7(1476)年 7月 18日(己未)	才白丁を異類とみている。	異類視	第 9 輯、359 頁
成宗 19(1488)年 11月 11日(庚午)	刑曹は白丁の結婚について「白丁と平民が結婚することを禁止」したが、前例のように白丁と平民が結婚できるように許可すべきだと王に意見と述べた。	結婚差別	第 11 輯、399 頁
成宗 20(1489)年 9月 26日(辛巳)	才人・白丁はほとんど盗賊だから、区別しようという。	他の身分と区別	第 11 輯、519 頁
成宗 20(1489)年 10月 15日(己亥)	王は「盗賊は皆才白丁だというのは間違っている」という。	才白丁は盗賊であると見ている。	第 11 輯、526 頁
成宗 20(1489)年 12月 9日(壬辰)	才人、白丁を異類とみていて、区別している。盗賊の増加を減らすためにその区別をなくし、良民と一緒にすることによって盗賊はなくなるといった。	他の身分と区別	第 11 輯、551 頁
成宗 21(1490)年 4月 7日(己丑)	盗賊の増加を減らすために才白丁に対する区別をなくそうといった。	白丁身分に対して区別していたと認めた。	第 11 輯、583 頁
成宗 23(1492)年 7月 19日(壬寅)	白丁をたくさん占有している。		第 12 輯、207 頁
中宗 5(1510)年 3月 26日(辛巳)	(去骨匠)屠畜業は民衆から「大悪」と思われている。	職業差別	第 14 輯、418 頁
中宗 7(1512)年 11月 4日(甲戌)	南原の品官たちは、才白丁を自分の家に連れていて勝手に働かせた。その才白丁は元々2千人だったという。		第 14 輯、621 頁
中宗 9(1514)年 10月 13日(壬寅)	白丁に使役をさせている。そのせいで今白丁の苦勞は 10 倍になり、盗賊になった人々が多い。		第 15 輯、48 頁
中宗 9(1514)年 12月 19日(丁未)	白丁の占有		第 15 輯、49 頁
中宗 10(1515)年 2月 4日(壬辰)	白丁の占有		第 15 輯、54 頁
中宗 12(1517)年 7月 2日(丙子)	才白丁を勝手に占有していると報告した。		第 15 輯、284 頁
中宗 19(1524)年 12月 18日(戊申)	才人・白丁を勝手に働かせたと報告した。		第 16 輯、363 頁
中宗 21(1526)年 5月 5日(丁亥)	盗賊をとらえるために才人・白丁をとる。		第 16 輯、509 頁
中宗 24(1529)年 7月 8日(辛丑)	白丁はとても荒唐な者である。		第 17 輯、138 頁
中宗 32(1537)年 7月 7日(甲申)	奉嗣宗は白丁を自分の奴婢にしようとしたという。		第 18 輯、90 頁
景宗 2(1722)年 3月 27日(壬子)	武術が優れている人をたとえて「屠市」と語った。		第 41 輯、201 頁
景宗 3年(1723)年 3月 13日(壬辰)	汚く、醜いことをたとえて「屠市の間の悪少年」と語った。		第 41 輯、284 頁
純祖 9(1809)年 6月 5日(甲午)	「石を投げた事件」；白丁たちが常人と同様な行動をとれないに結婚式で冠服を着て日傘を差したので、村人は白丁に冠服を貸した人を乱打し、白丁の家を壊した。	生活面での差別	第 47 輯、631 頁

第1節 職業差別意識と差別

前掲史料 2-D¹¹⁷は、第2章でも述べたように各道の観察使と開城府の留守に傳旨したものである。

「才人や禾尺などが人里離れた所に住んでいて、農業をせず、もっぱら柳器製造や皮革物製造などを生業にしている。だから早速白丁と呼び直して田地をあげて平民たちと一緒に住むようにする。互いに婚姻させる法律が『六典』に載っている。今聞いていると、官吏と人民たちが新白丁と呼んでいて平民たちと区別して視ている。そしてその官守たちが狩猟またはいろいろなことをさせたりした。柳器を公然に徴収しているので、彼らにさせた雑役の状況を記録して啓聞しなさい」¹¹⁸とある。

記録に見られる「視與平民區別」は「平民たちと区別して視ている」ということであり、差別の原因は「白丁」が柳器製造や皮革業などを生業にしたからであると考えられていたようである。

前掲史料 1-G¹¹⁹にも民衆側の職業差別意識が見られる。前同知敦寧府事だった趙賚の上書には、「……甲辰年に新白丁と改号して田土を与え、軍籍に入れて、平民と婚姻を許可すると同時に、その生業を無事に行えるようにした。立法された以後、平民が白丁と婚姻したり、白丁が平民に嫁いで畑の仕事や農業をしたりするなどのことは聞いていない。たいてい平民たちはその白丁を異類と見ていて婚姻することを嫌がっている。守令も余力としてみても田土と家を与えなかったので、白丁が窃盗をした」¹²⁰というような記述がみられる。「白丁」の生活方便の一つであった職業が、平民たちからは「異類」として見られていたのである。

朝鮮初期の身分制度のなかでは、「白丁」身分は良人身分であることは間違いないが、史料 2-D と 1-G を通して、才人・禾尺から「白丁」、「白丁」から「新白丁」という変遷

¹¹⁷ 44頁を参照のこと。

¹¹⁸ 『世宗実録』巻97、24(1442)年8月6日(癸巳)、『実録』第4輯、427頁。

¹¹⁹ 19頁を参照すること。

¹²⁰ 『世宗実録』巻120、30(1448)年4月9日(甲子)、『実録』第5輯、59頁。

のなかで、「白丁」は良人身分とはみられず、差別待遇を受けるようになったと推測される。

彼らを「異類」としてみた記録は他にも見られる。

表 4-2 才人・禾尺・「白丁」身分の人々を「異類」としてみている記事

年代	内容	出展
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	才人、禾尺本是良人、業賤號殊、民皆視爲異類、羞與爲婚、誠可憐憫。	第 2 輯、559 頁
世宗 30(1448)年 4月 9日(甲子)	未聞平民之婚白丁、白丁之嫁平民、而服田力穡者也。蓋平民厭其異類而不欲婚嫁、守令視爲餘事而不給田宅、彼雖欲不盜、其可得乎。	第 5 輯、59 頁
成宗 7(1476)年 7月 18日(己未)	才白丁、本皆異類、不事農業、屯聚無人之地、專以盜賊爲事、漸不可長也。	第 9 輯、539 頁
成宗 20(1489)年 12月 9日(壬辰)	許交嫁良民、此實美法、然州縣視爲異類、令隣人保守、爲別牌而役之、不齒於良民。故才白丁不事產業。	第 11 輯、551 頁

ところが、宣祖 26(1593)年 5月 15日(戊辰)の条に「異類」たちを軍事政策に動員した記事がある。

史料 4-A 「憲府啓曰、國家多難、討賊方急、只因將才之乏絶、雖在異類而并蓄。僧人休靜、亦假之以兵權、朝廷之羞辱極矣。靜也不思殲勦之意、惟懷縱恣之心、多率騶從、前後擁喝、至於騎到行宮門外、親徒步之朝士、偃然作衣冠宰相之體。略無緇髡之態、請命推考重治、以懲他日。上曰、此輩之事、何足數乎、然依啓。」(宣祖 26(1593)年 5月 15日(戊辰)¹²¹⁾

これは、司憲府が王に報告した文である。ここには將才¹²²⁾の不足で「異類」を動員し、僧侶の休靜に兵權を任せていると書かれている。

史料 4-B 「忠清監司金時獻書狀、……臣之所慮、内浦等官、間有竊發之患、良民化爲異類、實爲暫時閑事。若不及時善處、則他日之虞、有難勝言。」(宣祖 30(1597)

¹²¹⁾ 『宣祖実録』卷 38、26(1593)年 5月 15日(戊辰)、『実録』第 21 輯、706 頁。

¹²²⁾ 将帥になるに足る立派な人。

年3月15日(乙巳)¹²³⁾

忠清監司金時獻の文書で「良民化爲異類」と、良民が「異類」に変わっていると指摘している。

しかし明宗5(1550)年10月21日(辛巳)には、「巳、諫院啓曰、凡僧人異類、出入都下、自有法禁」¹²⁴⁾とあり、僧侶と「異類」が都城(城郭都市)の出入りを禁止されるという法があると記載されており、僧侶も「異類」といわれた集団も国家から厳しい扱いを受けていた。

史料4-C 「傳于政院曰、僧人困辱儒生、至爲駭愕。此言果是、則當言某儒見侮於其僧、今則泛言如此。此必惡異類、而多有囂囂之論。自上未知何如也。」(明宗7(1552)年2月19日(辛未)¹²⁵⁾

史料4-Cには、「異類を悪^{にく}んで、なぜ論難を招いたのかについては、上の方(治者)では分からない。」と書かれている。

以上、見てきたように、屠畜業を悪^{にく}んでいたのが「白丁」が「異類」とみなされるようになったと考えられる。

なお、「白丁」身分の人々を相手が見下している記事がある。

史料4-D 「孝禮與瀨元、各執是非相難、瀨元謂、孝禮曰、汝是白丁之孫、孝禮曰果我是白丁之孫、則汝乃我子也。」(世祖14(1468)年8月14日(辛丑)¹²⁶⁾

史料4-E 「御經筵。講訖、大司諫李枰啓曰、今者盜賊興行、中外騷擾、皆才白丁

¹²³⁾ 『宣祖実録』巻86、30(1597)年3月15日(乙巳)、『実録』第23輯、180頁。

¹²⁴⁾ 『明宗実録』巻10、5(1550)年10月21日(辛巳)、『実録』第19輯、724頁。

¹²⁵⁾ 同書、巻13、7(1552)年2月19日(辛未)、『実録』第20輯、75頁。

¹²⁶⁾ 『世祖実録』巻47、14(1468)年8月14日(辛丑)、『実録』第8輯、207頁。

之類也。此輩無恒産而役使甚苦、其爲盜、固其所也。國家開生生之路、然後盜賊可弭也。許交嫁良民、此實美法、然州縣視爲異類、令隣人保守、爲別牌而役之、不齒於良民。故才白丁不事産業、聚爲盜賊、其弊難救。臣願悉革才白丁之名、一應賦役皆如良民、則數十年之後、皆變爲良民、而盜賊可弭也。大司諫李枰啓曰、……臣願悉革才白丁之名、一應賦役、皆如良民」(成宗 20(1489)年 12 月 9 日(壬辰)¹²⁷)

史料 4-D は、朝廷の王の前で性理の説(性理学)について口論がおこったとき、孝禮が瀨元に「白丁」の子孫だと言い、言われた聞き手は興奮した、という内容である。これは相手に対する侮辱的な表現として「白丁」という用語が使われていた例である。

ところが、史料 4-E によると、成宗 20(1489)年、大司諫李枰が、「白丁」が身分的には良人であるにもかかわらず社会通念上では不当に賤視されている問題を解決するために、「才白丁」という名前をなくそうと提起した記録もある。

以上の二つの記事を見てもわかるように、「白丁」という身分名は、一般農民、すなわち良人の意味を持っていた言葉であるにもかかわらず、職業差別により賤視概念へ変換していったと考えられる。

次のように「白丁」を私奴婢として扱った事例もある。

史料 4-F 「御朝講……領事柳順汀曰、臣聞、南原品官強悍、府内才白丁、本二千餘人、皆爲品官所使、一品官率三四十人、而使居於其家、圍内衙前、未得督出、守令若推尋、則必中毒」(中宗 7(1512)年 11 月 4 日(甲戌)¹²⁸)

史料 4-G 「御朝講……大司諫金世弼曰、壬申年、柳順汀啓、以南原等官、土豪品官、冒占白丁之弊、臣適授監司、親承傳教、到界搜括、其濫占匿使、多至五六十、

¹²⁷ 『成宗実録』 卷 235、20(1489)年 12 月 9 日(壬辰)、『実録』 第 11 輯、551 頁。

¹²⁸ 『中宗実録』 卷 17、7(1512)年 11 月 4 日(甲戌)、『実録』 第 14 輯、621 頁。

官奴婢亦多、隱接役、臣未及畢推而遞、至今不啓、更命搜括、啓聞何如、上曰、下諭問之、可也大司憲宋千喜曰……金安国、前日言、咸安有李季賢者、家匿才白丁、多至三十餘人、人之牛馬、公然宰來、其主見之、畏不敢訴」(中宗 9(1514)年 12 月 19 日(丁未)¹²⁹)

史料 4-F の『中宗実録』には、

「中宗 7 年に領事の柳順汀が、朝講の時に南原府内にいる才白丁 2000 余人を捕まえ、品官たちが使役(屠畜)をしている。品官 1 名が、普通、「白丁」340 名ぐらい、屠畜に使っている。守令たちがこのようなことを禁止しようとしたら、やがて守令たちに害を与える」という内容のことが書かれている。

中宗 2 年後には、大司諫金世弼が言ったことであるが、「壬申年に柳順汀が南原の土豪品官の白丁の弊害について言ったので、臣がすぐに監司になって「白丁」がたくさん居るところに行ってみた。その当地に行って調査した結果、独占して匿使したものが 560 名に至る」とある。大司憲宋千喜は一緒の場所で、「前日金安国に聞いた事を引用すると、慶南咸安に住んでいる李季賢という者は、自分の家で才白丁 30 名を隠している、そして「白丁」に他人の牛馬を公然に盗むようにさせる、各牛馬の飼い主がそのようなことを見付けても、怖くて何も言えない」という内容の記録がある。

史料 4-F と 4-G の注目すべきところは、有力者が流浪している「白丁」を捕まえて、自分の家(政治家の所)に置き、牛を盗ませたり、牛を殺したりなど、「白丁」を私奴婢のように扱った事例がみられることである。これは当時の支配層の権力を利用した不適切な取り扱いであろう。朝鮮初期には生活維持のために屠畜業に従事しなければならなかったが、中期になると権力者の利益のために屠畜業に従事しなければならなかった。

当時の屠畜は、とても利益のあることで、治者は不法にもかかわらず、自分の家で「白

¹²⁹ 同書、巻 21、9(1514)年 12 月 19 日(丁未)、『実録』第 15 輯、49 頁。

丁」に屠畜をさせていた。政府もこの問題を解決しなければならなかった。

「白丁」身分に対する差別を支えてきた賤視観念

韓国の歴史学界では「白丁」身分に対する差別については少しずつ研究されてきてはいるものの、差別を支えた差別観念についてはまだほとんど研究されていない。韓国の歴史学のなかでは「白丁」身分の差別原因を農業社会において屠畜業をしていたためだと簡単に説明しているのみである。

『実録』の史料 1-A の「才人禾尺等、屯聚幽居、不事農業、專以柳器皮物資生、故会改稱白丁」、史料 1-G の「未聞平民之婚白丁、白丁之嫁平民、而服田力穡、者也蓋平民、厭其異類、而不欲婚嫁」によって、屠畜業・柳器製造業を賤しいとみなす職業差別意識が明らかに現れていたことが確認される。

また史料 1-A によって屠畜業に対する強い賤視観念が存在し、屠畜業に従事している「白丁」とは結婚しない、一緒に住まないという差別が存在していた。なぜ、屠畜業が賤しい職業だと考えられてきたのか。

賤視観念は、史料に「異類」という表現として現れていた。これに関して浜中昇は、「禾尺と才人は、高麗時代以来、身分は『良』であるが、その仕事は『賤』とみなされる、いわゆる身良役賤層であり、それゆえ『白丁』や『平民』ではなかった。」と述べている。そして前掲史料 1-A の史料は「才人・禾尺が『異類』と見なされたとする最初の記録であり、これ以後、『朝鮮王朝実録』には『異類』という表現だけではなく、『本非我類』・『別為一種』・『其先胡種也』・『我国有別種人』・『異種』といった記述がみえる。」¹³⁰と主張している。つまり浜中の主張によると、職業が賤しいと思われていたのは「白丁」だけではなく、才人・禾尺であるということになる。表 4-2 からみると、「異類視」されていたのは才人・禾尺・「白丁」・「才白丁」であることがわかる。才人・禾尺も「白丁」・「才白丁」も屠畜業に従事されていたからであろう。

¹³⁰ 浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第 4 号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997 年 3 月、52～53 頁。

朝鮮王朝社会では屠畜業はどのように思われていたのか。前掲史料 2-0¹³¹では「醜惡之風、世久不變」とある。

史料 4-H 「其盜殺牛馬者、專是新白丁、故於永樂九年、刷出新白丁、移置都城三舍之外、近來禁防陵夷、乃於城中及城底、竝還來住、與閑雜人同盜牛馬、恣行屠殺、奸惡莫甚。」(世宗 7(1425)年 2 月 4 日(甲辰)¹³²)

史料 4-H では「恣行屠殺、奸惡莫甚」とある。そして前掲史料 2-W③では「以屠牛爲業者、人所大惡」とあった。この三つの記述から屠畜業は他の人々から嫌われていた職業であることがわかる。このような意識は、屠畜業に関する差別意識つまり、賤視観念・不浄観念であり、この差別意識は「白丁」身分への差別意識につながるであろう。そして前述のように「白丁」を私奴婢のように扱ったと事例があることにより、これらのも賤視観念だと考えられる。

史料 2-W④ 「牛於畜物最鉅、耕農所頼甚大、實養人者也、而屠牛爲業者、恣行宰殺。一人一年所殺、或過百餘、傷天地、生物之心、干時君不忍之政、其罪何可勝言。」(中宗 5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)¹³³)

史料 2-W④には当時の治者が「なぜ人々は屠畜を大いに悪むのか」について分析している。その理由は「牛は家畜のなかで一番大きく、農作に役に立つので、人々を養ってくれるのである。ところが、屠畜を職業としている者はむやみに屠畜している。一人当たり約 100 頭以上屠畜しているので、天地・生物の心を傷め、政治にも悪い影響を与えることに

¹³¹ 51 頁を参照すること。

¹³² 『世宗実録』卷 27、7(1425)年 2 月 4 日(甲辰)、『実録』第 2 輯、652 頁。

¹³³ 本稿では『中宗実録』卷 10、5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)の条を二つの分けた。前掲史料 2-W③は前半で、史料 2-W④は後半である。『実録』第 14 輯、418 頁。

なる。」とあり、牛を屠畜するからであると記されている。この史料により、屠畜業に従事していた「去骨匠」も差別されていたと推測できる。

第2節 居住地に対する差別

史料 4-1 「大臣等啓曰……且廢主撤居時、外方才人白丁等、移居京師、近來明火賊徒、晝夜恣行、請一切刷還原籍、從之。」(中宗 2(1507)年 6 月 3 日(乙亥)¹³⁴)

史料 4-1 は中宗反正の後に「燕山君が在位した時に外方の才人・白丁たちが京城に移住して明火賊が盛行するので才人・白丁を原籍地に刷還しよう」という大臣たちの意見に王が賛成した記録である。このようなことによって、「白丁」は京城に住むことができず、無理やりに原籍地居住地に移された。

世祖 9(1463)年 5 月 8 日の条によると「才白丁たちがもとの故郷を離れ、逃亡生活をしている。そうすると、京中には盗賊が増えることになる。急いで彼らの住む場所を調査し、移住させよう。」¹³⁵と、漢城府は報告している。この記事で「白丁」の居住地を移転させる根本的な理由は、社会問題をなくして民生安全のためであったことが推測される。要するに「才白丁」=盗賊という認識、「才白丁」に対する偏見を持っていたと考えられる。

「白丁」を農地に定着させようとした同化政策の一つであった行状制度も彼らの自由を奪った。

行状制度とは、営農や混住を奨励し、流浪していた「白丁」を定着・同化させるために作られた制度である。詳しくいうと彼らの逃亡を禁じて、行商たちが頻繁に往来することを制限する制度である。行状制度は、「白丁」の移動を禁止して土地に定着させて安定的

¹³⁴ 『中宗実録』巻 3、2(1507)年 6 月 3 日(乙亥)、『実録』第 14 輯、153 頁。

¹³⁵ 「傳旨漢城府曰、才人、白丁等多逃離本郷、來寓京中、盜賊漸盛、其速推刷」『世祖実録』巻 30、9(1463)年 5 月 8 日(丙申)、『実録』第 7 輯、574 頁。

な生活を維持しようとした制度だったが、結果的には、「白丁」はもちろん全社会構成員まで農地に押さえつける制度となったのである。まず、行状制度に関する記録を検討してみよう。

史料 4-J 「刑曹啓、前此受教、才人白丁、逃亡現捉者、依徙民逃亡例處斬、不得已出入者限日給行状、無行状橫行者、過限不還者、並以制書有違 論斷、立法至爲嚴明但如父母妻子、在他官、以奔喪救病、不得已出入、欲受行状、雖或告官、守令、恐因此逃亡罪、獎及己、不即給状、或值守令不在官、未得及期受状、不得及期受状、不得已出入則里正切隣、於不告之罪、即捕告官、守令、亦不覈實例、論以徙民逃亡、置之重典、故雖隣近官、不得隨意往來、誠爲可矜、自今、逃亡明白者外、如有族親相見、或買賣資生、不得已出入者、隨其程途遠近、事情緊否、計日給状、苦守令不在、因父母妻子、奔喪救病、未及受行状者、分揀通 罪、其無行状橫行者、過限不還者、依前受教施行、告官而不即給状守令、令觀察使糾察、從之、仍傳曰、隣近官來往、皆受行状、則不得自由、終無樂生之道、其三日程、十五日來往以上者給状、其餘、許告里正出入、違者、如法論」(成宗 4(1473)年 8 月 21 日(庚辰)¹³⁶)

その内容は、次の通りである。

「成宗 4(1473)年の兵曹の啓文には、この前の受教によって逃亡したが捕まえた才白丁は逃亡した一般の人々と同じ斬刑にす。仕方ない出入り者は期間を決めて行状を発給する。行状がなくて横行した者と、決まった期間以内に帰って来ない者は処断する法をもっと強くする。

父母妻子が他地方にいて、喪事や病気で仕方なく出入りしようとして、守令に行状発給を要求した。しかし守令は白丁が逃亡したらその罰が自分自身に影響をあたえるのを心配

¹³⁶ 『成宗実録』 卷 33、4(1473)年 8 月 21 日(庚辰)、『実録』 第 9 輯、55 頁。

して行状をすぐ発給しなかった。あるいは守令が官衙にいないで行状なしに出入りするとその周辺の人々が不告罪になるのを怖がっている。

このようなことを官に報告して官ではその事情を不問して徙民逃亡例として重刑にした。だから、「白丁」は近所にも自由に往来ができずかわいそうである。これから逃亡者ではなくて親族を訪問することとか生活品販売のために仕方なく出入をする者は、その事情の程度によって期間を決めて行状を発給することにする。

万一、守令の不在時に父母妻子の喪事や病気であらかじめ行状をもらえなくて出入した者は分別して罰する。また早速行状を発給しない守令は観察使から糾察させて、周辺の往来時はいちいち行状を持って生活すると不便なので3日程度15日往来以上の者だけ行状をあげてその他の者には里正に報告だけにする。」

行状制度は「白丁」の流浪を塞ぐために作られた制度だったが、その結果は彼らを束縛して、自由に移動することができない移動の制限、生活の不便をもたらした。

史料 4-K 「御純經筵訖……上問左右曰、醴泉居白丁魯大山、隨其兄、移居聞慶、兄歿後、還于本邑、今例以徙民逃亡論死、予欲特減、何如」(成宗 4(1473)年 8 月 9 日(戊辰)¹³⁷)

史料 4-K の内容は、「醴泉に住んでいた「白丁」魯大山という者が自分の兄に付いて聞慶に移住した。兄が死んだ後、前に住んでいた醴泉に戻って来たが、魯大山は徙民逃亡罪に抵触して死刑に處されるどころだった」のである。これは「白丁」だった魯大山が逃亡者と誤解され、死刑という不当な処罰を受けそうになった事例だと考えられる。

¹³⁷ 同書、巻 33、4(1473)年 8 月 9 日(戊辰)、『実録』第 9 輯、61 頁。

第3節 結婚差別

前掲史料 1-A の「民皆視為異類、羞与為婚」、2-D 「官吏人民等、因以新白丁為號、視與平民區別」、1-G 「然立法以後、未聞平民之婚白丁、白丁之嫁平民」により、治者は朝鮮社会の同化政策の一環として一般百姓との婚姻を奨励しようとしたにもかかわらず、一般百姓たちは「白丁」のことを賤しく思っていて、結婚することは恥ずかしいことだと考えていた。

もし、結婚したとしても社会的には否定的にみられた。梁永厚の研究によると、「白丁」との結婚は常民のなかにある良賤不婚の通念にかくされて、白丁同士の結婚を常とした。そして結婚が成立すると「相丁(サンゴムレ)」として喜びあった。しかし挙式、祝宴は規制を受け、牛(常民は駕籠か馬)に乗って婚家でおもむく道すがら村民の祝福をうけるだけであった。まれにではあるが、常民の娘と結婚しようとする、身分移動は法的に認められず、「白丁」のまま娘の家で3年間のただ働きをするという不文律があつて、結婚の成立はおぼつかなかった。逆に常民の男子が「白丁」の娘と結婚すると、妻の家を食い潰すおそれがあるとされた¹³⁸。

第4節 教育における差別

朝鮮王朝は、「白丁」たちを郷校に入学させて教育を受けるチャンスを与えようとした。世宗 14(1432)年 10 月 12 日によると、「新白丁」の子弟のなかで読書を願う子弟に地方官立学校であった郷校に入学することを許可したのである。

史料 4-L 「禮曹啓、新白丁、既雜處平民、相爲婚嫁、差定軍役、其子弟願讀書者、

¹³⁸ 梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』 『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004年、88～89頁。

請許赴郷學、從之。」(世宗 14(1432)年 10 月 12 日(丁酉)¹³⁹⁾

このようなことは「白丁」のなかでも屠畜業をやめて農民化した者のみに与えられた恵みだった。しかし、上層の両班・農民たちの子弟の入学も地方官吏からの承認が必要だった当時では「白丁」の入学は事実上不可能なことであった¹⁴⁰⁾。

第 5 節 日常生活面での差別

「白丁」姓は本貫のない姓とされ、子どもの名付けには儒学を象徴する「仁」「義」「礼」といった漢字を用いることはできなかった。「白丁」の日常生活は、一般社会からのいろいろな強制を被り不自由な生活を余儀なくされた。

「白丁」の服装は、木綿地の服に限られ、上衣は結紐をとって着用すること、笠(帽子)をかぶるときは竹製の「平冷子(ペレンイ)」に限り、纏手は一般民のように黒紗の紐ではなく細藁縄のものにすること、髪を結うことや簪をさすことをしないこと、などの不条理を強いられ、日常的に、はだけただらしな服装で、頭は蓬髪のまま、足元は素足のままといった、見苦しい外見をさせられたのである。

両親や親族の葬儀では、喪主や一族の人は喪を表するときには、一般民が被る「^{トゴソ}頭巾」かぶることができず「手巾(手拭い)」で頭髪を巻くだけとされた。よって遺族は外見よりも死者の冥福を祈ることに重きをおき、遺体におく「白丁刀」を中心に、父母が生前に着用したり持ったりすることのできなかった衣服、装飾品などを供え、出棺時に柩に納めた。野辺送りは柩の輿は使えず、喪主が「チゲソソジャン」すなわち柩を背負い、「白丁」の共同墓地へ行き埋葬をした。そして墓碑を建てるとか、位牌を安置する祠堂をつくるとかといったことは規制されてできなかった。よって、彼らは三回忌の喪明けまで仕事を休む

¹³⁹⁾ 『世宗実録』 卷 58、14(1432)年 10 月 12 日(丁酉)、『実録』 第 3 輯、420 頁。

¹⁴⁰⁾ 『東亜日報』 1924 年 7 月 18 日付。

ことでもって、死者の弔いをしたのである¹⁴¹。

第5章 「白丁」出身の林巨叱正の動き

林巨叱正(イムゴジルジョン)が実録に登場する明宗時代(1556～1567)は朝鮮中期で、歴史上政治的に一番混乱した時期であった。特に明宗14(1559)年から17(1562)年まで3年間、集中的に登場する林巨叱正と関連する記事は、当時の社会的混乱を象徴している代表的な事件である¹⁴²。林巨叱正の登場する前の時期は明宗が12歳で即位した頃で、政治的には尹元衡らの外戚の勢力が強く、支配層の横暴が極に達していたので、王権は弱ってしまった。そして支配層の改革意志は衰えていて、財産に対する欲求はますます広がっていた。また、社会的には支配層の土地の拡大で、庶民や農民の土地は次第に減って小作人になったり、奴婢になったり、流浪する農民も増えたりした。そこに悪天候と凶作の結果、民衆の生活は次第に苦しくなっていた。

『明宗実録』巻22、12(1557)年5月19日の記事より当時の楊州牧¹⁴³の状況がわかる。

史料5-A 「楊州牧使金若默拜辭、上引見教曰、近年以來、畿甸尤甚凶荒、民生憔悴、撫百姓、勸農桑、興學校、盡心職任。」(明宗12(1557)年5月19日(辛未)¹⁴⁴)

史料5-Aは、楊州牧使の金若默が王に命じた文である。「畿甸尤甚凶荒、民生憔悴」と京畿地方に凶作の被害から一般農民たちを救おうと思い、王は「勸農桑、興學校、盡心職

¹⁴¹ 梁永厚前掲論文、88～89頁。

¹⁴² 李道男「朝鮮時代楊州地方史研究」建国大学大学院博士論文、2004年2月、146頁。

¹⁴³ 楊州牧は、林巨叱正の出身地でもあるが、高麗時代以来朝鮮半島の中心に位置していて、開城と漢城という中心地に近接している。太祖(1397)年に治所を故地にして楊州と名づけた。世宗12(1430)年には楊州牧に昇格した。

¹⁴⁴ 『明宗実録』巻22、12(1557)年5月19日(辛未)、『実録』第20輯、415頁。

任」と命じた。しかし、悪天候は続いていた。明宗 14(1559)年 12 月 26 日には、

史料 5-B 「癸亥、領議政尙震、右議政李浚慶風采嚴整，友于特異。然多有強執自用之病。啓曰、近來冬月之雷、頻發於各道、而衆災又從而疊見。臣等俱以無狀之人、猥居台鼎之位、日復一日、恐懼益深。曾欲將此意、啓達辭退、而適上體未寧、憂慮遑遑、未假及此。昨日伏見慶尙、全羅道狀啓、則陰沍已極之時、大雨、雷電、有甚於夏月、而至於震破樹木。非常之變、非止一再、而臣等頑然在位、尙稽引咎自退、臣等之罪、無所逃道。惶恐待罪。答曰、災異實由予否德。徒切（兢）〔兢〕惶。卿等引咎、已非不足、宜勿待罪。三啓不許」（明宗 14(1559)年 12 月 26 日(癸亥) ¹⁴⁵)

という記録がある。

この記事は、かんばつと長雨が繰り返して、領議政と右議政が何回も訴えた文である。

「近來冬月之雷、頻發於各道、而衆災又從而疊見。」のように当時の天気は、冬に各地に雷がなっていて、様々な災害が起きている。そして慶尙道と全羅道では、冬に雨が多く、夏には雨が降らない異常な気候現象が繰り返されていた。それだけではなく、「非常之變、非止一再、而臣等頑然在位、尙稽引咎自退、臣等之罪、無所逃道。惶恐待罪。」のように政治家の権力の争いもみられる。

明宗 14(1559)年 3 月と同王 15(1560)年 5 月の記事には、

史料 5-C 「史臣曰、盜賊之熾發、由於守令之培克、守令之培克、由於宰相之不廉。今之宰相、貪汚成風、不知紀極。是以守令剝民膏血、以事權要、啖豚咀雞、無所不至、而民窮無告、其勢不爲盜、則無以資生、故相率而自投於死亡之地、以僥倖刼奪

¹⁴⁵ 同書、卷 25、14(1559)年 12 月 26 日(癸亥)、『実録』第 20 輯、538 頁。

爲事。是豈民之性也哉。苟朝廷清明、而無惟貨其吉之心、守令皆得如龔、橫者而任之、則帶劔者買犢而歸農矣。安有殺越無忌、如此之甚者乎。不然、徒欲率兵趕捕、則抑恐隨捕隨起、將不勝其捕矣。」(明宗 14(1559)年 3 月 27 日(己亥)¹⁴⁶)

史料 5-D 「咸鏡道觀察使丁應斗馳啓曰、道内各官、連年失稔、雖設場賑濟、而皆是瞿麥、皮稷、有名無實。窮民等採食蔬菜、猶不得糊口、弱者潛竊、強者殺越、至有見其持飯而縊殺取食者。凶荒之害、至於此極。且大小瘡疹及熱病、遍滿道内、雖死亡不多、而病臥之人、十居七八、仍致農作失時。當此凶年、望哺之民、又致失農、災害竝至、極爲憂懼云。」(明宗 15(1560)年 5 月 27 日(壬辰)¹⁴⁷)

と、権力と政治の最悪の状況のなかで民衆は苦しんでいた。

史料 5-C では「盜賊が盛んになることは守令たちが苛斂誅求を事とするせいであり、守令の苛斂誅求は宰相が清廉ではないからである。今宰相は汚職・不正を盛んに行って限りがないから、守令は人民の膏血をしぼって、豚と鶏を食べている。」と、述べている。

史料 5-D は、咸鏡道觀察使丁應斗が現地に行つて作成した文である。「道内の各官庁では凶作の年が連年続いていたので賑恤している。しかし民衆は皆セキチク(瞿麥)と黍だけである。貧しい人々は蔬菜を採って食べているが、なお生活することが難しく弱いのものは密かに盗んでいて、強いものは殺人している。」とある。このように道内の各官庁が賑恤しているにもかかわらず、度重なる凶作と災害と伝染病の発生で「賤民」身分の人々はもちろん一般農民や商人も苦しくなつていった。

史料 5-A、B、C、D でわかるように民衆は、最後の生きる手段として盗みをしていたと推測される。盗みは貧しかった民衆たちが生きるために選んだ手段の一つだったと考えられる。林巨叱正が活発に活動したのはこの時期であり、盜賊活動によって政府に対して不

¹⁴⁶ 同書、巻 25、14(1559)年 3 月 27 日(己亥)、『実録』第 20 輯、508 頁。

¹⁴⁷ 同上、巻 26、15(1560)年 5 月 27 日(壬辰)、『実録』第 20 輯、556 頁。

満を表し、抵抗をした。

林巨叱正は黄海道楊水牧出身で「白丁」身分に生まれ、明宗 14(1559)年 3 月から明宗 17(1562)年 1 月に捕えられるまで、盜賊の形で乱を起こした。

林巨叱正に関する記録は、朴東亮(1596～1635)の『寄齋雜記』、南致勤(不明～1570、林巨正を捕えた人)の子孫である南鶴鳴(1654～?)が書いた『南判尹遺事』、李瀾(1681～1763)の『星湖僿說』、安鼎福(1712～1791)の『列朝通紀』、李肯翊(1736～1806)『燃藜室記述』、李減命(1807～1887)の『東野彙輯』、李德懋(1741～1793)の『青莊館全書』など、朝鮮後期の実学者によって記録されていた¹⁴⁸。

最初に林巨叱正について記録したのは朴東亮である。朴東亮は『寄齋雜記』に林巨叱正について次のように書いた。

史料 5-E 「強賊林巨正。楊州白丁也。性狡黠且驍勇。與其徒數人。皆極趨捷。起而爲賊。焚燒民居。亂搶牛馬。若有抗之者。則剛裂屠翦。極其殘酷。自圻甸至海西。一路吏民。與之密結。官欲措捕。輒先漏通。以此橫行無忌。官不能禁。朝廷使宣傳官哨探。賊倒着麻鞋。使見者入則謂之出。出則謂之入。以亂其蹤跡。宣傳官往九月山見其迹。以爲出而徑還。賊在後射殺之。朝廷又使長淵瓮津豐川等四五官武臣守令。領兵往捕。聚于瑞興。吏民已通之。夜率六十餘騎。乘高俯瞰。亂矢如雨。五官軍不能支潰。而尤橫無忌。……、一人曰。安可離陣一步。此可疑。五六騎追之。徐林遙

¹⁴⁸ 申叔舟の『國朝寶鑑』明宗朝 2、17(1562)年、李肯翊の『燃藜室記述 11』明宗朝故事本末(逮捕強盜林巨叱正)、尚震の『泛虛亭集』泛虛亭集卷之四(議。開城都事各別擇送議 同年己未三月癸酉朔乙亥。晝講。領議政)にも同じ内容で、否定的な見方で書かれている。

下記は、尚震の『泛虛亭集』泛虛亭集卷之四の記事である。「開城府都事。以武臣擇遣。上教至當。但雖以武臣差遣。不別措置。循常爲之。則猶無其益。伏聞近來。強盜多萃本府城底。戕害人民甚多。而人畏報復。不能進告。官吏雖或見聞。無設伏捕捉之計。頃者林居叱正黄海道巨賊。來居于本府之地。跟尋之際。不聽牌頭之言。只給軍人廿餘名。孤單齟齬。以致牌頭見殺。亦不登時窮追。遂令賊勢鴟張。至爲駭愕。今遣武臣。講究捕捉之方。或率兵捍捕。或聞見尋捉。期令必獲。如或縱逸不捕。怯懦不追則以軍法論罪事。各別開論下送。留守處亦以此意下論何如。都事之職。平時則治本府之務乃其任也。而凡軍務之事。又其所職掌。如有此等盜賊之變。則不可不以軍法從事。大典內。境內盜賊不能捕捉。守令亦有其罪。故敢啓。」

呼曰。賊也。亂箭射之。創甚。乃曰。吾之此計。皆徐林所爲也。徐林。終能投順乎。蓋憤其先投降。欲以見戮也。賊發三年。五官見殘。官軍敗潰。動數道之兵。僅能捕一賊。而良民死者。罔有紀極。其時軍政之玩愒。良可嘆也」(『寄齋雜記』¹⁴⁹)

「林巨正は、楊州の白丁であって、狡猾で悪賢い性格で、且つ、驍勇である。彼の味方
の人は、はやくて皆敏捷だった。林巨正らは盜賊になって民家に火をつけたり、牛馬を奪
ったりしている。もし抵抗する者があれば、殺してしまうので、非常に残酷である。

京畿地方から黄海道に至るまでの道の吏と民は、密かに林巨正と結んでいる。官庁で捉
えようとする、先に知らせていたので、忌憚なく横行している。

朝廷では宣傳官¹⁵⁰に命令をして密かに事情を探してみたら、賊は麻鞋を逆さまにはいて
いるので、盜賊が入ったときに見た者は出たといい、出たときに見た者は入ったといいな
がら、その踪跡を混乱させた。だから宣傳官が九月山に行つてその踪跡を発見してもう出
たと思ひ、すぐに戻つて来る所、盜賊が後ろから宣傳官を射殺してしまつた。

また朝廷で長淵・瓮津・豊川等、四つのところに五官が武臣・守令に命令して兵を率い
て、黄海道の瑞興(ソフン)で集まることにしていたが、吏と民はすでにこのことを通知し
た。それで盜賊は夜に六十餘の騎を率いて高い所に飛び乗つていて俯瞰しながら弓を射た。
それが雨のようであるので、五官軍が維持することが出来なくて崩壊してしまひ、歸つて
きた。」と書いている。

『実録』には林巨叱正に関する記事が 54 件ある。『明宗実録』には林巨叱正の約 3 年間
の活動について書かれている。

『朝鮮王朝実録』の林巨叱正の記事に関して姜玲珠は「約 3 年間の活動の記事は、大臣
らが王に報告した啓と王の命令や命令文、そしてその過程で行つた議論である。その記録

¹⁴⁹ 『寄齋雜記』は 卷 7、1 冊になつていて、朝鮮初期から明宗時代までの野史を記述した書物である。
『大東野乘』に収録されている。

¹⁵⁰ 朝鮮時代の武職の官職名。

では、実際に林巨正の名前が取り上げられている記事はもちろん、彼の名前が書かれていないけれど、林巨正の一党の仕業だと推測している記事も多数である。林巨正と関連する記事は 48 件であるが、ほとんどの記事で一つの事件、または一連の事件が彼による朝廷での論議と措置が何日間にもわたっているので、多くの記事に分けて記録している。」¹⁵¹と述べている。

筆者は『実録』のなかでの 林巨叱正に関する記事を改めてまとめた。『明宗実録』のなかでの記事は 48 件であるが、林巨叱正の死後の記事は 7 件がある。その記事は『宣修実録』¹⁵² 2 件、『宣祖実録』に 1 件、『肅宗実録』に 1 件、『孝宗実録』に 1 件、『英祖実録』に 1 件、『正祖実録』に 1 件であり、その記事を追加して、表 5 にまとめてみた。

¹⁵¹ 姜玲珠「実録を踏まえた最初の歴史小説〈林巨正〉」『文学思想』第 35 卷、第 11 号通巻 409 号、2006 年 11 月、178～187 頁。

¹⁵² 『宣祖昭敬大王修正實録』を『宣修実録』と表記した。

表5 『朝鮮王朝実録』 所載の林巨叱正に関する記事一覧

年代	内容	出典
明宗 14(1559)年 3月 6日(戊寅)	黄海道の遼津縣のことと官軍の役務について議論する。	第 20 輯、504 頁
明宗 14(1559)年 3月 13日(乙酉)	黄海道の盜賊を捉えて民衆を安心させる対策を王に言上した。	第 20 輯 505 頁
明宗 14(1559)年 3月 25日(丁酉)	①憲府は黄海道の盜賊をとらえていない觀察使の愼希復を辞めさせるべきだと王に言上した。 ②黄海道の觀察使には李鐸(イタク)、承政院都承旨には李澤(イテク)、忠武衛護軍には愼希復(シンヒボク)を任命する。	第 20 輯、508 頁
明宗 14(1559)年 3月 27日(己亥)	盜賊をとらえる方法を論議、開城府の都事を武臣として選び、派遣を決めた。林巨叱正は黄海道の盜賊で、本府に住んでいるという。(林巨叱正の名前が出てくる最初に記録)	第 20 輯、508 頁
明宗 14(1559)年 4月 19日(庚申)	王は黄海道の觀察使の李鐸に会って盜賊をとらえることを命じた。	第 20 輯、511 頁
明宗 14(1559)年 4月 21日(壬戌)	公三は盜賊の林巨叱正を追ったときに死んだ開城府の捕盜官李億根に補償することを王に願い出た。	第 20 輯、511 頁
明宗 15(1560)年 8月 20日(癸丑)	諫院は京畿の盜賊を捕えなかった南至勤の官職を免じることを王に願い出た。	第 20 輯、564 頁
明宗 15(1560)年 10月 21日(癸丑)	黄海道は常に盜賊が勃発していて、官吏や民衆は盜賊に害を被ることを恐れている。鳳山は盜賊の巢窟だから本郡の守令は武班にすると決めた。	第 20 輯、570 頁
明宗 15(1560)年 10月 22日(甲寅)	盜賊を追撃すると平安道の成川・陽徳・孟山と江原道の伊川の境界に逃げてしまった。	第 20 輯、570 頁
明宗 15(1560)年 10月 28日(庚申)	黄海道の觀察使である柳智善は 3~4 ヶ月の間盜賊を捕えたことがなかったので、柳智善を免職して文武に才能がある人を行かせるように王に言上した。	第 20 輯、571 頁
明宗 15(1560)年 11月 24日(丙戌)	捕盜大將金舜阜が黄海道の盜賊林巨叱正の一派の徐林を捕えた。前日長通坊で林巨叱正は逃げてしまった。林巨叱正の代わりに彼の妻三人を捕らえた。徐林は「今月の 26 日に新しい鳳山郡守令を殺そうと平山南面馬山里で話し合った」と言った。	第 20 輯、572 頁
明宗 15(1560)年 11月 29日(辛卯)	宣傳官鄭受益は「我々は 26 日に鳳山について兵士 500 人を連れて行った。私が馬山里に着いたら、延千齡と一人の軍人が七人の盜賊に殺されていた」と報告した。	第 20 輯、572 頁
明宗 15(1560)年 12月 1日(壬辰)	盜賊の生活を止める方法を議論した。盜賊が増えた根本的な理由については、王は自ら「彼らの生活に不安を与えたからである」と述べた。盜賊を減らすために黄海道・江原道に巡警使を送ることを決めた。盜賊は民衆たちに盗んだものを配っている。だから民衆たちは国法を恐れずに頻繁に盜賊を隠していると思われる。	第 20 輯、572 頁
明宗 15(1560)年 12月 2日(癸巳)	①憲府が報告をした。現在盜賊を捕らえることは普通の措置ではなく、兵士で厳格に討伐しなければならない。今年の凶荒は黄海道・江原道あたりである。 ②巡警使を送ることを議論した。黄海道の盜賊は普通の盜賊ではなく、反逆者である。瑞興で罪人を奪い取ったり、王使を殺害したりしている。	第 20 輯、573 頁
明宗 15(1560)年 12月 4日(乙未)	黄海道の巡警使李思曾、江原道の巡警使金世澣に王は逆賊の足跡を追うことを命じる。	第 20 輯、573 頁
明宗 15(1560)年 12月 25日(丙辰)	諫院が盜賊を捕えるために派遣した巡警使に帰ってくるように王に啓した。その理由は、西海の盜賊は徐々に増えているが、費用は重く民衆の負担になるからである。	第 20 輯、574 頁
明宗 15(1560)年 12月 28日(己未)	黄海道の巡警使李思曾は盜賊の首魁の林巨叱正を捕えた。林巨叱正は普通の盜賊ではないので、捕盜軍官と勇気のある兵士たちや本道の武班である守令二人を決めた。付きまとして推考することを命じた。	第 20 輯、575 頁
明宗 16(1561)年 1月 3日(甲子)	①黄海道の巡警使李思曾と江原道の巡警使金世澣を復帰させる。盜賊の首魁の林巨叱正を捕えたと思ったところ、一派の加都致であった。李思曾は加都致を脅迫して、いつもの証言をさせた。 ②義禁府が言上。徐林と対面をすると「林巨叱正ではなく、彼の兄の加都致だ。しかし、彼も大賊である」と徐林が言った。	第 20 輯、567 頁

明宗 16(1561)年 1月 7日(戊辰)	加都致を脅迫して、いつわりの証言をさせた李思曾の罪を調べ、裁くことを王が命じた。	第 20 輯、576 頁
明宗 16(1561)年 2月 13日(癸卯)	黄海道の盗賊の首魁は逃げ、横暴をきわめているので、国としては恥ずかしいことである。	第 20 輯、578 頁
明宗 16(1561)年 8月 19日(丙子)	黄海道の観察使金澗に大盗賊を捕らえるように命じた。長い間盗賊を捕えなかったのでとても恥ずかしいと王は思っている。	第 20 輯、600 頁
明宗 16(1561)年 9月 7日(甲午)	①義州牧使李壽鐵は大賊の林巨叱正と韓温を捕えた。 ②王は林巨叱正の陳述書をみて驚いた。林巨叱正と関わっている人は多い。京畿と地方に人を送ってその人らを捕えるように命じた。	第 20 輯、601 頁
明宗 16(1561)年 9月 11日(戊戌)	政院は、林巨正と金世俊(林巨正の罪を調べるときに名前が出てきた人物)を対面させて、調査するように命令した。	第 20 輯、601 頁
明宗 16(1561)年 9月 21日(戊申)	大賊の林巨叱正と韓温を捕えたと思ったら、尹熙鼎と尹世恭であった。尹熙鼎は海州の警備担当の兵士だった。義州牧使が服や靴を与えたり、脅迫したりして、いつわりの証言をさせた。二人とも林巨叱正と韓温でなないけれど、彼らの陳述書を見ると犯した犯罪が多いので逆賊である。	第 20 輯、602 頁
明宗 16(1561)年 9月 22日(己酉)	嘘をついた尹熙鼎と尹世恭を死刑にした。	第 20 輯、602 頁
明宗 16(1561)年 9月 24日(辛亥)	脅迫して、いつわりの証言をさせた義州牧使李壽鐵の官職を免じた。	第 20 輯、603 頁
明宗 16(1561)年 10月 6日(壬戌)	黄海道・江原道で殺人と略奪を頻繁に行う盗賊を捕えよと王は命じた。	第 20 輯、603 頁
明宗 16(1561)年 10月 7日(癸亥)	①盗賊を捕えることと軍籍について議論するようと王は命じた。黄海・江原・平安・咸鏡・京畿が軍籍の期間を後にして、全羅・慶尚・清洪道は今までの通りに施行する。 ②すべての盗賊を捕えなさいと王は命令した。	第 20 輯、604 頁
明宗 16(1561)年 10月 8日(甲子)	盗賊のせいで苦しんでいる黄海道の民衆のために黄海道の討捕使南致勤と巡検使白惟儉を派遣した。	第 20 輯、604 頁
明宗 16(1561)年 10月 17日(癸酉)	王は京畿観察使沈守慶に盗賊を捕えるためにすべてのことを特別に注意する。盗賊が盛んになった理由は盗むことが好きではなく、飢寒で民衆の生活が難しくなったからである。これは政治家の責任である。	第 20 輯、606 頁
明宗 16(1561)年 10月 23日(己卯)	各処の頂上にいる兵士たちは寒い冬の間は山の下で暮らすように王は命じた	第 20 輯、606 頁
明宗 16(1561)年 10月 28日(甲申)	①黄海道の盗賊の勢力は現在まで盛んになっている。噂によると盗賊らは京畿にたくさん隠れているという。都城の門を閉めて捜索するように王は命じた。 ②領議政尚震らが王に啓した。盗賊らは集まって散らばると必ず民家が多いところで生活していて、開城と平壤は彼らの巢窟である。	第 20 輯、607 頁
明宗 16(1561)年 10月 29日(乙酉)	①盗賊らに備えて都城の警備に関する条目を上げて、実行するように王は命じた。 ②盗賊がなくなるまで軍籍を行うことを停止することを命じた。	第 20 輯、607 頁
明宗 16(1561)年 10月 30日(丙戌)	①宮殿の二つの門に二人の守門将以外にもっと加えて平日より厳しく調査するように命じた。この命令で使臣たちは国の根本がぐらついていると心配していた。 ②都城の内と外を大々的に調べたら、日が沈んでしまった。この捜索で将兵らは民家を略奪しているし、罪のない民衆を盗賊だといっているので民衆は非常に恐れている。	第 20 輯、607 頁
明宗 16(1561)年 12月 8日(癸亥)	黄海道と平安道の民衆たちはひどく貧しくて苦しんでいるので、黄海道の田税と賦役をすべて免税し、平安道は田税と賦役を半減するように命じた。	第 20 輯、609 頁
明宗 16(1561)年 12月 15日(庚午)	黄海道の民衆たちはひどく貧しくて苦しんでいるので、5～6年の間に払えなかった税金の一部を免税するように命じた。	第 20 輯、609 頁
明宗 16(1561)年 12月 18日(癸酉)	王は、武芸を高めるようと命令した。	第 20 輯、609 頁
明宗 16(1561)年 12月 20日(乙亥)	平壤庶尹・洪淵は大盗賊金山を捕えたので、安州牧使に昇進させるように命じた。	第 20 輯、609 頁
明宗 16(1561)年 12月 25日(丁丑)	兵・刑曹が啓した。盗賊の頭はまだ捕えなかったが、強い者はほとんど残りなく滅ぼしていて、数少ないのである。それで討捕使に帰ってくるように王にお願いし	第 20 輯、610 頁

	た。	
明宗 17(1562)年 1月 3日(戊子)	黄海道の討護史南致勤の書状には「大賊林巨叱正等止接瑞興地、軍官郭瞬壽、洪彦誠等捉」と書いてあった。	第 20 輯、611 頁
明宗 17(1562)年 1月 8日(癸巳)	林巨叱正を捕えた南致勤・郭瞬壽・洪彦誠・尹霖らに賞を与え、従事官韓弘濟・朴好元には馬を与えた。	第 20 輯、611 頁
明宗 17(1562)年 1月 9日(甲午)	諫院は乱暴で暴力的な討護史南致勤の免職を王にお願いしたが、王は許可しなかった。	第 20 輯、611 頁
明宗 17(1562)年 1月 10日(乙未)	討護史南致勤を除外した郭瞬壽・洪彦誠討護史等を引見した。	第 20 輯、612 頁
明宗 17(1562)年 1月 10日(乙未)	討護史従史官である郭瞬壽・洪彦誠等に賞を与えた。	第 20 輯、612 頁
明宗 17(1562)年 1月 13日(癸戌)	徐林について議論した。	第 20 輯、612 頁
明宗 17(1562)年 1月 17日(戊戌)	刑曹は、言上した。盗賊の首魁はとらえていて処罰したが、黄海道、平安道には彼の盗賊一党が残っていると思うので、彼らに盗賊生活をやめさせて安定的な生活をする事ができるように、両道の監使に命令をするように頼んだ。	第 20 輯、612 頁
宣修 22(1589)年 4月 1日(丁丑)	趙憲の上書。そのなかに「昔、貪欲な性格だった尹元衡が政治に手を出したため、国内では林巨正の乱が起こり、国外では乙卯倭變が起きた。」と言った。	第 25 輯、578 頁
宣修 22(1589)年 10月 1日(乙亥)	黄海道觀察吏韓準・載寧郡守朴忠侃・安岳郡守李軸・信川郡守韓應寅らは、王に文書を出した。その内容は、謀反を起こした汝立のことである。汝立は黄海道の盗賊林巨正が乱を起こした時に黄海都事を希望していたという。しかし、汝立は望み通りにはできなかったという。	第 25 輯、583 頁
宣祖 27年(1594)1月 11日(庚寅)	兵曹参判沈忠謙は、前回の海西賊林巨叱正が話したことについて王に報告した。林巨叱正は「我々の党のなかで政院の使令とならなければならない」と話したが、これは朝廷を探知するためであると王に報告した。	第 22 輯、204 頁
肅宗 28(1702)年 8月 4日(癸未)	領議政の徐文重は辞職する時に文章を王に出した。その文章には「今年は凶作の年のため、一般平民の生活が心配である。もし、窃盗が増えると林巨叱正・宋儒眞(宣祖 27(1594)年に出現した忠清道盗賊)のような人が出てくるかも知れない」と書かれていた。	第 39 輯、694 頁
孝宗 3(1652)年 5月 16日(丙戌)	前掌令安邦俊在寶城の上疏。昔張永起、林巨正を捕えたことについて意見を述べた。巨正の場合、徐林を利用して捕えたと王に報告をした。	第 35 輯、556 頁
英祖 4(1728)年 5月 2日(壬子)	洪啓一を尋問した。李有翼は、林巨正の城基(林巨正には城のような建物もあったことがわかる)を通ったという。	第 42 輯、54 頁
正祖 7(1783)年 1月 15日(丁未)	文仁邦は平民たちに邪説を流布して、迷惑をかけたので乱を起こした張角のようだという。文仁邦は力士を集めようとしたが、このようなことは林巨正のように自分の仲間を集めようとしたのと同様であると報告した。	第 45 輯、346 頁

『朝鮮王朝実録』を基づいて林巨叱正の盗賊の活動様式をまとめる。そして林巨叱正の強盗を働いた活動地域と彼等の活動に参加した人々について検討する。

明宗 14(1559)年の 3 月の記事には林巨叱正の名前は登場しないが、3 月から記事を見ると、6 日には黄海道の瓷津縣の事と官軍の役務について議論し、3 月 13 日には 黄海道の盗賊を捉えて民衆を安定させる対策を王に言上した。25 日には憲府は、黄海道の盗賊をとらえていない觀察使の愼希復を辞めさせるべきだと王に言上し、黄海道の觀察使に李鐸、承政院都承旨に李澤、忠武衛護軍に愼希復を任命した。27 日には盗賊を捕える方法を論議、

開城府の都事を武臣として選び、派遣を決めた。この日の記録に初めて林巨叱正の名前が出てくる。

史料 5-F 「領議政尚震、左議政安玼、右議政李浚慶、領中樞府事尹元衡同議、因朝講金鑑所啓、命議于大臣、故同議如此。啓曰、開城府都事、以武臣擇遣、上教至當。但雖以武臣差遣、不別措置、循常爲之、則猶無其益。伏聞近來強賊、多萃本府城底、戕害人民甚多、而人畏報復、不能進告、官吏雖或見聞、了無設伏捕捉之計。頃日林巨叱正黃海道賊也、來家于本府之地。」(明宗 14 年(1559)3 月 27 日(己亥)¹⁵³)

4 月 19 日には王が黄海道の觀察使の李鐸に会って盜賊を捕えることを頼み、21 日には林巨叱正を追った時に死んだ開城府の捕盜官李億根に補償することを王に頼んだ¹⁵⁴。彼の存在は王も注目していたといえよう。黄海道の盜賊である林巨叱正は、明宗 14 年から大胆に盜賊行為を働いた。

明宗 15 年 8 月 20 日には黄海道・京畿道に林巨叱正の強盜があったと報告があった。

10 月 21 日には彼ら一党の盜賊の勃発で、鳳山が盜賊の巢窟であることが分かった。それで本郡の守令は武班にすると決めたが、官吏や民衆は、盜賊に害を受けることを恐れていた。初めは黄海道で強盜を働いたが、京畿道から鳳山まで拠点を築いていた。

その翌日に政府は、林巨叱正に攻撃を行ったが、林巨叱正一党は平安道(成川・陽徳・孟山)、江原道(伊川)に逃亡した。政府は、当時黄海道の觀察使である柳智善が近來 3~4 ヶ月間盜賊を捕えなかったことを王に報告し、王は柳智善を免職して文武に才能がある人を行かせるように命じた。林巨叱正の勢力は、平安道の成川・陽徳・孟山、江原道の伊川まで広がっていたことが分かる。

¹⁵³ 『明宗実録』卷 25、14(1559)年 3 月 27 日(己亥)、『実録』第 20 輯、508 頁。

¹⁵⁴ 「開城府捕盜官李億根、常時盡力跟捕爲賊輩所憎、及其跟捕巨叱正之際、爲群賊所伺、被其戕殺、極其慘酷、至爲可矜。」『明宗実録』卷 25、14(1559)年 4 月 21 日(壬戌)、『実録』第 20 輯、511 頁。

11月24日には捕盗大将金舜皐は、黄海道の盗賊林巨叱正一党の徐林という人物を捕えたと王に報告があった。しかし林巨叱正は、前日長通坊で逃げてしまい、林巨叱正の代わりに彼の「妻」三人を捕らえたという。林巨叱正の一員である徐林は「今月の26日に新しい鳳山郡守令を殺そうと平山南面馬山里で話し合ったと話し、政府に情報を提供する立場になった。徐林は、林巨叱正一党の重要人物であり、唯一林巨叱正の顔を知っている人物である。これを利用して政府は、林巨叱正を捕えるために徐林を利用した¹⁵⁵。

11月29日には、徐林の情報(26日の鳳山で新しい鳳山郡守令の殺害計画)で、宣傳官鄭受益は兵士500人を連れて鳳山に行ったが、七人の盗賊に皆殺されてしまったと報告した。林巨叱正一党は、ただの生計維持が目的ではなく、国家を対象とし、組織的な形で強盗すなわち、抵抗・闘いを行ったと考えられる。

12月1日には、王は彼等の盗賊の生活を止める方法を議論した。王はこの議論で盗賊が増えた根本的な理由について、自ら「彼らの生活に不安を与えたからである」と述べた。それで盗賊を減らすために黄海道・江原道に巡警使を送ることを決めた。

翌日は、盗賊を捕えることについて、普段とは違って、兵士でもって討伐しなければならないと憲府は報告した。その日は林巨叱正が瑞興で罪人(仲間)を奪い取り、王使を殺害した事件が起きた。この事件で王は「林巨叱正は普通の盗賊ではなく、反逆者である。」といい、「逆賊」と呼ばれていた。

これにより、林巨叱正の活動地域は、江原道まで広がっていたことが分かる。ところが、盗賊は盗んだものをどのように処分したのか。盗んだものは、ほとんど民衆たちに配っていた。林巨叱正の活動地域が江原道まで広がった理由は、民衆たちに盗んだものを配っていた¹⁵⁶からであり、そのため民衆たちが政府や国法を恐れず、しばしば盗賊を隠まってく

¹⁵⁵ 「去九月初五日、其黨聚于長水院、欲持弓矢、斧斤、乘昏入城、打破典獄署獄門、出其魁林巨叱正之妻、前日長通坊掩捕之時、林巨叱正出走、只獲其妻三人。」『明宗実録』卷26、15(1560)年11月24日(丙戌)、『実録』第20輯、572頁。

¹⁵⁶ 12頁を参照すること。『明宗実録』卷26、15(1560)年12月1日の条には、「獷悍之魁、嘯聚齊民、遂成大黨、如獲首謀、則脅從可赦。況無辜之民、多有牽連、亦可矜惻。究察情迹、宜加撫恤。窮村之民、畏其報復、不能拒却、在所不免。輦轂之下、不畏國法、利其分財、容隱賊黨者、比比有之。令刑曹考閱、窮極推治、聳動聞見。至於外方容隱養賊者、令其道方伯、秘密訪問、依律痛治。」と

れたことができたと考えられる。

12月28日には、黄海道巡警使李思曾が賊魁林巨叱正を捕えたと報告(状啓)¹⁵⁷があった。王は、報告書を見て兵曹に命令を下した(史料5-G)。

史料5-G「己未、以黄海道巡警使李思曾捕賊、賊魁林巨叱正也。状啓下曰、觀此馳啓、賊魁見捕、予用嘉焉。此非凡盜、其令捕盜軍官及驍勇軍等、速下去、以本道武班守令二人、定差使員、嚴護拿推事、言于兵曹。」(明宗15(1560)年12月28日(己未)¹⁵⁸)

史料5-Gは、「彼(林巨叱正)は平凡な盗賊ではない。早速、捕盗軍官及び驍勇軍等を行かせ、本道の武班である守令二人を観察員として決めて、厳しく調査、尋問しなさい」と書かれている。このように林巨叱正は盗賊のなかでも平凡ではない人物であり、捕盗軍官及び驍勇軍等を討伐に行かせるほど彼の武術が優れていたことが分かる。王は、林巨叱正は普通の盗賊ではないので、捕盗軍官と勇気のある兵士たちや本道の武班である守令二人を決めて、逮捕することを命じた。

明宗16(1561)年にも相変わらず、林巨叱正を捕えるための議論が続けられていた。

1月3日には「盗賊の首魁の林巨叱正を捕えた」¹⁵⁹と報告があったが、林巨叱正ではなく、彼の兄弟の加都致であった。黄海道の巡警使李思曾は、加都致を脅迫し、「私が林巨叱正である」といつわりの証言をさせたのであった。徐林と対面で彼の兄の加都致であることが発覚したが、林巨叱正の兄の加都致も大賊であると分かることになった¹⁶⁰。

8月19日には王は「長い間盗賊を捕えなかったのでとても恥ずかしい」といい、黄海道

ある。下線は引用者による。

¹⁵⁷ 状啓とは役人や官員や官吏らが王の命令で地方に行つて民生を調べ、その結果を報告する報告書。

¹⁵⁸ 『明宗実録』巻26、15(1560)年12月28日(己未)、『実録』第20輯、575頁。

¹⁵⁹ 「甲子、黄海道巡警使李思曾、江源道巡警使金世澣復命、以捕捉賊魁林巨叱正入啓、其實非林巨叱正、乃賊人加都致也。思曾齊以刑杖取供、誣服指爲巨叱正。」同上、巻27、16(1561)年1月3日(甲子)、『実録』第20輯、576頁。

¹⁶⁰ 「義禁府啓曰、拿致徐林、獲賊也。與林巨叱正面質、則徐林云、非林巨叱正、乃巨叱正之兄加都致、亦大黨也。眞爲難辨、拿其妻子、一處憑閱何如。傳曰、如啓。」同書、『実録』第20輯、576頁。

の観察使金澍に大盜賊を捕らえるように命じた。

9月7日には義州牧使李壽鐵は「大賊の林巨叱正と韓温を捕えた。」と報告した。林巨叱正の陳述書には「林巨叱正と関わっている人は多い。」という記述があり、王は、京畿と地方に人を送り、関わった人らを捕えるように命じた¹⁶¹。しかし、明宗6(1561)年9月21日にまた大賊の林巨叱正と韓温を捕えたと思ったら、尹熙鼎と尹世恭であったことが発覚した。詳しくいうと、尹熙鼎は海州の警備担当の兵士だったが、義州牧使が彼に服や靴を与えたり、脅迫したりして、「私が林巨叱正である」といつわりの証言をさせたことである。尹熙鼎と尹世恭二人とも林巨叱正と韓温ではないが、彼らの陳述書をみると犯した犯罪が多かったので、9月22日には尹熙鼎と尹世恭を死刑にした。その二日後には、脅迫していつわりの証言をさせた義州牧使李壽鐵は、官職を免じられることになった。

政府は、約2年間林巨叱正を捕えるために、捕盜軍官及び驍勇軍等を派遣したり、本道の武班である守令を観察員として決めたりしたが、誰も林巨叱正の顔を知らず、徐林との対面に頼るしかなかった。

明宗16(1561)年10月7日には、軍役の期間について議論した。黄海・江原・平安・咸鏡・京畿が軍籍の期間を延期し、全羅・慶尚・清洪道は今までの通りに施行すると決めた。翌日は、黄海道に討捕使南致勤と巡檢使白惟儉を派遣した。10月17日には、盜賊が盛んになった理由について、「彼らは盗むことが好きではなく、飢寒で民衆の生活が難しくなったからである。これは政治家の責任である。」と臣下は話した¹⁶²。

林巨叱正一党の勢力は、徐々に大きくなっており、10月28日には大胆に京畿の都城まで入って来て、隠れているという報告があった。

¹⁶¹ 「甲午、政院以平安道觀察使李樛啓本、義州牧使李壽鐵、捕捉大賊林巨叱正、韓温等。事入啓、傳曰、觀此馳啓與巨叱正所供、則不勝駭愕。巨叱正、韓温等、令今去宣傳官、毋使有傷、斯速拿來。」同書、卷27、16(1561)年9月7日(甲午)、『實錄』第20輯、601頁。

¹⁶² 「史臣曰、近者外官拜辭之時、上之教諭、例以捕盜爲主。是知病之痛、而不原致病之本也。彼盜之發、非喜爲盜、飢寒之迫、不得已而爲之、苟延一日之命者、蓋多矣、則其使民爲盜者、果誰之使耶。權門如市、公然賣爵、使無賴子弟、羅列州郡、割剝之侵漁之、則民安往而不爲盜乎。」同上、卷27、

史料 5-H 「甲申、傳曰、西海賊勢、到今熾發、故已遣討捕使措捕、而側聞賊徒、亦多隱匿於京中云。若閉都城各門、而各坊街巷可疑處、窮極搜探、則雖不能捕獲、賊輩聞之、似難投匿於京城也。此意義于三公、領府事、兵刑曹堂上、捕盜大將等、以啓。」(明宗 16(1561)年 10 月 28 日(甲申)¹⁶³)

この史料には当時の状況について書かれている。開城と平壤は彼らの巢窟であって、盗賊らは散らばると必ず民家が多いところで生活していると書かれている。王は、盗賊らが京中に入れないように、都城の門を閉めて搜索するように命令した。

黄海道から平安道はもちろん朝鮮半島の中心部である京畿道・京中まで勢力が広がっていた。

12月8日と15日には、黄海道と平安道の民衆たちはとても貧しくて苦しんでいるので、黄海道の田税と賦役をすべて免税、5～6年の間に払えなかった税金の一部も免除するように命じた。平安道に対しては、田税と賦役を半減するように命じた。

明宗 17(1562)年 1 月 3 日付の条には、次のようにある。

史料 5-I 「戊子、政院以黄海道討捕使、南致勤、南致勤、書狀、大賊林巨叱正等止接于瑞興地、軍官郭舜壽、洪彦誠等捕捉。入啓、傳曰、宣傳官、禁府郎廳、捕盜軍官等、斯速發遣拿來。」(明宗 17(1562)年 1 月 3 日(戊子)¹⁶⁴)

と、林巨叱正が瑞興にいたところを、軍官の郭舜壽と洪彦誠らが捕えた。

黄海道の巡警使李思曾は「盗賊の首魁の林巨叱正を捕えた」と報告した。黄海道の討護史南致勤は、「大賊林巨叱正等止接瑞興地、軍官郭舜壽、洪彦誠等捉」と書いてある書状を王に報告した。このように 3 年間の政府に対する抵抗・闘いは、明宗 17(1562)年 1 月 8 日

16(1561)年 10 月 17 日(癸酉)、『実録』第 20 輯、606 頁。

¹⁶³ 同上、巻 27、16(1561)年 10 月 28 日(甲申)、『実録』第 20 輯、607 頁。

に幕を閉じた(史料 5-J)。

史料 5-J 「癸巳、傳曰、叛國大賊林巨叱正等、今已畢捕、予甚嘉悅。討捕使南致勤、軍官郭舜壽、洪彦誠及前司僕尹霖、各加一資、從事官韓弘濟、朴好元、各賜馬。」
(明宗 17(1562)年 1 月 8 日(癸巳)¹⁶⁵)

林巨叱正は「白丁」出身者として珍しく明宗 14(1559)年から朝廷に対して本格的な反旗をひるがえした。政府は、最初は前代の同様に「黄海道の盗賊」、「盗賊の群れ」などの取り扱いであったが、次第に時間が立つにつれ、王も注目しはじめた(史料 5-F)。

林巨叱正の出身地である黄海道は長い間悪天候や凶年が続いていたため、民衆たちは苦しくなっていたので、生活の改善策の一環として政府と闘ったのである。政府に対して敢然と直面していた林巨叱正は、守令たちのような宰相を狙っていた。前掲史料である『明宗実録』巻 26、15(1560)年 12 月 1 日(壬辰)の条にも記されているように、宰相から奪ったものは貧民に配っていた。『実録』は当時の史官によって書かれていたものなので、支配者たちからは林巨叱正の存在は手に負えないほどの人物であったと推測できる。

『実録』に彼の名前が出てくるのをみると、明宗 14(1559)年に 2 件、15(1560)年に 2 件、16(1561)年に 10 件、17(1562)年 3 件である。明宗 16(1561)年は林巨叱正がもっとも政府に立ち向かった時期であろう。政府と闘った時にはいつも民衆たちがいた。それゆえ、民衆たちと団結し、政府に闘っていたともいえよう。

林巨叱正の死後も政府は、林巨叱正のような人物について議論していた。治者たちは、林巨叱正のような人物が登場する可能性について恐れていた。

史料 5-K 「論者言之曰昔有一元衡貪縱無忌、任用兇虐、内致巨正之亂、外召乙卯

¹⁶⁴ 同書、巻 28、17(1562)年 1 月 3 日(戊子)、『実録』第 20 輯、611 頁。

¹⁶⁵ 同書、巻 28、17(1562)年 1 月 8 日(癸巳)、『実録』第 20 輯、611 頁。

倭變。今有百元衡、各肆誅求、其輿馬、宮室、子妾百年之計、無不日剝于軍民、召敵讐不怠者、未有甚於此時、將有劇盜內煽、而外侮難禦矣」(宣修 22(1589)4月1日(丁丑)¹⁶⁶)

史料 5-K から政府は明宗朝のことを振り替えながら、再び「林巨叱正の乱」のような民乱が起きる可能性について恐れていたことがわかる。

史料 5-L 「故其資實如官家、以之陰養徒衆。時、國家軍政紊亂、財力殫屈、比年凶災、盜賊發。民間常苦族隣軍布之徵、又有北界刷民之撓。汝立見民有思亂之漸遂與其徒決意謀亂。且見海西俗頑、曾有林巨正之亂、求爲黃海都事、不遂。」(宣修 22(1589)年 10月1日(乙亥)¹⁶⁷)

史料 5-L も当時民乱が起きる可能性について恐れている。1589 年には凶年と悪天候で民衆が苦しくなっていた。このような状況を利用して、林巨叱正のような人すなわち、当時の政治に不満を持っていた民衆と手を組んで乱を起こそうとしていたことがわかる。西海の民衆たちは「見海西俗頑」、すなわち頑なな人々であるとみられていた。

史料 5-M 「領議政柳成龍、右贊成崔滉、吏曹判書金應南、兵曹參判沈忠謙請對、上御行宮便殿引見。……成龍曰、洪可臣書簡中有曰、賊以小紙爲諭告書、遍示百姓曰、民生不堪其苦、我爲爾等出、云。……忠謙曰、曩者海西賊林巨叱正言曰、吾輩一人、當爲政院使令、云、此乃欲探知朝家事也。上曰、雖細微公事、予必親執見之、無得使一內官傳讀。政院亦宜親執爲之」(宣祖 27(1594)年 1月 11日(庚寅)¹⁶⁸)

¹⁶⁶ 『宣修実録』卷 23、22(1589)年 4月 1日(丁丑)、『実録』第 25 輯、578 頁。

¹⁶⁷ 同書、卷 23、22(1589)年 10月 1日(乙亥)、『実録』第 25 輯、583 頁。

¹⁶⁸ 『宣祖実録』卷 47、27(1594)年 1月 11日(庚寅)、『実録』第 22 輯、204 頁。

史料 5-N 「方今國勢、如百萬蒼生都載漏船、中流遇風、失其舵、碇、四顧茫然、渺無津涯、如有副手、梢工、則雖胡、越、要與協力、共濟洪濤、固其宜也。檣傾楫摧、恬不動心、罔上迷下、坐致胥溺、此何等事也。……昔在太平無事之日、強賊如張永起、林巨正之徒、相繼而起、永起爲李克均所敗、走死湖南、巨正至遣防禦使南致勤、動一道之兵、四出追捕、倘非徐霖投降嚮義、則一年之內、賊酋未易得也。況今時則三南連歲饑荒、鼠竊狗偷、處處遍滿。又自亂後、列邑流民投竄山谷、持銃逐獸、以資生理者、其麗不億。萬一如永起、巨正者、乘民心怨叛、一呼而起、則彼輩響應影從、如恐不及矣。此、國之大患、而滿朝諸臣、醉生夢死、不知爲憂、徒以京大同、失人心爲今之第一策、臣竊痛焉。自古人臣之獻忠者、先事而言、則必不見信、事至而言、則救之莫及、臣之此言、非先事而言也。」(孝宗 3(1652)年 5 月 16 日(丙戌)¹⁶⁹⁾

史料 5-M は、領議政柳成龍・右贊成崔滉・吏曹判書金應南・兵曹參判沈忠謙らが王に請対¹⁷⁰⁾したときの記録である。彼らは盗賊が増えることについて王と議論した。史料 5-M から当時の盗賊は、小さい紙に「民生不堪其苦、我爲爾等出」という文書を書き、民衆たちに見せていたことが判明した。その文を書いた人の名前は記されていないが、盗賊たちであるという記録により、林巨叱正もこのようなことを行ったと推測できる。また林巨叱正が「吾輩一人、當爲政院使令」と言ったことから政治にまで手を出そうとしたことも推測できる。

史料 5-N は、前掌令¹⁷¹⁾安邦俊の上書である。ここでは、1652 年 5 月当時の状況が書かれている。「今の国の経済的状況はまるで、数百万人の百姓が水の漏る船に乗っていく中、海の真ん中で風浪にまもれているようである。そして船の舵も碇もなくし、先の見通しが

¹⁶⁹⁾ 『孝宗実録』巻 8、3(1652)年 5 月 16 日(丙戌)、『実録』第 35 輯、566 頁。

¹⁷⁰⁾ 急用などで、王との対面を要請すること。

¹⁷¹⁾ 司憲府の正四品の官職。

きかない状況である」と、当時の経済的状況はがわかる。「民心をなくした時には張永起・林巨叱正のような強賊が出てくる」と、盗賊が出てくる政治的・社会的状況もわかる。

このように盗賊の出現は、国家に責任があり、林巨叱正が盗賊となった理由は貧しかった民衆を少しでも助けるためであった。民衆の生活の改善のため、彼は盗賊となり、乱を起こし、政府と闘った。また盗んだ物を民衆に配って、民衆たちを助けようとしたことは義賊の姿であろう。二つの姿をもっている林巨叱正は盗賊でもあり、義賊でもあると考えられる。しかし、結果的には民衆たちの生活の改善は見られなかった。盗賊を捕える軍事政策により民衆たちはもっと厳しい生活をしていた。

前に述べたが、林巨叱正を含め朝鮮時代の3大盗賊と呼ばれていた洪吉同・張吉山はどのような動きを見せたのか。

まず、洪吉同から検討してみよう。洪吉同は、燕山君(1494～1506)時代に活動した盗賊である。『実録』には9件の記録がある。①『燕山実録』巻39、6(1500)年10月22日(癸卯)¹⁷²、②『燕山実録』巻39、6(1500)年10月28日(己酉)¹⁷³、③『燕山実録』巻39、6(1500)年11月28日(戊寅)¹⁷⁴、④『燕山実録』巻39、6(1500)年12月29日(己酉)¹⁷⁵、⑤『中宗実録』巻18、8(1513)年8月29日(甲子)¹⁷⁶、⑥『中宗実録』巻47、18(1523)年2月10日(辛巳)¹⁷⁷、⑦『中宗実録』巻70、25(1530)年12月28日(甲申)¹⁷⁸、⑧『中宗実録』巻70、26(1531)年1月1日(丙戌)¹⁷⁹、⑨『宣祖実録』巻22、21(1588)年1月5日(己丑)¹⁸⁰である。そのなかで義賊の姿について記されている記事はない。洪吉同は、宰相の財産と民衆たちの財産を盗んでいた。

史料5-O「忠清道洪吉同作賊之後、流亡亦未復、而量田久廢、收税實難。請於今年、

¹⁷² 『実録』第13輯、431頁。

¹⁷³ 『実録』第13輯、433頁。

¹⁷⁴ 『実録』第13輯、435頁。

¹⁷⁵ 『実録』第13輯、437頁。

¹⁷⁶ 『実録』第13輯、673頁。

¹⁷⁷ 『実録』第16輯、193頁。

¹⁷⁸ 『実録』第17輯、279頁。

¹⁷⁹ 『実録』第17輯、280頁。

¹⁸⁰ 『実録』第21輯、442頁。

先量此二道田。傳曰、量田大事、固當爲之。」(中宗 8(1513)年 8 月 29 日(甲子))

史料 5-0 から「忠清道は洪吉同が盗みをはたらいた後、長い間敷地の面積を測量することができなかった」とあるため、義賊より強盗犯のイメージであろう¹⁸¹。

張吉山は、肅宗時代(1674~1720 年)に活動した盗賊である。政府は張吉山を捕えることができなかったのも、彼に関する記事は 3 件しかない。この 3 件を検討してみよう。

史料 5-P① 「引見大臣備局諸宰。時賊魁張吉山、匿陽德地。捕盜廳遣將校掩捕、官軍失捕。大臣請罪其縣監、以警他邑。上可之。」(肅宗 18(1692)年 12 月 13 日(丁亥)¹⁸²)

史料 5-P② 「上又下教鞫廳曰、劇賊張吉山、慄悍無比。往來諸道、徒黨寔繁、已過十年、尙未斯得。頃自陽德、發軍圍捕、而終未捉得、亦可知其陰兇矣。今觀榮昌之招、尤極痛惋。不可不密勅諸道、詳探所在、別爲發軍勦捕、以除後患、亦爲議啓。」(肅宗 23(1697)年 1 月 10 日(壬戌)¹⁸³)

史料 5-P③ 「丁酉、鞫廳罪人李榮昌更推、變辭納供、略曰……又做申鍵銀參之說、張吉山締結之狀、女人騎牛之狀、使之誑惑稅輩、至於一女惠一、曾是相知、楓悅名僧、憑藉爲言、諸寺名及他地名、或學於惠一」(肅補¹⁸⁴23 年(1697)2 月 16 日(丁酉)¹⁸⁵)

張吉山は、盗賊の首魁で、陽德(平安南道)で活動していた。性格と行動は猛撃で比べる

¹⁸¹ 最初にみられる記録『燕山実録』巻 39、6(1500)年 10 月 22 日(癸卯)の条には「強盗洪吉同を捕らえた」と記されている。『実録』第 13 輯、431 頁。

¹⁸² 『肅宗実録』巻 24、18(1692)年 12 月 13 日(丁亥)、『実録』第 39 輯、272 頁。

¹⁸³ 『肅宗実録』巻 31、23(1697)年 1 月 10 日(壬戌)、『実録』第 39 輯、446 頁。

¹⁸⁴ 正式な名称は『肅宗顯義光倫睿聖英烈章文憲武敬明元孝大王實録補闕正誤』である。英祖 4(1728)年に李光佐・尹淳らが編纂した『肅宗実録』を修正・補完するための歴史書である。

¹⁸⁵ 『肅補実録』巻 31、23 年(1697)2 月 16 日(丁酉)、『実録』第 39 輯、480 頁。

者がいないほどであった(史料 5-P①)。史料 5-P②から「往來諸道、徒黨寔繁、已過十年、尙未斯得」とあって、張吉山らは全国各道を往来していて、いろいろな人との繋がりですべて10年が経過したにもかかわらず、まだ捕えていない状況であることがわかる。史料 5-P③からは「締結之狀」とあり、李榮昌(非嫡出子)と条約や契約を結んでいたことがわかる。

洪吉同も張吉山も林巨叱正も朝鮮社会から厳しい差別を受けていたと考えられる。非嫡出子で生まれた洪吉同は、厳しい差別を受けていたため、国家に対する不満を強盗行為で表したと考える。

廣大出身である張吉山は、非嫡出子である李榮昌と条約を結んでいて、10年間も盗賊生活をしてきた。だが、10年間の活動成果はみられなかった。

「白丁」出身である林巨叱正の場合は、自ら党を作って、治者の財産を奪い、貧しかった民たちに配っていた。この活動は3年間続けていた。王も林巨叱正の勢いに注目し、一日も早く捕えるように、盗賊を捕える方法について何回も議論し、武臣を派遣した。

民衆のために政治に参加しようとしたが(史料 5-M)、参加できず、活動開始から3年後南致勤によって捕えられた。3年間捕えられなかった理由は、民衆とのつながりがあったといえるだろう。

おわりに――残された課題

「白丁」身分は高麗時代から存在し、一般農民をあらわす呼称である。朝鮮初期は農業政策を根幹としていたので、柳器製造や屠畜業などを生業とする才人・禾尺集団を良民化するため、世宗5年(1423)10月に公式に「白丁」と改号した。つまり、一般農民という意味で「白丁」と改号したが、それが差別階層を表す呼称となってしまった。

「白丁」身分の始まりは、高麗末に楊水尺といわれていた集団の子孫である。楊水尺か

ら才人・禾尺、才人・禾尺から「白丁」身分になった人々は、種族や身分は関係なしに社会的に差別される集団に変わった。

本研究を次のようにまとめることができる。

第1章では、「白丁」身分の起源について展開した。前に述べたが、朝鮮時代の「白丁」身分は最下身分の「賤民」の一つとしてきつい差別を受けた。朝鮮王朝初期の朝廷は国民たちの同化政策に力を入れ、世宗5年に才人・禾尺を「白丁」と改号した。才人・禾尺は高麗末から存在していた人々で、彼らの職業は屠畜業と柳器製造業であった。彼らは「白丁」と改号された後も屠畜業・柳器製造に従事していた。朝鮮初期は農業政策を根幹としていて、牛と馬を重要視していたので、才人・禾尺の生業である屠畜業は「別種」または「異類」と認識され差別された（「異類視」）。差別された原因の一つは、彼らが自分たちの生業である牧畜、狩猟、歌舞などを守るための集団生活のなかで、国家との摩擦、また、略奪行為、強盗、放火、殺人などの社会問題を引き起こしたからである。それらは他の階層にもみられることであったが、「白丁」身分ということで彼らを強盗の代名詞的な集団とみなされ、あるときは「白丁」身分という理由だけで強盗の犯人にされ、社会不安の元凶と認識されていた。そのようなことから一般民は才人・禾尺を「異類」として見て、区別し始めたので、朝廷は同化政策の一環として才人・禾尺を「白丁」と改号したのである。

しかし、一般平民たちは彼らと同一視されるのを拒否し、彼らを「新白丁」と呼び、差別したことが分かった。その結果、世宗6年（1424）には「白丁」は「新白丁」と呼ばれるようになった。「白丁」に対する区別をなくし、平民と婚姻させ、農業に従事させることを試みたが、守令らが同化政策を守らなかったため、「白丁」たちは生活が貧しくなり、物を盗み、強盗を働いたのである。世宗17年（1435）には同化政策の一環として再び才人、禾尺を「白丁」と改称しようと王が命令し、兵曹が各官にその命令を伝えていたが、この時も各官は同化政策を従わなかったため、「白丁」はますます差別されたのである。

韓国では「白丁」の起源を北方異民族としてみているが、筆者は「白丁」身分の起源＝

「白丁」身分の成立と考えており、その成立は、才人・禾尺が「白丁」となった世宗5年であると考えている。また、高麗時代の社会内部から楊水尺が生まれ、楊水尺が才人・禾尺となり、それらが「白丁」と改称されたが、次第に被差別身分として成立していったものであることを明らかにした。

才人・禾尺は「白丁」と改号された後も、実際は才人、「才白丁」、禾尺、「禾白丁」、「新白丁」、「両色白丁」などと記録されている。しかし、時間がたつにつれて「白丁」と呼ばれるようになり、一方、農民に同化した才人・禾尺は「白丁」と呼ばれなくなった。

第2章では「白丁」身分の職業について展開した。「白丁」身分は屠畜業・柳器製造業に従事していた。「白丁」の身分の屠畜業・柳器製造業は前身である楊水尺が従事していた職業で、才人・禾尺と称されるようになってからも屠畜業・柳器製造に従事していたことがわかった。前にもふれたが、朝鮮初期において農民化政策である同化政策の一環として才人・禾尺の屠畜を禁じ、彼らを「白丁」と改号されたが、改号された以降も、農耕生活になじめず、また、政府は彼らに柳器の上納などを要求していた。「白丁」身分は農期には農夫となり、農期ではない時には兵士となったのである。

『実録』のなかには「去骨匠」という屠畜業者が出てくる。私は15世紀後半から16世紀前半にかけて史料に表れる「去骨匠」が屠畜業に従事していたことを明らかにして、彼らが「白丁」に由来するもので、「白丁」同様の存在であったことを明らかにした。朝鮮時代に屠畜業に従事した身分は「白丁」だけで、屠畜業は「白丁」身分の固有の職業であると考えている。

第3章では、「白丁」身分の役務と負担について述べた。狩猟生活をしていた才人・禾尺は他の人々より武術が優れていたため、政府が彼らを軍籍に編入させ（同化政策）、兵士として軍事動員した。このことは先行研究でも明らかにされているが、それをさらに裏付けるとともに、新たに狩猟への動員や柳器の上納した記述を集め、表でまとめた。このような役務があったため同化政策は失敗したと考える。

第4章では、「白丁」身分に対する職業差別意識と職業差別、居住地に対する差別、結婚差別、教育における差別、日常生活面での差別に分けて分析した。特に「白丁」身分の屠畜業に対する差別意識の背景として、『実録』で「異類」、「異種」としてとらえており（異類視）、屠畜業を「醜悪の風習」と記述されていた。また治者が、屠畜は「天地・生物の心を傷め」と考えていた記述から屠畜業を差別することにつながっていたと筆者は推測している。

第5章では、朝鮮の三大盗賊の一人とも言われる「白丁」出身の林巨叱正の動向について、『実録』から55件の記事をまとめ、明宗14年（1559）から3年間の動きを詳細に追跡した。朝廷は林巨叱正を洪吉童・張吉山とともに朝鮮の三大盗賊として注目していた。しかし林巨叱正は一般民のものも盗んだ洪吉童・張吉山とは違って、林巨叱正の一党は、単純な窃盗や強盗ではなく、官僚たちを狙っていた。『実録』には1件しか見当たらないが、彼は盗賊活動を通して民衆たちを救済しようとした。『実録』のなかでは王も「白丁」出身である林巨叱正に注目していた。彼の盗賊の活動は、朝鮮社会で大きな影響を与えていたことがわかる。治者たちはこのような林巨叱正を盗賊のような存在だったが、民衆たちは義賊のような存在だった。しかし、3年間も続けていた盗賊活動は、民衆たちを悪天候と凶年から救済することができなかった。

以上、朝鮮の「白丁」身分の歴史的な分析を行ったが、なぜ「白丁」身分が時にきつく差別されたのかについての差別観念の究明は今後の課題として残されている。今後、差別を支えてきた差別観念の研究を深めていきたいと考えている。また日本の近世被差別部落民との比較史的研究も深め、国際的な比較社会史的な視野を広げたいと考えている。

附属資料『朝鮮王朝実録』所載才人、禾尺、去骨匠、「白丁」身分に関する記事一覧

年代	呼称	内容	出典
太祖 1(1392)年 9月 24日(壬寅)	才人 禾尺	都評議使支表克廉、趙浚等は、学校、守令、郷吏、才人・禾尺などについて二十二条目を王に申し出た。	第1輯、31頁
太祖 4(1395)年 12月 25日(甲寅)	才人 禾尺	知益州事閔由義が才人、禾尺の流浪を禁じる方法として才人、禾尺の戸籍を作り、才人、禾尺に土地を与えようと王に意見を述べた。王はそのような法令(同化政策)は前からあるが施行しなかっただけであるので、各道に同化政策を施行するように命令した。	第1輯、88頁
定宗 1(1399)年 7月 15日(癸未)	才人	咸陽禾尺每邑金の妻が三つ子を出産。	第1輯、152頁
太宗 4(1404)年 9月 19日(丁巳)	才人 禾尺	議政府で各品の上申。参知議政府事崔運は「才人、禾尺は皆各鎮に属して、藩兵を忠実にさせるように」と王に報告した。	第1輯、306頁
太宗 6(1406)年 4月 24日(甲申)	禾尺	【屠畜禁止令】 韃靼、禾尺に牛馬の屠畜を禁じさせるように繰り返して命じた。	第1輯、355頁
太宗 6(1406)年 6月 5日(癸亥)	才人 禾尺 白丁	西北面都巡問使趙瑛が土官の制度について「平壤府司の数を比較すると、約六百名が禄をもらっている。近所の各村と平壤府の外村に住んでいる白丁まで職を得ようとしている。軍役の免除も訴えている」と意見を述べた。	第1輯、359頁
太宗 6(1406)年 6月 5日(甲戌)	才人 禾尺	領議政府事成石璘の上申。 政府は「牛馬の屠畜禁止令により有司が厳しく禁じる。まだ屠畜を生業としている才人と禾尺には田地を与え、耕作させ、離散しないように」と議論した。	第1輯、359頁
太宗 10(1410)年 11月 2日(甲子)	才人 禾尺	才人、禾尺の年貢と漁梁悦、船税は国用の魚物以外には皆楮貨で収納するようにと、報告した。	第1輯、569頁
太宗 11(1411)年 1月 3日(甲子)	白丁 スック尺 (宮中での 小人)	王が司憲府に「河永の祖は前から帳籍に白丁とされたが、五十年以降からはスック尺とする」と命令した。	第1輯、572頁
太宗 11(1411)年 10月 17日(乙巳)	禾尺	司憲府の上書。全6項目。そのなかに「禾尺」の記載がある。	第1輯、606頁
太宗 12(1412)年 1月 18日(癸卯)	禾尺	外方の囚人たちの罪を許した。禾尺を忠清道水軍に属すようにと命令した。	第1輯、622頁
太宗 13(1413)年 3月 4日(癸未)	才人 禾尺	王は沔州君韓珪に甲士五百人を広州で狩りることを命じた。才人と禾尺を皆集め、広州で待っているように命じ、王はそれを見物した。	第1輯、664頁
太宗 13(1413)年 8月 21日(丁卯)	才人 禾尺	前仁寧府は「號牌法(身分証明書である牌を持つ法)」について報告した。才人・禾尺に號牌を常に持つように命じた。	第1輯、684頁
太宗 13(1413)年 9月 16日(壬辰)	才人 禾尺	王は狩りのために忠清道、慶尚道、全羅道で驅軍(獵師)、才人・禾尺を徴発した。	第1輯、688頁
太宗 14(1414)年 6月 3日(甲辰)	禾尺	全羅道觀察使に傳旨(王の命令を伝えること)した。雲峯県禾尺のよい馬だと言われている黒馬を進上するように命令した。	第2輯、19頁
太宗 14(1414)年 6月 13日(甲)	才人 禾尺	農海道觀察使李垠は禾尺、才人の上納法を議論した。	第2輯、22頁
太宗 14(1414)年閏9月3日(癸卯)	才人 禾尺	王は、江原道で講武(朝鮮王朝時代に指定した場所で、将官、軍士と民衆を集め、王が狩りをしながら武芸の練習すること。)を行った。当領船軍、才人、禾尺を驅軍として徴発した。皆で五千名である。	第2輯、39頁
太宗 15(1415)年 3月 8日(丙午)	白丁	議政府、六曹は人心を和合させる條目について、「庶人の私生児は白丁とする」と王に報告した。	第2輯、54頁
太宗 16(1416)年 7月 3日(壬辰)	才人	景福宮の裏にもうけた庭園で猿と鹿を養っている。これを捕獲したのはの才人の張先である。	第2輯、126頁
世宗 1(1419)年 2月 7日(壬午)	白丁	刑曹は、「楊州白丁熊伊は夫を殺した。獄で死んでしまった」と王に報告した。。	第2輯、301頁
世宗 1(1419)年 2月 20日(乙未)	才人 禾尺	宣旨した。「明日楊根、広州で狩りを催すので兵曹は京畿道各官の才人、禾尺を草伐里に集まるように」と。	第2輯、303頁
世宗 1(1419)年 5月 14日(戊午)	才人 禾尺	上王、王は対馬に侵略する問題を議論した。才人と禾尺を兵士と決めた。	第2輯、316頁

世宗 1(1419)年 6月 2日(乙亥)	才人 禾尺	兵曹は對馬(島名)の討伐のため、「下番甲士、別牌、侍衛牌、鎮属、才人、禾尺、日守、兩班などを兵士に動員させよう」と王に意見を述べた。	第 2 輯、320 頁
世宗 2(1420)年 11月 7日(辛未)	韃韃 才人 禾尺	各官吏たちは『元續六典』にある判旨を施行しないので、施行するように王は禮曹に命令した。才人・禾尺の同化政策の内容が記されている。	第 2 輯、415 頁
世宗 3(1421)年 1月 10日(癸酉)	禾尺 才人	洪州の人李成は誣告罪で杖百、三十四里流刑に処された。	第 2 輯、420 頁
世宗 3(1421)年 10月 11日(庚子)	才人 禾尺	慶尚道右道水軍都按撫使は「金海府四人の吏が代捕に行つて倭の捕虜となった。近くの郡県の侍衛牌、別牌、才人、禾尺を徴集した」と王に報告した。	第 2 輯、457 頁
世宗 4(1422)年 7月 15日(庚午)	才人 禾尺	兵曹は「才人、禾尺は移動しているので皆集めて地元に戻るようにする。施行しない守令がいるとその罪を論じる」と王に報告した。	第 2 輯、488 頁
世宗 4(1422)年 11月 24日(丁丑)	才人 禾尺	兵曹は「軍籍に登録されていない才人、禾尺を探して軍籍に登録させる。平民と雑処させて、農業に従事させる。三年に一度は彼らの子を戸籍に登録させ、移動を禁じる。もし、出入りすることがあると、日にちを決めて行状(旅行証明書)を発給を下さるように」と王に申し出た。	第 2 輯、513 頁
世宗 5(1423)年 10月 8日(乙卯)	才人 禾尺 白丁	兵曹は王に次のように意見を述べた。「才人・禾尺は元々良人である。平民は、彼らの職業を賤しく思っている。また彼らの呼称は「特殊」だと思っている。平民は彼らを異類としてみている。そして区別している。平民たちは自分たちと違う人であると考えているので、誠にかわいそうである。それゆえ、才人・禾尺を白丁と改号し、平民たちと才人・禾尺を結婚させ、彼らを戸籍に登録させるべきである。また、閑田を与え、農業に従事させ、役務であった狩り・柳器・狩猟から得られる物、つまり、皮・鬘・筋・角などの貢物を免除し、才人・禾尺の生活を安定させるべきである。そして、家計が豊かで武材が優れている者は侍衛牌・守城軍とする。もっと武材が優秀な者は、その才能をテストし、合格したものは甲士職とするが、今のまま昔の職業に従事し、流浪している者は、法律としてその罪を罰し、戸籍の本籍地に戻させるべきである」と述べた。王は兵曹の意見を許可した。	第 2 輯、559 頁
世宗 5(1423)年 11月 17日(甲午)	白丁	瓮津白丁梁貴珍九歳を親孝行で表彰した。	第 2 輯、564 頁
世宗 6(1424)年 3月 8日(甲申)	才人 禾尺	工曹は京畿道監司の報告に基づき、王に報告した。「前回には柳で作ったハンガーはすべて禾尺から集め、上納した。現在は才人、禾尺は一般平民と婚姻させ、屠畜業を禁じさせているので、柳器は他の貢物の例によって民から上納するように」と。	第 2 輯、585 頁
世宗 6(1424)年 10月 10日(辛亥)	新白丁	王は、各都の新白丁の妻と子を調査し、本来の農業に従事させ、生計を立てられるものは三丁を一戸にすることを命令した。そして、はじめて農業に従事して生計が充実ではない者は、五丁を一戸とすることを決めた。別牌、侍衛牌、守城軍などを決める時は、彼らの才品によっての軍人に補充し、正役と奉足は、その役を分けて名前を記録し、報告するように命じた。	第 2 輯、629 頁
世宗 7(1425)年 1月 22日(癸巳)	新白丁	各官の新白丁を捜索することを決めた。そして新白丁の生計と才品を見分けして別牌、侍衛牌、守城軍の軍役を決めたら、正軍九十八名、奉足四百二十六名であった。	第 2 輯、649 頁
世宗 7(1425)年 2月 4日(甲辰)	新白丁 白丁	【屠畜禁止令】 「現在、牛馬を屠殺する者は新白丁である。新白丁は永樂 9(1411)年に村から捜索して都城の外側に移動させたが、今は都城の下や内で住みながら、牛馬を屠殺している。牛馬を屠殺する者は逮捕し、厳しく禁じるべきである。」と王に報告した。王は、牛馬屠殺禁止令を出して、	第 2 輯、652 頁

		牛馬を屠畜するものは逮捕することを決定した。	
世宗 7(1425)年 2月 27日(丁卯)	新白丁	兵曹は、巨濟縣の移転と守護軍の増員を要請した。「100名の守護軍に200名を増やすが、その200名は、付近の各官に住んでいる新白丁を陸軍とし、罪を犯した者は奴婢にし、四つに分けて西方地方を防御するために派遣させること」を決めた。	第2輯、658頁
世宗 7(1425)年 5月 25日(甲午)	白丁	刑曹は、白丁趙仁富は箭串御馬場で馬を盗んだと王に報告した。	第2輯、671頁
世宗 7(1425)年 12月 5日(庚午)	新白丁	王は巷間で隠れて牛馬を屠畜していることについて問うた。兵曹判書趙末生は「牛馬の盗殺を禁じているにもかかわらず、今も行われている。またこのようなことを告げると賞を与えるにもかかわらず、一人もいない。」と答えた。王は「都城の西のほうの母岳山の下に住んでいる新白丁を京畿の外側に追放しなければならない」と追放することを命じた。	第2輯、704頁
世宗 8(1426)年 1月 4日(己亥)	新白丁	兵曹は「多角都にばらばらになっている新白丁を侍衛軍に補充するように」と王に報告した。	第3輯、1頁
世宗 8(1426)年 8月 2日(癸亥)	白丁	兵曹は「慶尚道泗川縣の人、仍邑実は白丁の妻朴文を死なせたので絞首刑とする」と王に報告した。	第3輯、38頁
世宗 8(1426)年 12月 15日(甲戌)	白丁	兵曹は「殺人を犯した松禾の白丁金照乙は絞首刑だが、年寄りの父がいるため罪を減等した」と王に報告した。	第3輯、53頁
世宗 9(1427)年 1月 19日(戊申)	新白丁	慶尚道固城の新白丁の妻が二人の男と女の子一人の三つ子を産んだ。	第3輯、58頁
世宗 9(1427)年 5月 9日(丙申)	新白丁女	新白丁の娘である寶金を姦通罪で杖刑にした。	第3輯、72頁
世宗 9(1427)年 10月 16日(庚午)	禾尺	【牛馬屠殺禁止法】 司憲府は「禾尺は牛馬の屠畜禁止法があるものの密かに屠畜をしている。また皮革は価値が高いため密かに屠畜をしている者は増えている。」と報告した。王は「禁止法を刑曹は議論して報告しなさい」と言った。	第3輯、98頁
世宗 9(1427)年 11月 27日(辛亥)	新白丁	【牛馬屠殺禁止法】 刑曹は、王に「牛馬屠殺禁止する法と、新白丁と平民と一緒に暮らす令(雜処令)とを命じて下さるように」と意見を述べた。王はそれに従った。	第3輯、103頁
世宗 10(1428)年 閏 4月 3日(甲申)	新白丁 白丁 才人	黄海道監司は、江陰縣で盗みをしている新白丁を捕える方法や盗賊の退治について王に報告した。	第3輯、127頁
世宗 10(1428)年 閏 4月 30日(辛亥)	新白丁	盗賊の行動に悩んでいる兵曹の報告に王は「京畿道、黄海道に小賊が多い。馬を持っている侍衛牌、下番甲士、鎮軍、閑散人、新白丁は、その馬を一箇所に集めておいて、盗賊が出てくると捕えるように」と発した。	第3輯、130頁
世宗 10(1428)年 5月 19日(庚午)	新白丁	平安道の監司に新白丁が集まって盗みをしているので防護所を作って、彼らの出入りを禁じることを命じた。	第3輯、72頁
世宗 10(1428)年 7月 13日(癸亥)	禾尺	中国の明から宦官(内豎)を送ることを要求され、議論した。	第3輯、138頁
世宗 10(1428)年 9月 25日(甲戌)	新白丁	新白丁は、もう平民の例であって、侍衛牌に属すこと許可したので甲士に選ぶことを命じた。	第3輯、146頁
世宗 10(1428)年 10月 18日(丙申)	白丁	左司諫金考貞は王に「庶人の私生児は白丁とする」と報告した。	第3輯、148頁
世宗 10(1428)年 10月 28日(丙午)	新白丁	刑曹は王に「黄海道の囚人の新白丁姜豆彦、洪得希らを強盗罪で斬刑とします」と報告した。	第3輯、151頁
世宗 12(1430)年 6月 23日(壬辰)	新白丁	兵曹は王に「各官に住んでいる新白丁、閑散人等を選んで城を警備させるように」と報告した。	第3輯、242頁
世宗 12(1430)年 9月 11日(己酉)	新白丁	刑曹は王に「新白丁李元吉を殺害した私奴婢の豆難は絞首刑にあたる」と報告した。	第3輯、260頁
世宗 13(1431)年 9月 27日(戊子)	白丁	刑曹は王に通津人の囚人の白丁末守を窃盗罪で絞刑にすると報告した。	第3輯、344頁

世宗 14(1432)年 9 月 1 日(丙辰)	白丁	兵曹は「公私の婢が良民(夫)と結婚して生まれた息子を續白丁と称する。そして外方(ソウルを除く全ての地方)に住んでいて平民と結婚し、息子を生んだ場合は、津尺・倉庫直・牧子干・急唱等役に就く」と議論した。	第 3 輯、414 頁
世宗 14(1432)年 10 月 12 日(丁酉)	新白丁	禮曹は、王に報告した。新白丁は、もう平民と居住し、婚姻して軍役を差定することになったので、郷学に出られるように王にお願いした。	第 3 輯、420 頁
世宗 14(1432)年 10 月 13 日(戊戌)	白丁	刑曹は「白川の囚人である船軍朴忠實は彼の妻を殺害し、平山の囚人である白丁朴所乙進は白丁柳成己と闘っているなか彼を殺害した罪で、絞刑にあたると王に報告した。	第 3 輯、420 頁
世宗 15(1433)年 2 月 27 日(辛亥)	新白丁	議政府、六曹、三軍都鎮撫使等呼んで議論した。平安・黄海の二つの道に新白丁を選んで牌を作って行かせなければならないと決めた。	第 3 輯、453 頁
世宗 15(1433)年 8 月 13 日(癸巳)	新白丁	全羅道新白丁、武才のある者を選んで警備をさせると京畿の軍人の面倒をみなくてもいいと安崇善が話した。	第 3 輯、499 頁
世宗 15(1433)年 閏 8 月 16 日(丙寅)	新白丁	兵曹は、勇気があって武術に優れている新白丁を選んで忠清、京畿、黄海などに送るべきであると報告した。	第 3 輯、507 頁
世宗 15(1433)年 11 月 23 日(壬寅)	新白丁	刑曹は、廣州の強盗の犯人新白丁申權・巨作只は律により斬刑にしたと報告した。	第 3 輯、527 頁
世宗 16(1434)年 4 月 24 日(辛未)	白丁	兵曹は、箭串牧場の牛馬の警備を強化した。牧場のなかでは農民以外、用事のない者が勝手に出入りすることを禁じ、牧場の近くに散らばって住んでいる新白丁全員を五十里から六十里に離れているところに移動させるべきであると報告した。	第 3 輯、560 頁
世宗 16(1434)年 6 月 19 日(甲子)	新白丁	仁壽府少尹李吉培は、「済州・珍島等の南海の方の島に外部からの被害が多いため、新白丁を選び、警備させること」を王に報告した。警備させる新白丁は、その島の近くに住んでいる人を選ぶことを決めた。	第 3 輯、573 頁
世宗 17(1435)年 8 月 2 日(辛丑)	新白丁	京畿監司は、盗賊の被害から守るために新白丁の馬の売買を厳しくすることを王に報告した。	第 3 輯、645 頁
世宗 17(1435)年 8 月 3 日(壬寅)	新白丁	刑曹は、強盗犯の李波回・宋天守・宋他日等を律により斬刑とすると王に報告した。	第 3 輯、646 頁
世宗 17(1435)年 8 月 27 日(丙寅)	才人 禾尺 白丁	兵曹は、各官に才人・禾尺を管理することについて報告した。王は「才人と禾尺を白丁と改称し、土地を与える。平民の戸籍登録により農業に従事せず、流浪する者は、罰を与えるようにする。再び流浪生活を禁止させて、守らない者は皆探して、その妻を閭延等に移住させる」と命令を出した。	第 3 輯、649 頁
世宗 18(1436)年 閏 6 月 18 日(癸未)	新白丁	国が侵略された時の対策を平安道都節制使に伝えた。下三道の營鎮所属の人々と狩りに動員される新白丁らは、常に狩猟生活をしているので、武術が優れている。この人々を利用すると防衛に役に立つと思うので、新白丁のなかから勇気のある者を選ぶことを王に願望した。	第 4 輯、3 頁
世宗 19(1437)年 1 月 3 日(癸巳)	新白丁	忠清監司は王に報告した。王は報告を聞いて、各里各戸に新しい無頼輩と流浪している新白丁を捕えて、根脚を聞いてみることを命令した。	第 4 輯、48 頁
世宗 19(1437)年 7 月 28 日(丙辰)	新白丁	議政府の報告に王は、各官の守令が新白丁の流浪を禁じさせているのかどうか、確認することを命じた。	第 4 輯、94 頁
世宗 19(1437)年 8 月 6 日(癸亥)	新白丁	刑曹は「新白丁毛莫松は強盗罪で、斬刑にあたる」と王に報告した。	第 4 輯、98 頁
世宗 20(1438)年 8 月 8 日(庚申)	白丁	平山の白丁金用界夫婦・婿に雷があたって、皆死亡した。	第 4 輯、159 頁
世宗 21(1439)年 2 月 16 日(乙丑)	白丁 新白丁	前吏曹判書朴信の上書には「新白丁が農業に従事するかどうかについて各守令は報告するべきである」と書かれていた。それをみた議政府は、新白丁の同化政策が失敗した理由について話し	第 4 輯、188 頁

		た。その理由は、各守領たちが新白丁の同化政策を実行しなかったからであると。その内容を王に報告した。	
世宗 21(1439)年 9月 15日(庚申)	新白丁	王は禮曹に「親孝行した平安道三登縣の新白丁韓設と黃海道載寧郡の良女永徳等に賞(=旌門を立てて復戸すること)を与えるように」と命令した。	第 4 輯、238 頁
世宗 23(1441)年 6月 13日(戊寅)	白丁	刑曹は、王に報告した。忠清道洪州の囚人の白丁金山・金奉は、強盗罪で斬刑にあると。	第 4 輯、347 頁
世宗 24(1442)年 8月 6日(癸巳)	才人 禾尺 白丁 新白丁	王は、各官の監察使及び開城府留守に白丁の雑役の状況を報告するように命令した。王は「才人・禾尺は皆(平民)と離れている場所で、自分たちで住んでいる。そして、農業に従事せず、もっぱら柳器製造と皮物を扱いながら生活していたので、白丁と改号した。また土地を与え、平民たちと結婚させ、混住させる法が『六典』に記されているが、現在の報告によると、各官吏と人民は白丁を新白丁と呼びながら区別し、狩りに利用しているという。また柳器製造にまで堂々と徴収しているというので、白丁らに任されている雑役の状況を記録するように」と命令した。	第 4 輯、247 頁
世宗 24(1442)年 10月 23日(庚戌)	白丁	咸吉道洪原縣監金兢は白丁李難守とその息子李牛同が他人の牛を盗んだといい、刑法を柱刑して皆死なせた。金兢に罰を罰せられた。	第 4 輯、347 頁
世宗 24(1442)年 11月 30日(丙戌)	白丁	忠青道忠州吾乙未は斬刑とされた。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 4 輯、449 頁
世宗 26(1444)年 10月 9日(甲寅)	才人 白丁	右參贊は「私が聞いた話ですが、才人、禾尺だけが盗賊となっていると思ったのに、今は賤民や商人が盗賊になっていて、盗んだものをいろんな所で売っている。そしてその党は中外に散らばっている」と王に報告した。	第 4 輯、578 頁
世宗 28(1446)年 10月 28日(壬戌)	新白丁	判中樞院事李順蒙は「號牌法」について意見を述べた。	第 4 輯、711 頁
世宗 28(1446)年 11月 27日(辛卯)	白丁	窃盗を 3 回も起こした白丁若老を絞首刑にする。	第 4 輯、712 頁
世宗 29(1447)年 3月 21日(癸未)	韃靼 禾尺 白丁	議政府で盗みを禁じさせる方法について王に報告した。王は、村民と白丁はあちこちで盗んだものを売っているので守令は彼らを捕えるように命令した。	第 5 輯、10 頁
世宗 29(1447)年 4月 29日(庚申)	白丁	逃げた強盗犯を捕えることができるように手伝った朴豆蘭は、官吏になった。	第 5 輯、17 頁
世宗 30(1448)年 4月 9日(甲子)	才白丁 禾白丁 新白丁 白丁	前同知敦寧府事の趙賚の上書。白丁に関する対策を論じた。	第 5 輯、59 頁
世宗 32(1450)年 1月 15日(辛卯)	白丁	白丁、良民を軍士(=兵士)とする。	第 5 輯、156 頁
文宗即位(1450)年 10月 10日(庚辰)	白丁	前朝(高麗)の西北の地方の軍士数額について王に報告した。 龜州城では白丁軍が 125 名、寧州城では白丁軍が 141 名である。	第 6 輯、302 頁
文宗即位(1450)年 10月 26日(丙申)	白丁	右正言、金教給が原平教導の魏明禮を通職することを上申した。	第 6 輯、308 頁
文宗即位(1450)年 11月 8日(戊申)	白丁	申叔舟等は、原平教導の魏明禮が免職されるべきであると訴えた。	第 6 輯、315 頁
文宗 1(1451)年 1月 6日(丙午)	両色白丁 才人 禾尺	各種の軍事のなかで武才と勇気のある者を選び、報告するように命じた。	第 6 輯、342 頁
文宗 1(1451)年 4月 17日(乙酉)	白丁	兵曹は王に申し出た。各道の節制使に命令して、營鎮屬・船軍・白丁のなかで才力のある者 298 人を選んで、防衛を強化することと、武科出身者、内禁衛出身者、別侍衛、甲士の再品を論定した。	第 6 輯、377 頁
文宗 1(1451)年 4月 19日(丁亥)	両色白丁 才人 禾尺	兵士と両色白丁を徴集して狩りを催すことを厳しく禁じる。	第 6 輯、378 頁

文宗 1(1451)年 6 月 16 日(癸未)	両色白丁 才人 禾尺	檢討官河緯地が申し出た。国家は両色白丁と平民が雑処するように命令したが、その後患が心配である。しかし、白丁と平民は互いに婚姻せず、自ら区別している。もし、災難が起きる時には群れで乱を起こす可能性があるため、平民と白丁を婚姻させるべきであると。	第 6 輯、401 頁
文宗 1(1451)年 10 月 17 日(壬午)	才人 新白丁	刑曹參判安完慶は、各道の囚の内、強盜犯と殺人犯は約 380 名になり、そのうち約 380 人のなかで才人、新白丁が半数にあたるので、王に盜賊を捕える仕事を分担することを要請した。	第 6 輯、446 頁
端宗即位(1452)年 11 月 1 日(己未)	才人 禾尺	咸吉道觀察使は王に救荒条件について申し出た。「飢饉により人々は必ず盜賊となる。それで才人と禾尺の夜間出入を禁じ、窃盜を止めるべきです」と。	第 6 輯、551 頁
世祖 2(1456)年 3 月 28 日(丁酉)	白丁 禾尺 才人 韃韃	集賢殿直提学梁誠之上疏。梁誠之は春秋大射、五京、蕃部樂の設置、冠礼の議行、服色、白丁を区分して処理する方法等、24 を申し出た。そのなかには「禾尺・祭神・韃韃」の記載がある。	第 7 輯、121 頁
世祖 2(1456)年 8 月 12 日(己酉)	白丁	議禁府で官軍に抵抗した白丁金生石らがしたことを調べることを要請した。	第 7 輯、147 頁
世祖 4(1458)年 2 月 8 日(丁酉)	白丁	白丁に牛馬を密かに屠畜させた人を調査することを王から許可を得た。	第 7 輯、251 頁
世祖 4(1458)年 12 月 11 日(乙丑)	新白丁	忠清道堤川人の朴孝行善は 10 余りの条日を話した。	第 7 輯、304 頁
世祖 5(1459)年 4 月 22 日(癸酉)	才人 禾尺	兵曹は、軍役のない才人と禾尺のなかで「武術に才能を持っている者を選ぶ試験」を行うことを王から許可を得た。	第 7 輯、324 頁
世祖 5(1459)年 8 月 24 日(癸酉)	才人 白丁	申末舟の上申。讓寧大君の不正行為、才人、白丁を密かに連れていて勝手に狩りに出たことなどについて報告した。	第 7 輯、344 頁
世祖 6(1460)年 1 月 16 日(甲午)	才白丁	掌令李繼孫の上疏。	第 7 輯、363 頁
世祖 8(1462)年 1 月 27 日(壬戌)	才人 禾尺 白丁	兵曹は、良賤の身分・才人・禾尺・白丁身分の號牌法について意見を述べた。	第 7 輯、509 頁
世祖 9(1463)年 5 月 8 日(丙申)	才人 白丁	王は、韓城府が本来の故郷から離れて逃亡していて、京中で盜賊になった才人・白丁を捕えて故郷に帰すようにと、命令をした。	第 7 輯、574 頁
世祖 10(1464)年 8 月 4 日(乙酉)	去骨匠	刑曹は、牛馬の屠畜する者を捕えることを命じた	第 7 輯、644 頁
世祖 10(1464)年 10 月 2 日(壬午)	白丁	講武を行った。ソングルメ(タカの種類)を献上するように命じた。	第 7 輯、655 頁
世祖 11(1465)年 5 月 25 日(辛未)	白丁	盜賊を捕える方法について議案を立てた。	第 7 輯、687 頁
世祖 11(1465)年 12 月 28 日(辛丑)	白丁	刑曹は陽智監南芝が白丁銀同と黄巨を誤って殺してしまったと報告した。王は南芝に「杖 90 と徒二年半(罰の種類)」を与えた。	第 7 輯、717 頁
世祖 12(1466)年 1 月 21 日(甲子)	才人 白丁	兵曹は觀察使に「狩りに行くときには才人、白丁、驅軍選ぶことを多少避けて、水陸諸將で集まって狩りをすること」を命令した。	第 8 輯、4 頁
世祖 12(1466)年 5 月 13 日(癸未)	白丁	礼山白丁趙元界の報告により、王は忠清道敬差官金權に「洪州出身の李每邑同を捕えて尋問するように」と命令した。	第 8 輯、22 頁
世祖 13(1467)年 1 月 4 日(辛未)	白丁 禾尺 去骨匠	農牛の屠畜禁止法に関する上疏。白丁・禾尺・去骨匠は屠畜業をしている。	第 8 輯、56 頁
世祖 13(1467)年 7 月 1 日(甲子)	白丁	諸道の節度使に李施愛の征伐のため、弓に秀でた白丁を選ぶことを命令した。	第 8 輯、92 頁
世祖 14(1468)年 1 月 16 日(丁丑)	白丁	掌苑署別監金好山らは正式の兵士であることを報告した。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 8 輯、156 頁
世祖 14(1468)年 2 月 26 日(丁巳)	白丁	義禁府は命令した。河川の郡守金自省らは白丁申哲山を無理やりに強盜犯としてみて尋問したので、金自省を尋問し、その内容を報告しなさいと。	第 8 輯、156 頁
世祖 14(1468)年 3 月 3 日(癸亥)	白丁	王は承政院に命令し、承政院は慶議道觀察使に囚人の六人を、また忠清道觀察使に公州囚人の白丁佛丹ら六人を京に押送することを命令し	第 8 輯、167 頁

		た。	
世祖 14(1468)年 3 月 7 日(丁卯)	白丁	義禁府は王に報告した。「前海美県監李季禧は、盗賊を捕える時に白丁延壽を殺してしまったので、その罪は杖 100 にあたる」と。	第 8 輯、169 頁
世祖 14(1468)年 4 月 2 日(辛酉)	才人 白丁	王は文科の策問を慶会樓(池の名前)の周辺で策問を行った。「現在の盗賊の十中八九が才人と白丁である。盗賊を減らすのにどうすれば、いいのか?」と。	第 8 輯、176 頁
世祖 14(1468)年 5 月 7 日(丙寅)	才白丁	王は 11 日、洪福山に狩りに行くために、承政院に命令をした。京畿、広州、抱川、積城、長湍、坡州、高陽、陽川、果川、衿川、陽根、龍仁、富平、金浦、通津、永平、漣川等の邑の才白丁を徴集しなさいと。	第 8 輯、183 頁
世祖 14(1468)年 8 月 14 日(辛丑)	白丁	崔瀨元と安孝禮は禪について是非を固執した。崔瀨元は安孝禮に「あなたは白丁の孫である」というと、安孝禮は「私が白丁の孫だということあなたは私の息子である」と言った。言う言葉がすべてこのような類であり、お互いに悪口を言いながら怒っている。そしてお互いに言い添ることを恐れていなかった。それで梁誠之が王の前で安孝禮の罪を弾劾したが王は罰を下さらなかった。	第 8 輯、207 頁
睿宗 1(1469)年 1 月 17 日(壬申)	白丁	兼司僕韓奉連は、「楊州と富平で盗賊が群れをつくっている」と聞き、捕えてみると白丁崔海等、9 人だった。	第 8 輯、319 頁
睿宗 1(1469)年 6 月 29 日(辛巳)	楊水尺 才人 白丁	曹判書梁誠之は王に申し出た。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 8 輯、393 頁
睿宗 1(1469)年 11 月 1 日(辛未)	白丁	慶尚右道節度使李克均が智異山に盗賊が乱舞していることを報告した。	第 8 輯、427 頁
成宗 1(1470)年 1 月 28 日(丁未)	才人 白丁	江原道觀察使芮承錫が退職すると、大王大妃が崇文堂で江原道觀察使を引見した。芮承錫は才人、白丁が集まって住んでいることを報告した。	第 8 輯、461 頁
成宗 1(1470)年 2 月 8 日(丁巳)	才白丁	才白丁が集まって住んでいると、盗み心を起こしてしまうので、そのようなことは平民に被害を与えることになる。そこで、本来の故郷に行かせて集まって住むことを禁じる命令を出した。	第 8 輯、464 頁
成宗 1(1470)年 2 月 30 日(己卯)	白丁 才白丁	兵曹は、王に報告した。「田丁、雇士、才白丁及び諸色匠人らの保(奉足)は作らない方がいい」と。	第 8 輯、473 頁
成宗 1(1470)年 3 月 10 日(己丑)	白丁女	刑曹は王に報告した。「囚人の人の善山私奴石今が白丁の娘の春伊を姦通した」と。	第 8 輯、479 頁
成宗 1(1470)年 5 月 26 日(癸卯)	白丁	申叔舟・韓明澮・具致寛・崔恒・曹錫・尹子雲らは、張永奇を捕えた時、功績を挙げた 125 人の褒賞について議論し、僧侶、白丁、私賤は綿布 15 匹を支給することを決めた。	第 8 輯、503 頁
成宗 1(1470)年 6 月 6 日(癸丑)	白丁女	刑曹は王に報告した。「夫を殺した白丁の娘の甘物、盗みをした莫同を陵遲処斬(大逆罪を犯した罪人に与える極刑)にあたる」と。	第 8 輯、507 頁
成宗 1(1470)年 7 月 5 日(辛巳)	白丁	刑曹は王に報告した。「囚人の新寧白丁石乙萬は強盗をはたらいた罪で、斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、513 頁
成宗 1(1470)年 7 月 14 日(庚寅)	白丁	刑曹は王に報告した。「囚人の南原白丁小婁山、大婁山、者斤石伊は強盗をはたらいた罪で、斬刑にあたる」と。	第 8 輯、517 頁
成宗 1(1470)年 7 月 22 日(戊戌)	白丁	兵曹は王に報告した。「典獄の囚人の白丁春才、永夫、吉同、春乙、乙中は強盗をはたらいた罪で、斬刑にあたる」と。	第 8 輯、518 頁
成宗 1(1470)年 8 月 3 日(戊申)	白丁 白丁女	議禁府は全羅道觀察使の啓本により王に報告した。「求禮県に住んでいる白丁朴石老は人々を混乱させた罪で杖が 100、徒が 3 年に相当する」と。	第 8 輯、521 頁
成宗 2(1471)年 2 月 11 日(甲寅)	白丁	刑曹は王に報告した。「萬頃囚人の白丁北間が人を殺したので、死刑にあたる」と。	第 8 輯、555 頁
成宗 2(1471)年 2 月 18 日(辛酉)	才人 白丁	王は院相たちと盗賊を捕える対策について議論した。	第 8 輯、555 頁

成宗 2(1471)年 4月 30日(壬申)	白丁	刑曹は王に報告した。「良人李銀山、白丁申莫金、李石山等は人の馬と衣服を盗んだ罪で斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、568 頁
成宗 2(1471)年 7月 12日(癸未)	白丁	議禁府は白丁延壽及び李石他乃と朴若雲等を逮捕した。王が韓明滄に命じて尋問し、義禁府に下獄させた。	第 8 輯、588 頁
成宗 2(1471)年 7月 16日(丁亥)	白丁	刑曹は王に報告した。「興海の囚人の白丁朴吾乙は牛を屠畜した罪で絞待時にあたる」と。	第 8 輯、589 頁
成宗 2(1471)年 7月 21日(壬辰)	白丁	刑曹は王に報告した。「昌寧の囚人の白丁成丹は牛を盗んだ罪で絞待時にあたる」と。	第 8 輯、589 頁
成宗 2(1471)年 7月 25日(丙申)	白丁	刑曹は王に報告した。「白丁延壽は乱言の罪で斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、589 頁
成宗 2(1471)年 8月 27日(丁卯)	白丁	刑曹は王に報告した。「鴻山の囚人の白丁朴今同は牛を奪った罪で斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、594 頁
成宗 2(1471)年 閏 9月 3日(壬辰)	白丁	刑曹は王に報告した。「金堤の囚人の白丁李牛知は強盗をはたらいた罪で斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、589 頁
成宗 2(1471)年 閏 9月 27日(丙寅)	白丁	刑曹は王に報告した。「居昌の囚人の白丁趙仇徳は牛を盗んだ罪で斬不待時にあたる」と。	第 8 輯、603 頁
成宗 2(1471)年 11月 7日(乙巳)	白丁	刑曹は王に報告した。「開城府の囚人の白丁崔白伊、金守丁、崔仍火は強盗罪で絞待時にあたる」と。	第 8 輯、608 頁
成宗 2(1471)年 11月 15日(癸丑)	才人 白丁	御經筵。講することが終わったら、領事鄭麟趾は王に報告した。「都城の周辺と輦轂のある所では盗賊が群(党)を成しているのので、皆捕えて退治させるべきである」と訴えた。 知事姜希孟は王に報告した。「盗賊となった者は皆才人と白丁であるのので、才人と白丁を集め、移動させるべきである」と訴えた。 王は言った。「盗賊も私の赤子(=民)である。飢寒で生活が厳しかっただろう」と。	第 8 輯、611 頁
成宗 3(1472)年 1月 5日(壬寅)	才白丁	漢城府で五部坊里、盗賊を禁じる条目を王に報告した。「一、外方に住んでいる才白丁は党を作って密かに往来しているので、京城に入ってくる者は直ちに告発し、刑曹から推鞠(義禁府が特別に王の命令により、罪人を尋問すること)するように」と訴えた。	第 8 輯、622 頁
成宗 3(1472)年 1月 30日(丁卯)	才人 白丁	刑曹は傳旨して言った。諸道諸邑の才人と白丁と行乞している者は、何人か集まって、仕事せず遊んだり、盗んだりして生活をしていると。彼らに「群(党)で行乞すること」を禁じると王は命令した。	第 8 輯、629 頁
成宗 3(1472)年 2月 1日(戊辰)	才白丁	兵曹は、下三道のうち軍を減らす計画を王に訴えた。王はこれに従った。	第 8 輯、629 頁
成宗 3(1472)年 2月 5日(壬申)	白丁	刑曹は、囚人の白丁李山等は金貴山の家の財産を盗んだ罪で斬待時とした。	第 8 輯、634 頁
成宗 3(1472)年 2月 9日(丙子)	白丁	刑曹は、康津の囚人の白丁每邑金等の四人は牛を盗んだので絞待時とした。	第 8 輯、636 頁
成宗 3(1472)年 5月 22日(戊午)	白丁	刑曹は、沃溝の囚人の白丁朴沙汝只と洪亡連を強盗罪で斬不待時とした。	第 8 輯、658 頁
成宗 3(1472)年 6月 1日(丙寅)	白丁	刑曹は、泰仁の囚人の白丁李得戒を殺人罪で斬刑不待時とした。	第 8 輯、662 頁
成宗 3(1472)年 6月 7日(壬申)	白丁	刑曹は、金潢の囚人の白丁金今山を牛と馬を盗んだ罪で斬刑待時した。	第 8 輯、664 頁
成宗 3(1472)年 6月 12日(丁丑)	白丁	刑曹は、楊州の白丁水光が群(=党)で金孝南の家のものを盗んだことで斬刑不待時とした。	第 8 輯、665 頁
成宗 3(1472)年 10月 8日(辛未)	才人 白丁 才白丁	院木目申叔舟・尹子雲は、王に報告した。「強盗犯になる者は皆才人と白丁なので、盗賊を減らすためには才人と白丁を平民と居住させるべきである」と意見を述べた。	第 8 輯、689 頁
成宗 3(1472)年 10月 8日(辛未)	白丁	刑曹は「白丁韓同・末同・趙元の明火強盗(=明火賊。盗賊で火を持って行動した。)の罪で斬刑不待時にあたる」と報告した。	第 8 輯、689 頁
成宗 3(1472)年 10月 25日(戊子)	白丁	義禁府は王に報告した。「趙石尹・成己は冠岳山に集まって官軍に敵対したことにより、その罪は斬刑不待にあたる」と。	第 8 輯、692 頁

成宗 3(1472)年 10月 29日(壬辰)	才白丁	刑曹は王に報告した。「咸安の囚人の良人金龍興、才白丁梁莫生、良衣萬らは、盗みを働いたので斬刑にあたる」と。	第 8 輯、692 頁
成宗 3(1472)年 11月 13日(乙巳)	白丁	刑曹は王に報告した。振威の白丁黄莫同と白丁全介叱同らは、強盗罪で斬刑不待時としたことを述べた。	第 8 輯、695 頁
成宗 3(1472)年 12月 19日(辛巳)	白丁	刑曹は王に報告した。「典獄の囚人の白丁莫松、洪州の囚人の崔山らは強盗をはたらいたので、斬不待時にあたる」と述べた。	第 8 輯、699 頁
成宗 4(1473)年 4月 12日(壬申)	才人 白丁	戸曹は、王に報告した。「才人・白丁のなかで流浪したり、逃亡したりする場合には、故郷に行かせねばならないが、落ち着いて定着しながら生業が安定している者は、そのまま生活ができるようにする条令がある。しかし、京外官吏がこの条令があるにもかかわらず、条令通りに行わなかった。これからは、条令を厳しく守るようにし、「才人、白丁が安心して仕事につく状況」を考えなければならないと、王に意見を述べた。	第 9 輯、17 頁
成宗 4(1473)年 4月 24日(甲申)	白丁	刑曹は王に報告した。「広州の囚人の白丁朴末中は、強盗をはたらいたので、斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、19 頁
成宗 4(1473)年 4月 29日(己丑)	白丁	刑曹は、王に報告した。「泗川囚人の白丁金山が良女である由里を姦通した罪は絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、21 頁
成宗 4(1473)年 5月 8日(戊戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「新寧の囚人の白丁劉亡、千與鏗の三人は党を結成、崔宗右の牛一匹と雑物を盗んだので、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、23 頁
成宗 4(1473)年 5月 22日(壬子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「囚人の趙永贊は、泰貴生の豚を盗んだ罪で斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、24 頁
成宗 4(1473)年 7月 18日(丁未)	白丁	義禁府は、王に報告した。「囚人の白丁白山（現在逃亡中）、尚佐、検同らは通行人を脅迫し、強盗をはたらいた罪は律によって斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、39 頁
成宗 4(1473)年 7月 19日(戊申)	白丁	刑曹は、王に報告した。「囚人の白丁趙莫同は、死亡した趙永萬と一緒に強盗をはたらいたので、斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、39 頁
成宗 4(1473)年 7月 26日(乙卯)	白丁	刑曹は、王に報告した。「水原の囚人の白丁李勿才と李之里は冠岳山に住んでいたが、そこで官軍と敵対した。彼らの罪は、斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、42 頁
成宗 4(1473)年 7月 28日(丁巳)	白丁	刑曹は、王に報告した。「典獄の囚人の白丁金仲は、内隠山・介叱知と一緒に牧場の馬を盗んだ罪で、その首魁は絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、43 頁
成宗 4(1473)年 8月 8日(丁卯)	白丁	刑曹は、王に報告した。利川の囚人の白丁金自己は窃盗罪で絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、51 頁
成宗 4(1473)年 8月 9日(戊辰)	白丁 才人	領事韓明澮、曹錫文、左承旨申澮は、徙民（居住地を移動させたが逃亡してしまった民）している禮泉の白丁魯大山について議論した。	第 9 輯、61 頁
成宗 4(1473)年 8月 21日(庚辰)	才人 白丁	刑曹の報告書。居住地から逃亡した才人、白丁は逮捕、斬刑となるが、やむを得ず地元を出る場合は行状（旅行証明書）を発給することを決めた。	第 9 輯、55 頁
成宗 4(1473)年 9月 23日(辛亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「松禾の囚人の白丁趙栗、李泰田は強盗罪で斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、61 頁
成宗 4(1473)年 10月 17日(乙亥)	白丁	義禁府は、王に報告した。「白丁得山、甘丁は金處中の家のものを盗み、火をつけたので斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、67 頁
成宗 4(1473)年 11月 22日(己酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「咸安の囚人の白丁白哲は莫山ら三人と一緒に牛馬を盗んだ。三人以上の群をなし、盗みを働いた場合、頭目は絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、74 頁
成宗 4(1473)年 12月 18日(甲戌)	才人 白丁	兵曹は王に報告した。才人、白丁のなかで生業のある者は、「保（正軍を手伝う補助者。正軍が出役した場合その人の家のことを手伝う人。奉	第 9 輯、79 頁

		足または軍保ともいう。)をつくる」ことを決めた。才人の数は平民の三分の一、四分の一である。	
成宗 5(1474)年 2月 7日(壬戌)	去骨匠	金質は、経筵(国政に参与する協議会)で意見を述べた。京内で牛を屠畜を禁止することを王に訴えた。	第9輯、90頁
成宗 5(1474)年 4月 8日(壬戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「平壤の囚人の良人と白丁桂同は、家に火をつけて、牛馬・衣服を盗んだので、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、100頁
成宗 5(1474)年 閏 6月 10日(癸巳)	白丁	刑曹は、王に報告した。「囚人の良人金仲山、白丁黄千金は、家に火をつけて、盗みを働いたので、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、117頁
成宗 5(1474)年 閏 6月 17日(庚子)	去骨匠	洪允成らは、牛の屠畜を禁止することを王に訴えた。	第9輯、119頁
成宗 5(1474)年 閏 6月 19日(壬寅)	白丁	刑曹は、王に報告した。「囚人の白丁趙介叱同萬頃らは、通行人を脅迫して馬・衣服を盗んだので、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、122頁
成宗 5(1474)年 9月 9日(辛酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「窃盗犯であった新昌白丁申石山、窃盗を2回起こしたので、絞待時にあたる」と。	第9輯、144頁
成宗 5(1474)年 10月 5日(丁亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「羅州囚人の白丁朴者占未らは李山の馬を盗んだので斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、515頁
成宗 5(1474)年 11月 14日(乙丑)	白丁	刑曹は、王に報告した。「大興の囚人の僧侶は、逃亡中の白丁金升老らとともに通行人と僧侶二人を殺害、衣服、馬、ものを盗んだ。その罪は、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、166頁
成宗 5(1474)年 12月 6日(丁亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「龍仁の囚人の趙春同は、石乙同らの8人とともに馬と物を盗んだので斬不待時にあたる」と述べた。石乙同は死亡した。	第9輯、171頁
成宗 5(1474)年 12月 7日(戊子)	去骨匠	李亨元らは、家で牛を屠畜した者には罰を与えるべきであると王に意見を述べた。	第9輯、171頁
成宗 5(1474)年 12月 8日(己丑)	白丁	刑曹は、王に報告した。「長興の囚人の白丁姜仲老、金三、南仲達は、朴莫同の家を燃やし、衣服・物を盗んだ。その罪は、律によって、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、171頁
成宗 6(1475)年 1月 5日(乙卯)	白丁	刑曹は、王に報告した。「陰城の囚人の白丁許豆音は、窃盗を2回起こしたので、絞待時にあたる」と述べた。	第9輯、177頁
成宗 6(1475)年 2月 29日(戊申)	白丁	刑曹は、王に報告した。「全州の囚人の白丁小高山は、強盗罪で斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、205頁
成宗 6(1475)年 3月 19日(戊辰)	白丁	刑曹は、王に報告した。「水原の囚人の白丁金仇京、龍仁白丁仁守は、通行人に対し強盗を働いた。その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、210頁
成宗 6(1475)年 4月 8日(丙戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「尚州の囚人の白丁金完山は、窃盗を2回起こしたので、絞待時にあたる」と述べた。	第9輯、213頁
成宗 6(1475)年 4月 12日(庚寅)	才人 白丁	兵曹は王に報告した。「才人、白丁に軍伍の編入の希望者がいれば、編入をさせるよう。そして産業のない者には閑田を支給し、農桑を勧め、才人・白丁と呼ぶことを禁じる。そして一般民と一緒に住みながら、互いに婚姻するように觀察使に命令をご下賜ください」と述べた。	第9輯、214頁
成宗 6(1475)年 4月 13日(辛卯)①	白丁	刑曹は王に報告した。「白丁金得界の徒民なのに逃亡した罪で斬待時にあたる」と述べた。王は刑を減じた。	第9輯、214頁
成宗 6(1475)年 4月 13日(辛卯)②	白丁	刑曹は、王に報告した。「羅州の白丁朴介叱同は、強盗をはたらいたので、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、214頁
成宗 6(1475)年 4月 22日(庚子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「益山の囚人の白丁朴衆伊は、強盗罪で、斬不待時にあたる」と述べた。	第9輯、216頁
成宗 6(1475)年 5月 8日(丙辰)	白丁	刑曹は、王に報告した。「平壤の囚人の白丁李石老らは、窃盗を二度起こしたので、絞待時にあたる」と述べた。	第9輯、221頁
成宗 6(1475)年 6月 22日(己亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「鎮峇の囚人の白丁石乙	第9輯、236頁

成宗 6(1475)年 9月 10日(丙辰)	白丁	知らは、強盗罪で斬不待時にあたる」と述べた。刑曹は、王に報告した。「平壤の囚人の白丁鄭叱同らは、窃盗を三回はたらいたので、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、259 頁
成宗 6(1475)年 9月 21日(丁卯)	白丁	刑曹は、王に報告した。「古阜の囚人の白丁姜莫同らは、強盗罪で斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、272 頁
成宗 6(1475)年 10月 27日(癸卯)	白丁	経筵を行った。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 9 輯、272 頁
成宗 6(1475)年 11月 2日(丁未)	白丁	刑曹は、王に報告した。「典獄の囚人の白丁李北問らは、強盗をはたらいた。その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、284 頁
成宗 6(1475)年 11月 7日(壬子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「振威の囚人の白丁趙玉連は、窃盗を二回はたらいたので、縮刑にあたる」と述べた。	第 9 輯、285 頁
成宗 6(1475)年 11月 14日(己未)	白丁	刑曹は、王に報告した。「典獄の囚人の白丁の張命三は、窃盗を三回はたらいたので、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、286 頁
成宗 6(1475)年 11月 19日(甲子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「振威の囚人の白丁趙玉連は、窃盗を三回はたらいたので、縮待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、287 頁
成宗 7(1476)年 7月 13日(甲寅)	白丁	刑曹は、王に報告した。「谷城の囚人の白丁趙末生は、窃盗を三回はたらいたので、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、358 頁
成宗 7(1476)年 7月 18日(己未)	才白丁	王は諸道の観察使に「同化政策の失敗の原因をみると、守領の職務怠慢で同化政策に従わなかった。それで良民たちが被害を受けている」という文書を送った。	第 9 輯、539 頁
成宗 7(1476)年 10月 7日(丁丑)	白丁	刑曹は、王に報告した。「典獄囚人の白丁金豆多非は、強盗犯なので、斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、384 頁
成宗 8(1477)年 1月 11日(庚戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「強盗犯である白丁巨于未と良人黄凡伊は、律によって、斬不待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、408 頁
成宗 8(1477)年 6月 8日(癸卯)	白丁	刑曹は、王に報告した。「窃盗犯である白丁朴永は、再び盗みをしたので、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、463 頁
成宗 8(1477)年 9月 12日(丙子)	白丁	禮曹は、親孝行した清州の白丁金石鳳兄弟に旌門復戸をした。	第 9 輯、463 頁
成宗 9(1478)年 6月 21日(辛亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「殺人犯である富寧白丁張仇知は、絞待時にあたる」と述べた。	第 9 輯、618 頁
成宗 10(1479)年 5月 18日(癸酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「僧侶を脅迫して衣服を強奪した綾城の白丁朴夫奇は、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、16 頁
成宗 10(1479)年 6月 22日(丁未)	白丁	刑曹は、王に報告した。「通行人を殺して衣服を掠奪した京畿陰竹縣の囚人の白丁辺義存らは、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、30 頁
成宗 10(1479)年 7月 3日(丁巳)	白丁	刑曹は、王に報告した。「窃盗を二回はたらいた昌原の囚人の白丁仲伊は、絞待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、31 頁
成宗 10(1479)年 7月 12日(丙寅)	白丁	刑曹は、王に報告した。「人に火をつけた強盗犯である全州の囚人の白丁石乙知らは、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、33 頁
成宗 10(1479)年 10月 27日(己酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「人に火をつけて物を盗んだ光州の囚人の白丁白春は、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、64 頁
成宗 11(1480)年 3月 20日(庚子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「公州の囚人の白丁金元山らは、強奸し、人に火をつけた。全州の囚人の白丁石乙知らは、強盗をはたらいた。その二人は斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、116 頁
成宗 11(1480)年 4月 12日(壬戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「通行人を脅迫し、衣服と品物を奪った春川の囚人の白丁金介叱同らは、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、119 頁
成宗 11(1480)年 12月 6日(辛亥)	白丁女	刑曹は、王に報告した。「全家族を定着させた白丁趙石京外 5 人と入居させた白丁黄豆羅外 18 人の囚人を放った。	第 10 輯、177 頁

成宗 12(1481)年 10月 22日(癸亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「長興の囚人の張致雲らは、明火賊(盗賊の一種)である。その罪(重罪)は斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、269 頁
成宗 13(1482)年 1月 17日(丙戌)	白丁	刑曹は、王に報告した。「衣服と品物を掠奪した陰城の囚人の白丁裴每邑吐らは斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、290 頁
成宗 13(1482)年 4月 11日(己酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「酒を飲んで白丁を殺した長興の囚人の朴番山は、斬待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、318 頁
成宗 13(1482)年 5月 4日(壬申)	白丁	刑曹は、王に報告した。「お寺に火をつけて物を盗んだ囚人の量刑を決めた」と述べた。	第 10 輯、331 頁
成宗 13(1482)年 11月 3日(丁酉)	才人 白丁	全羅道觀察使李克墩に土豪の幣について王の文書。そのなかには「才人・白丁」の記載がある。	第 10 輯、405 頁
成宗 13(1482)年 12月 12日(丙子)	白丁	都承旨盧公弼は、刑曹の啓本を参考にして王に報告した。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 10 輯、417 頁
成宗 14(1483)年 1月 6日(己亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「肅川の囚人の白丁小斤山黄順山は、衣服と品物を盗んだ。その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、426 頁
成宗 14(1483)年 3月 8日(庚子)	白丁	刑曹は、王に報告した。「他人の家に火をつけて物を盗んだ長淵の囚人の白丁黄順山は、斬不待時にあたる」と述べた。	第 10 輯、438 頁
成宗 15(1484)年 11月 20日(癸卯)	才人	刑曹は、王に報告した。「不法で牛を屠畜している士大夫の下人がいる。逮捕のため、その士大夫の家を取り調べるべきだ」と訴えた。	第 10 輯、641 頁
成宗 16(1485)年 7月 23日(辛未)	白丁	鄭誠謹は、刑曹の啓本をもって王に報告した。「江華囚人の白丁李贊が強盗をはたらいたので、その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、44 頁
成宗 16(1485)年 10月 22日(己亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。「通津の囚人の白丁者火同は、律によって、斬不待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、64 頁
	白丁	刑曹は、王に報告した。「清州の白丁金大衆は、徒党を作って強盗を働いた。その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、87 頁
成宗 17(1486)年 3月 8日(癸丑)	白丁	司憲府大司憲李瓊全等、司諫院大司諫韓堰等の上疏(奏書)。	第 10 輯、438 頁
成宗 17(1486)年 5月 7日(辛亥)	白丁	刑曹は、王に報告した。南平の囚人の白丁梁今音山は、逃亡中に強盗を働いたので、その罪は斬不待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、106 頁
成宗 18(1487)年 1月 9日(庚戌)	白丁	右副承旨榮瑛は、刑曹が報告した文を参考にして、王に報告した。「梁山の囚人の白丁金連らは、強盗をはたらいた。その罪は、斬不待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、174 頁
成宗 19(1488)年 11月 11日(庚午)	白丁	慶尚道觀察使成叔は、白丁の婚姻状況や公私賤が逃亡している状況等について王に報告した。	第 11 輯、399 頁
成宗 20(1489)年 9月 26日(辛巳)	才人 白丁	刑曹判書鄭恬らは、王に申し出た。「ほとんどの才人・白丁は、盗みをはたらいているので、彼らを区別するべきである。才人・白丁皆集め、本居住地から移動させるべきである」と意見を述べた。 王は「才人と白丁は、京都のなかで住むことができないという法があるので、このことを調査して報告するように」と命令した。	第 11 輯、519 頁
成宗 20(1489)年 10月 2日(丙戌)	才白丁將	王は、猪を追撃して離脱してしまった才白丁將金瑞衡に杖九十の罰をあたえた。	第 11 輯、521 頁
成宗 20(1489)年 10月 15日(己亥)	才白丁	王は、承政院に次のように話した。「刑曹の報告には、京城のなかで住んでいる才白丁から盗賊が発生するとあるが、才白丁も百姓(民衆)なので、盗賊は皆彼らから発生するということは間違っている。平民も盗んだりしているので、才白丁だけが盗賊ではない」と述べた。	第 11 輯、526 頁
成宗 20(1489)年 11月 14日(戊辰)	才白丁	恬は王に才白丁を同化させる方法について申し出た。	第 11 輯、539 頁
成宗 20(1489)年 12月 9日(壬辰)	才白丁	大司諫李栢は、「才人・白丁の区別せず、良民と一緒にすることによって盗賊は、なくなると思う」と王に申し出た。	第 11 輯、551 頁

成宗 21(1490)年 1 月 24 日(丁丑)	才白丁	前掌樂院林重は、布營使從事官のときに感じたことを上書した。	第 11 輯、567 頁
成宗 21(1490)年 4 月 7 日(己丑)	才白丁	【牛の屠畜禁止法】 王は、盜賊が増えていくことで「才白丁たちを区別しないように」と述べた。しかし都城のなかで散らばって住んでいる才白丁たちはまた屠畜を行っているので、彼らの「牛の屠畜」を禁じるさせるべきであると述べ、「牛の屠畜禁止」を命じた。	第 11 輯、583 頁
成宗 21(1490)年 7 月 7 日(丁巳)	白丁	刑曹は、王に報告した。「江陵の囚人の白丁祿山は、人を殺した罪で斬待時にあたる」と述べた。	第 11 輯、611 頁
成宗 21(1490)年 7 月 11 日(辛酉)	白丁女	南原水軍朴檢山白丁の娘は、緑只を殺した罪で斬待時になると報告した。	第 11 輯、614 頁
成宗 21(1490)年 7 月 26 日(丙子)	白丁	王は、鄭文炯外 10 名に官職を与えた。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 11 輯、624 頁
成宗 21(1490)年 9 月 24 日(癸酉)	白丁	刑曹は、利川白丁牛叱同らが強盜を働いた罪で斬不待時となると王に報告した。	第 11 輯、643 頁
成宗 22(1491)年 4 月 23 日(戊辰)	才人 白丁	才人と白丁の軍丁の補充を頼んだ行僉知中樞府事金永濡の上言書	第 12 輯、16 頁
成宗 22(1491)年 5 月 4 日(己卯)	才人 白丁	都元帥許琮は北方征伐に必要な事目(才人と白丁を騎兵に選ぶ)を報告した。	第 12 輯、26 頁
成宗 22(1491)年 9 月 29 日(壬寅)	才人 白丁	王は宰相と犯人を捕えることについて議論した。五部(京畿の東部、西部、南部、北部、中部)に将官を置くことを決めた。	第 12 輯、98 頁
成宗 23(1492)年 2 月 24 日(乙丑)	去骨匠	刑曹は屠畜(牛)禁止文を王にみせて報告した。去骨匠は屠畜をしている。	第 12 輯、151 頁
成宗 23(1492)年 7 月 19 日(丁亥)	白丁	柳子光は銀口魚の上納について王に報告した。史臣は論評した。「柳子光は代々南原に住みながら田宅をたくさん置いていて、白丁をたくさん占有していた」と述べた。	第 12 輯、207 頁
成宗 23(1492)年 9 月 29 日(丁酉)	白丁	刑曹は、王に報告した。「晋州囚人の私奴玉同は、白丁金山孝達の家内を殺した。その罪は斬待時にあたる」と述べた。	第 12 輯、229 頁
成宗 24(1493)年 12 月 19 日(己卯)	白丁	王は政事を行った。権景祐は、刑曹の報告を参考にして王に報告した。「靈巖の囚人の白丁金山同らは、殺人犯で斬待時になります」と述べた。	第 12 輯、452 頁
成宗 25(1494)年 8 月 23 日(己卯)	白丁	朝啓に官員が集まって死刑者について議論した。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 12 輯、575 頁
燕山 3(1497)年 8 月 3 日(壬申)	白丁	司諫院は「李昉の非理」について王に申し出た。李昉は守令だが、非理で彼の守令の官職はふさわしくなく、守令から下ろすように申し出た。そのなかには「白丁」の記載がある。	第 13 輯、268 頁
燕山 4(1498)年 6 月 15 日(庚辰)	白丁	大臣らは妻の不倫相手の白丁玉山を殺した金仲夫の罪について議論した。	第 13 輯、313 頁
燕山 5(1499)年 7 月 2 日(庚申)	才白丁	義禁府は王に次のように報告した。「玉山らの七人は才白丁だが、常に黨を作って崇禮門の外側にある福徳の家に集まっている。また、産業に従事せず、遊ぶばかりで盗みをはたらいている」と述べた。義禁府は、才白丁を調べるとその贓品は見つからないが、彼らを流配することを王に要請した。	第 13 輯、365 頁
燕山 5(1499)年 9 月 16 日(癸酉)	才白丁	左參贊洪貴達は「才白丁らを狩りに動員することについて王に意見を述べた。	第 13 輯、377 頁
燕山 8(1502)年 4 月 18 日(己未)	白丁	承政院は「白丁金每邑山の処罰は、正しくない」と報告した。白丁金每邑山は、二ヶ月間牛七匹を屠畜したが、その屠畜行為は、彼の意志ではないと承旨許輯は話した。	第 13 輯、486 頁
燕山 8(1502)年 10 月 17 日(丙辰)	白丁	承旨許輯は王に「白丁趙亡乃は窃盜罪だ」と報告した。	第 13 輯、520 頁
燕山 8(1502)年 11 月 2 日(辛未)	白丁	承旨姜參は「白丁趙亡乃は窃盜をはたらいた。その罪は、斬不待時にあたる」と王に報告した。	第 13 輯、525 頁
燕山 9(1503)年 2 月 23 日(庚申)	才人 白丁	奉常寺判官趙鑣は、王に申し出た。「王が狩りに出るときには軍人・才人・白丁を集めて狩りに出るが、10 日以上狩りに出た場合は、才人・白丁は疲れて倒れてし、彼らの作業をする時間が	第 13 輯、547 頁

		なくなることになる。そうすると農期を逃してしまい、泥濘が増えるようになる。なので、狩りに出ることを減らす方がいい」と意見を述べた。	
燕山 10(1504)年 9 月 12 日(己亥)	才白丁	王は、將士・才白丁に命令をした。「講武するとき、侍衛する將士・才人・白丁・軍事らは、自分の弓と矢に自分が住んでいる村の名前を刻むように」と述べた。	第 13 輯、661 頁
燕山 11(1505)年 11 月 10 日(辛卯)	才人 白丁	武士の存在の重要性について話した。才人、白丁が山坂をよく上ったり下ったりするのは慣れているからであると。	第 14 輯、27 頁
中宗 1(1506)年 10 月 29 日(甲戌)	才人 白丁	王は、朝講に仏教について議論した。柳崇祖は、王に「才人・白丁はその由来が長いが、国家での役職はない。以前は、彼らの住んでいる官から狩りに出たり、葉草を取ったり、皮を扱ったりする使役をさせたが、そのことにより安まるひまがなくなり、盗賊になる。才人・白丁の保を作り、休憩を与え、農業に従事させるようにして、一般平民と同様に考えるべきである」と申し出た。	第 14 輯、91 頁
中宗 2(1507)年 3 月 28 日(辛未)	白丁	領議政柳洵は、強盗犯である白丁唐來・弥勒兄弟のことを議論した。	第 14 輯、131 頁
中宗 2(1507)年 6 月 3 日(乙亥)	才人 白丁	大臣たちが王に「燕山君の時、才人と白丁の居住地を京中に移動させたが、今原籍に戻すこと」を要請すると王はそのりようにおこなうことを命令した。	第 14 輯、153 頁
中宗 2(1507)年 10 月 29 日(己亥)	才人 白丁	趙舜・宋軼・尹金孫等は「謙使服には才人、白丁たちは入属させないこと」を王に報告した。	第 14 輯、200 頁
中宗 2(1507)年 12 月 18 日(丁亥)	白丁	大司諫南樸は、「蔭加と朴永文が犯したこと」について王に報告した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 14 輯、213 頁
中宗 4(1509)年 10 月 5 日(癸巳)	才人 白丁	盗賊を捕える方法を報告した。「仁川・金浦・通津に住んでいる才人と白丁の巢に將軍を行かせ、仁川・金浦・通津等の地方に住んでいる盗賊の巢を一気に攻撃すること」を決めた。	第 14 輯、377 頁
中宗 5(1510)年 3 月 26 日(辛巳)	去骨匠	去骨匠は即ち屠牛者である。人々(民衆)は、屠畜を職業としている者を「大悪」と思っている。	第 14 輯、418 頁
中宗 5(1510)年 8 月 4 日(丁亥)	楊水尺 白丁	大臣は、蘇起披の自給を上げるかどうかについて議論した。 白丁は、前朝之楊水尺であるという記載がある。	第 14 輯、453 頁
中宗 6(1511)年 8 月 4 日(辛巳)	白丁	権敏手は、白丁が盗んだ贓品を扱った白丁の放免を要請した。	第 14 輯、528 頁
中宗 7(1512)年 9 月 6 日(丁丑)	才白丁	王は「来る 11 日に崐山差山で狩りに出る予定なので、京中のなかに住んでいる下番軍事と村近くに住んでいる才人、白丁たち皆集めなさい」と命令した。	第 14 輯、612 頁
中宗 7(1512)年 11 月 4 日(甲戌)	才白丁	柳順汀は、王に報告した。府内の才白丁は元々 2000 名だったという。	第 14 輯、621 頁
中宗 9(1514)年 10 月 13 日(壬寅)	白丁	王は、親孝行した泰仁白丁允斤に賞を与えた。	第 15 輯、33 頁
中宗 9(1514)年 12 月 16 日(甲辰)	才人 白丁	執義金崇祖は、「全羅道各村の才人は、生活ができるような財産や家などが無いので、数人の才人が集まって党を作っているという。それで才人は、民たちの財産を奪っているし、やがて盗賊になってしまったという。後日には彼らの群れはもっと大きくなるのではないかと心配である。」と言った。 鄭光弼も「才人だけではなく、白丁も同様である。各村の守令が才人と白丁らを法律で守るところか、逆に彼らの生業を落としている。その群れ(=守令)は平民のなかで最も良心のない人である」と述べた。	第 15 輯、48 頁
中宗 9(1514)年 12 月 19 日(丁未)	白丁	朝講で鄭光弼らは守令たちの横暴について報告した。南原等の村で土豪、品官らが白丁を占有しているという。 王は、「各村の守令たちの白丁に対する横暴についてに罰を与えるように」と命令をした。	第 15 輯、49 頁

中宗 10(1515)年 2 月 4 日(壬辰)	才白丁	執義許遲は、王に報告した。全羅道士豪成世貞は「勝手に才白丁を占有している」と述べた。	第 15 輯、54 頁
中宗 10(1515)年 3 月 15 日(壬申)	白丁	憲府で成世貞・李蘋らを弾劾した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 15 輯、65 頁
中宗 12(1517)年 5 月 30 日(甲辰)	才白丁	史臣は、論じた。尹止衡は、才白丁を占有したり、不健全な生活をしてきたので、官職を辞めさせるように、王に要請したが、王は許さなかった。	第 15 輯、277 頁
中宗 12(1517)年 7 月 2 日(丙子)	才白丁	王は、才白丁を勝手に占有した朴英について述べた。	第 15 輯、284 頁
中宗 13(1518)年 9 月 17 日(甲寅)	白丁	慶尚道白丁金山は捕盗官を殺害した。その罪は死刑にあたると述べた。	第 15 輯、481 頁
中宗 14(1519)年 12 月 10 日(庚午)	白丁	臺諫全員は前事(趙光祖・朴英)について王に報告した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 15 輯、595 頁
中宗 15(1520)年 4 月 16 日(癸酉)	丁白	李信は、金湜が亡命した事情について話した。金湜は「丁白を各村で三百余り集めることができるので軍事を作りやすい」と述べた。	第 15 輯、646 頁
中宗 15(1520)年 4 月 29 日(丙戌)	白丁	金湜と関係のある呉希顔について調べた。この調べによって、金湜は、白丁たちに「自分の命令に従うこと」を要求したということが分かった。	第 15 輯、656 頁
中宗 15(1520)年 4 月 30 日(丁亥)	白丁	王は、思政殿に出て、呉希顔・李中らを鞫問した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 15 輯、657 頁
中宗 15(1520)年 6 月 6 日(壬戌)	白丁	委官らは賓廳(領議政・左議政・右議政が集まって執務した場所)で尋問した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 15 輯、664 頁
中宗 16(1521)年 3 月 5 日(丁巳)	才白丁	戸曹は、天使を接待するときに必要な毛皮を「狩りに出て、準備する必要がある」と、王に報告した。王は「兵曹は才白丁を徴集しようとするが、才白丁も農夫であるため、狩りに出るとは許さない」と述べた。	第 16 輯、20 頁
中宗 17(1522)年 10 月 19 日(辛卯)	才白丁	京中に住んでいる下番軍士・自隸・羅將・諸色匠人・各品判人・農作の時期を逸しない下番軍士・才白丁を全部調べ、召集令を出した。	第 16 輯、170 頁
中宗 18(1523)年閏 4 月 6 日(丙午)	白丁女	鏡城白丁金哲孫が白丁の娘を殺害した事件を王に報告した。	第 16 輯、211 頁
中宗 18(1523)年 8 月 17 日(甲寅)	白丁	王に「白丁金義孫と田石山らは、明火賊なので斬不待時にあたる」と報告した。	第 16 輯、256 頁
中宗 19(1524)年 7 月 14 日(丁丑)	才人 白丁	臺諫は王に「全羅左道水使柳塘は順天の才人・白丁 200 余りを勝手に使っていたので退職を要請する」と意見を述べた。	第 16 輯、321 頁
中宗 19(1524)年 12 月 8 日(戊戌)	才人 白丁	全羅左道水使柳塘は、順天の才人・白丁 200 人とその辺の 4~5 里に住んでいる民を勝手に働かせたので、「皆逃げてしまった」と臺諫は王に報告した。	第 16 輯、360 頁
中宗 19(1524)年 12 月 18 日(戊申)	才人 白丁	三公は、「帰化した者の居住地や婚姻等は才人・白丁の例に従うように」と命令した。	第 16 輯、363 頁
中宗 20(1525)年 4 月 22 日(辛亥)	白丁	草溪金壽長が白丁文同を殺害した。	第 16 輯、411 頁
中宗 20(1525)年 9 月 13 日(己巳)	白丁	王に報告した。延安白丁らの約五十人は、党をつくって、人々を殺害し、盗みをはたらいた。この人らを死刑するが、梟首して懲戒するようにと意見を述べた。	第 16 輯、452 頁
中宗 21(1526)年 5 月 5 日(丁亥)	才人 白丁	漢城府・刑曹・捕盜將らは政府に次のように報告した。「圓学寺の墓地に難人たちが住んでいる。また東大門のなかの二つの橋の間、大路の南の方と開川の北にある家の過半数は才人と白丁である」と述べた。	第 16 輯、509 頁
中宗 21(1526)年 7 月 26 日(丁未)	白丁	延安白丁趙振孫は、同僚の李成と自分の父(孝同)を殺害した。	第 16 輯、522 頁
中宗 21(1526)年 8 月 7 日(戊午)	白丁	黄海道觀察使金謹思は、王に白川に住んでいる白丁趙根孫が父を殺害したことを報告した。	第 16 輯、523 頁
中宗 22(1527)年 2 月 7 日(甲寅)	才白丁	臺諫は、王に申し出た。「春と夏狩りに行くことは当然のことだが、近来は悪天候と凶作の結果、民衆の生活は次第に難しくなっているため、農	第 16 輯、549 頁

		作の時期である春には軍民と才白丁を狩りに動員することを避けましょう」と述べた。王は、狩りに出ることを中止すると言った。	
中宗 23(1528)年 4月 16日(丁巳)	才白丁	巡辺(邊)使許碶の上疏。節度使は、武術が優れている者と勇気があってよく歩ける者を官軍・羅将・才白丁・公私賤のなかから選ぶと述べた。	第 16 輯、654 頁
中宗 24(1529)年 7月 8日(辛丑)	白丁	領議政鄭光弼・左議政沈貞・右議政李荇らは、王に報告した。「黄海道の盗賊は、白丁出身である」と述べた。	第 17 輯、138 頁
中宗 28(1533)年 4月 2日(甲戌)	才人 白丁	諫院は司憲府に報告をした。「前蔚山郡守黄汝獻は、郷人及び才人と白丁を連れて、隠れて使役をさせた」という。	第 17 輯、406 頁
中宗 28(1533)年 7月 14日(乙卯)	去骨匠	政府は、現在屠畜が盛行していることについて議論した。屠畜が盛行していて、牛一匹の値段は、麻布でいうと 80~90 匹に及ぶ。成宗朝に去骨匠が増えて、皆の家を辺境の地に移住させたが、今もこのようなことを厳しく禁止しなければならない。	第 17 輯、446 頁
中宗 28(1533)年 10月 7日(丙子)	才人 白丁	王は政院に命令した。「三年間悪獣を追い出すことができなかったので、二十日後、京畿下番軍士(兵士)を除いて京中の下番軍士及び才人と白丁を動員して代表を任命する」と。	第 17 輯、474 頁
中宗 31(1536)年 1月 9日(乙丑)①	才人 白丁	王は政院に命令した。二十日後、青溪山の狩りをしに行くために兵士を募集することになった。王は兵曹が京畿の下番兵士、才人、白丁、京中の下番兵士を募集するように命令をした。	第 17 輯、630 頁
中宗 31(1536)年 1月 9日(乙丑)②	才人 白丁	兵曹は王に狩りに行く日を延期するようにと申し出た。そのときは才人と白丁を狩りに動員することを決めた。	第 17 輯、630 頁
中宗 31(1536)年 6月 21日(甲辰)	才白丁	王は三公と兵曹を呼んで彼らに命令をした。「講武の時兵士は京畿・黄海道以外の道で徴発し、才人と白丁は京畿で徴発するように」と。	第 17 輯、666 頁
中宗 31(1536)年 7月 18日(辛未)	才白丁	領議政金謹思等は王に申し出た。三日間続けて講武すると兵士は疲れてしまい、農業はもちろん本来職に従事することができない。また徴兵の数は三万を超えているので、才人と白丁以外にも雑類(譯官、医員などの雑職に従事する人)も多いから二つに分けて従事させるべきだと。	第 17 輯、672 頁
中宗 31(1536)年 9月 10日(壬戌)	才白丁	王は、三道に蟲災と風水災があったので、民衆たちの生活が厳しい状況である。だから、才白丁を徴兵することを禁じると、王は命じた。	第 17 輯、681 頁
中宗 31(1536)年 12月 5日(丙戌)	才白丁	金謹思らは「京畿の才白丁・京中の下番兵士らが狩猟する時には、各官に分担して決める」と王に報告した。	第 18 輯、3 頁
中宗 32(1537)年 7月 7日(甲申)	白丁	憲府は次のように王に申し出た。「奉嗣宗は、申瀚が光州牧使だった時、光州に住んでいた白丁叱於里らの四人を奴婢にしようとした。嗣宗は申瀚の親戚であり、申瀚は叱於里とともに嘘の立案賤籍(奴婢や賤民の名前を登録した帳)を作った。申瀚は死亡したので、罰することはできないが、親戚である嗣宗にその罪に対して罰を与えるように」と王に訴えた。	第 18 輯、90 頁
中宗 36(1541)年 5月 14日(己亥)	才人 白丁	王は賑恤節目(9 項目)を政院に命令した。そのなかに「才人、白丁」の記載がある。	第 18 輯、465 頁
明宗 6(1551)年 6月 28日(乙酉)	才白丁	憲府は両宗の禁断事目について修正することを頼んだ。そのなかに「才白丁」の記載がある。	第 20 輯、29 頁
明宗 16(1561)年 10月 14日(庚午)	才人	懺禮(中国の勅使に対するもてなしや王の御幸)の時、参加させる才人男女を調べた。	第 20 輯、605 頁
明宗 20(1565)年 5月 20日(乙卯)	白丁	京畿監司の啓本。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 21 輯、18 頁
宣祖 26(1593)年 11月 5日(乙卯)	白丁	巳時(午前 9 時から 11 時)王は便殿(王が普段生活している宮殿)で大臣らに自分の意見を話さないと言った。王は「功は高いが賞が少なかったり、貰えなか	第 22 輯、119 頁

		ったりした人はいるのか」と問うた。朴晋は、蔚山白丁張五石と私奴婢金善進たちが力戦した功を持っている人であると言った。王はその人々には官職を与えるべきだと言った。	
宣祖 27(1594)年 5月 8日(乙酉)	才人 白丁	軍功廳は王に報告した。「公賤・私賤と才人、白丁、匠人、山尺(狩猟または薬草を採集する人)などの賤類は新しい官職についています。すなわち、張吾ソックのような類です。」と。	第 22 輯、266 第 頁
宣祖 27(1594)年 10月 9日(癸丑)	才人 白丁	政院は昨日の夕方、京畿監司柳根が承政院で「龍仁に住んでいる百姓(民)薛世昌は、白丁と山尺四十余人の人を率いていて、玄夢の指揮に従って、賊を作った者です。また、京中東大門に住んでいる才人金義山は、首魁です。」と、王に報告した。	第 22 輯、365 第 頁
宣祖 34(1601)年 3月 18日(丙辰)	白丁	都體察使李德馨は王に「現在の軍と兵士」について報告した。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 24 輯、218 第 頁
光海即位(1608)年 2月 19日(丙子)	才人 白丁	推鞠廳は王に報告した。鄭龍と下文乙里に圧膝刑(膝の上に重いものを置いて訊問する刑)を行った。そのなかに「白丁」の記載がある。	第 31 輯、269 第 頁
光海 11(1619)年 9月 19日(戊戌)	才人 白丁	備辺司は王に辺境の警備の件で意見を述べた。正軍以外に軍功の雑職、書吏、僧徒、郷吏、官属皂隸、羅將、漕軍、水軍、驛卒、山尺、才人、白丁、諸色匠人、公私賤、各項保率のような類(群れ)は、普段兵士として調査して徴発することができるので、辺境の警備に行かせるべきだと申し出た。	第 33 輯、267 第 頁
光海 12(1620)年 6月 29日(乙亥)	白丁	新闕營建都監は、王に報告した。諸道の監司に「全国の白丁に一人当たり三匹を納め合わせて10月の内に上送させる」べきだと申し出た。	第 33 輯、329 第 頁
景宗 2(1722)年 3月 27日(壬子)	屠市	武術が優れている人をたとえて「屠市」と語った。	第 41 輯、201 第 頁
景宗 3年(1723)年 3月 13日(壬辰)	屠市	汚く、醜いことをたとえて「屠市の間の悪少年」と語った。	第 41 輯、284 第 頁
英祖 15(1739)年 2月 22日(己亥)	庖丁	右議政宋寅明は王に申し出た。仕事が順調であることをたとえて「庖丁が牛をさばくように」と語った。	第 42 輯、618 第 頁
英祖 23(1747)年 4月 5日(甲子)	宰人	王は、禮曹判書と參判金尙魯に命令した。祭享(祭司)は、犠牲が大事であるので、祀官は宰人を連れて鑿刀で犠牲を割り、祝史は各盤に命令をして毛血を取ることを今回の大享から禮文によって行いなさいと命じた。	第 43 輯、245 第 頁
純祖 9(1809)年 6月 5日(甲午)	白丁	王は朴孝成の報告書のみて、開城府にく石を投げた事件」について大臣に質問した。その事件について、金思穆は王に次のように答えた。「私はよくわかりませんが、閭巷の間に、いわゆる白丁と言われている者がおり、とても賤者です。なので常人と同様な行動はできませんが、今日聞くと、該府に住んでいる白丁が婚娶するときに冠服を着て日傘を使用したので邑の人々は騒ぎを起し、冠服を貸した人には乱打をしました。そして冠服を着た白丁の家を壊し、本府に白丁が冠服を着た罪を厳しく罰しないという理由で起こった人々が数十人集まって石を投げました」と答えた。	第 47 輯、631 第 頁
純祖 9(1809)年 6月 11日(庚子)	屠漢	開城留守韓致應は、最近起きた乱について申し出た。その人々は屠漢である。	第 47 輯、632 第 頁
憲宗 6(2842)年 6月 5日(壬午)	屠	【屠畜禁止法】 領議政趙寅永は、王に申し出た。個人的に屠畜することを禁じる法を作ることを頼んだ。そのなかに「屠」の記載がある。	第 48 輯、490 第 頁

年代	呼称	内容	出典
高宗 2(1865)年 10月 4日(乙未)	屠漢	議政府は王に報告した。京畿監司兪致善の報告によると、高陽屠漢である李石東は、楊州居朴甲京を殺害し、牛を盗み、屠畜をおこなったという。そのなかには「屠漢」の記載がある。	『高宗純宗実録』上、199頁
高宗 29(1892)年 6月 10日(丙申)	房	王はの手順と関連して、次のように減免した。市民の繇役は2ヶ月に限り、房贖は10ヶ月に限り特別に減免するように免じた	『高宗純宗実録』中、421頁
高宗 29(1892)年 7月 18日(癸卯)	屠漢	議政府は、税穀の問題について王に申し出た。最近牛の値段が上がり、年貢としてある地域は「年貢として牛を収納する」とある。そのなかには「屠漢」の記載がある。	『高宗純宗実録』中、431頁
高宗 35(1898)年 12月 9日(陽曆)	屠	前参書官安泰遠の民会に関する上疏。最近町の様子について報告した。そのなかには「屠」の記載がある。	『高宗純宗実録』下、77頁

< 参考文献 >

・日本側資料

阿部辰之助「穢族白丁の渡日本と奮穢多の解」『現朝鮮の研究』1922年。

鮎貝房之進「楊水尺(ヤンスチョク)・水尺(スチョク)・禾尺(ファチョク)條」『雑攷』第6集、自費出版、1918年。

『花郎攷・白丁攷・奴婢攷』国書刊行会、1973年。

李覚鐘「朝鮮」『朝鮮』104号、1923年3月21日。

池川英勝「朝鮮衡平運動の展開過程とその歴史的 성격」『アジア差別問題』明石書店、1986年。

井上富貴「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」『現代の差別問題』明石書店、1985年。

今西龍「朝鮮白丁考」『芸文』第9巻第4号、京都、1918年。

今村鞆「朝鮮の特殊部落」『朝鮮風俗集』斯道館、1914年。

石渡延男監訳・三橋広夫共訳『入門韓国の歴史【新装版】—国定韓国中学校歴史教科書』明石書店、2001年。

李学鍾「朝鮮の特集部落」『朝鮮』朝鮮総督府 104号 1923年12月。

岩崎継生「朝鮮の白丁階級—特殊部落の一形態」『朝鮮』211号、1932年12月。

上杉聡、寺木伸明、中尾健次『部落史を読みなおす—部落の起源と中世被差別民の系譜』解放出版社、1992年。

大阪人権歴史資料館編『衡平社と水平社—朝鮮と日本の反差別運動』大阪人権歴史館 1993年6月。

沖浦和光・寺木伸明・友永健三編者『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004年。

尾崎行也「研究ノート白丁について」『水と村の歴史—信州農村開発史研究所紀要』第4号、1987年。

金石二三雄「白丁」『朝鮮』朝鮮総督府、1931年。

金徳珍著者・藤井正昭訳者『年表で見る韓国の歴史』明石書店、2005年、308頁。

金静美「近世朝鮮の社会階級」『新東亜』4巻10号、1934年10月、5巻1号1935年1月、5巻4号1935年4月、5巻7号1935年7月。

「朝鮮の被差別部落民『白丁』—日本帝下における生活と解放運動」『喊声』第5号1983年8月15日。

金仲燮『衡平運動—朝鮮の被差別民・白丁その歴史とたたかい』部落解放・人権研究所2003年。

金永大「(特別報告)『白丁』と衡平運動」『部落解放研究』64号、部落解放研究所、1988年10月。

『朝鮮の被差別民衆』部落解放研究所、1988年。

小林茂編者『人権のあゆみ』山川出版社、1984年。

辛基秀「韓国の『白丁』差別とその克服の歴史」『部落解放』解放出版社、276号、1988年4月。

「『白丁』差別と部落差別—南大阪教育振興財団の訪韓研修」『部落解放』406号、解放出版社 1996年6月。

高橋亭「朝鮮の白丁」『日本社会学院年報』第6巻、第1, 2, 3合冊、1978年。

寺木伸明『近世部落の成立と展開』解放出版社、1986年。

『近世身分と被差別民の諸相 <部落史の見直し>の途上から』 解放出版社、2000年、53頁。

『部落の歴史 前近代』解放出版社、2002年。

善生永助「特殊部落と土幕部落」『朝鮮』209号、1932年10月。

浜中昇「高麗末期・朝鮮初期の才人・禾尺」『紀要』第4号抜刷、東京大学文学部朝鮮文化研究室、1997年3月。

特殊部落『朝鮮の聚落』(中・朝鮮総督府調査資料第39輯)1933年。

福島繁次郎「唐初貢挙制度に於ける学生・白丁考」滋賀大学学芸学部研究論集 1 滋賀大学

学芸学部、1952年3月。

部落解放研究所「朝鮮の被差別民衆『白丁』と衡平運動」『部落解放研究』65、部落解放研究所、1988年12月。

峰岸賢太郎『近世身分論』校倉書房、1989年。

梁永厚「近世朝鮮の『白丁』と『奴婢』－『経国大典』を基に」沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、2004年。

喜田貞吉「朝鮮の白丁と我が傀儡子」『史林』史学研究会、3巻3号、1918年7月。

波田野節子「洪命憲の東京留学時代」『新潟大学言語文化研究』第6号、2000年。

「洪命憲が東京で通った二つの学校」科研報告論文集『朝鮮近代文学者と日本』2002年。

「獄中の豪傑たち——洪命憲と李光洙が東京で共有した世界——」『大谷森繁古稀記念朝鮮文学叢』白帝社、2002年。

『林巨正』の「不連続性」と「未完成」について『朝鮮学報』195輯、朝鮮学会、2005年4月、89～141頁。

「<林巨正>執筆第二期に見られる“ゆれ”について『朝鮮学報』第199・200輯、2007年7月。

安宇植「日本における被差別民衆史ノート」『差別とたたかう文化』13、明治図書、1984年8月。

李正守「16世紀黃海道의米穀生産과 商品流通:임각정의 난과 관련하여」(16世紀黃海道の米穀生産と商品流通:林巨正の乱と関連して)『釜山史学』第19輯、釜山大学歴史会学、1995年。

「16세기 도적의 발생과 그 경제적 의미」(「16世紀の盜賊の発生とその經濟的な意味」)『韓国史研究』92、1996年。

李俊九「조선시대 白丁의 前身 楊水尺、才人·禾尺、달단 : 그 내력과 삶의 모습을 중심으로」(「朝鮮時代 白丁の前身楊水尺、才人·禾尺、韃靼:その由来と人生の姿を中心に」)『朝鮮史研究』9号、朝鮮史研究会、2000年10月。

「朝鮮後期白丁의 存在様相:大丘府西上面路下里白丁部落을 중심으로」(「朝鮮後期白丁存在様相:大丘府上面路下里白丁部落中心」)大丘史学会、『大丘史学』53、1997年6月。

「朝鮮前期白丁의 犯罪相과 齋民化施策」(「朝鮮前期白丁犯罪相齋民化施策」)『大丘史学』6、大丘史学会、1998年12月。

李道男「조선시대 양주지방사 연구」(「朝鮮時代楊州地方史研究」)建国大学大学院博士論文、2004年2月。

李佑成「閑人白丁の新解」『歴史学報』19号、1962年。

李圭泰「白丁」『開化百景』2卷、新太湯社、1971年。

李命吉「身分制解体と衡平運動」(1-3)『晉州商議』(晉州商工会議所)19号、1984年4月、20号、1986年7月、21号、1986年10月。

林淳萬「基督教伝播が白丁共同体に及ぼした影響」衡平運動70年周記念事業会(編纂)『衡平運動の再認識』ソル出版社、1993年。

林熒澤・姜玲珠編『碧初洪命憲『林巨正』의 재조명』(『碧初洪命憲『林巨正』の再認識』)

四季出版社、1988年。

呉煥一「韓末白丁における収奪と白丁層の動向」『史学研究』54号、1997年12月。

姜萬吉「朝鮮白丁考」『史学研究』18号、1964年9月。

姜玲珠『벽초 홍명희와 『임꺽정』의 연구자료』(『碧初洪命憲の『林巨正』研究資料』)
四季出版社、1999年。

「実録を踏まえた最初の歴史小説〈林巨正〉」『文学思想』第35巻、第11号通巻409号、2006年11月。

「〈林巨正〉の創作過程と『朝鮮王朝実録』」『韓国現代文学研究』第20輯、2006年12月。

金仲燮『衡平運動』民營社、1994年。

金台俊「『白丁』의 史的考察」批判社『批判』4、3、1936年4月(「『白丁』の史的考察」
『批判』4、3、批判社、1936年4月)。

高淑和「日帝下衡平社研究」梨花女子大学校大学院史学科、博士学位論文、1995年10月。

衡平社総本部「朝鮮衡平運動の梗概」『朝鮮及朝鮮民族』1輯、朝鮮思想通信社、1927年。

崔永鍾「朝鮮初期畜産に関する研究」『仁川教育大学論文集』6集、1971年。

崔洛弼「高麗時代において社会的身分制と白丁の地位について」『論文集』17、1987年2月。

鄭爽鉉『朝鮮後期社会變動研究』一潮閣、1983年。

文喆永「高麗末・朝鮮初白丁の身分と差役」『ソウル言葉研究』26、ソウル大学校、1991年12月。

平木実「朝鮮後期奴婢制研究」知識産業社、1982年。

崔ユング「『林巨正』の義賊モチーフ」国民大学校大学院国語国文学科、2007年。

全炯澤「賤人」『韓国史』25 国史編纂委員会、1994年。

韓嬉淑「朝鮮太宗・世宗代白丁の生活状と強盜活動」『韓国史学報』第6号、1999年3月。

「林巨正が乱を起こしたわけは」『明日を開く歴史』第5号、2001年5月。

「洪命憲の『林巨正』のなかで受け入れている歴史事実の検討」『地域学論集』4、
淑明女子大学校韓国学研究所 2004年、238～239頁。

趙美恩「朝鮮衡平社 經濟活動 研究」『誠信史学』殉国先烈貴族会、12・13号、1995年12月。

洪命憲 『林巨正』（四季）2003年、全10冊（1鳳丹編、2皮匠編、3兩班編、4義兄弟編①、5義兄弟編②、6義兄弟編③、7火賊編①、8火賊編②、9火賊編③、10火賊編④）。

朴鍾晟 『백정과기생 - 조선천민사의두얼굴 -』 서울대학교출판부 2003年（『白丁と妓生 - 朝鮮賤民史の二つの顔 -』ソウル大学校出版部、2003年）。

車賤者「白丁社会의 暗울한生活狀을 擧論하여 衡平戰線의 統一을 促함」『開壁』卷5、7号、1924年7月。（「白丁社会の暗鬱な生活狀況に擧論し衡平戰線の統一を促す」『開壁』卷5、7号、1924年7月。）

波田野節子「동경 유학 시절의 홍명희」『충북작가』2003年秋号。（「洪命憲の東京留学時代」『忠北作家』2003年秋号。）

『韓國民族文化大百科事典』第9卷、韓國精神文化研究院（編）1993年。

『朝鮮王朝法典集』景仁文化社、1972年、10月、476頁。

< 参考史料 >

- 『朝鮮王朝実録』第1輯～第48輯、国史編纂委員会、探求堂、1982年。
- 『高宗純宗実録』上、国史編纂委員会、探求堂、1982年。
- 『高宗純宗実録』中、国史編纂委員会、探求堂、1982年。
- 『高宗純宗実録』下、国史編纂委員会、探求堂、1982年。
- 『高麗史節要』亜細亜文化社、1973年。
- 『譯註高麗史第二（世家二）』東亜大学校古典研究室、1971年。
- 『譯註高麗史第四（世家四）』東亜大学校古典研究室、1971年。
- 『譯註高麗史第七（志三）』東亜大学校古典研究室、1971年。
- 『譯註高麗史第十（列傳三）』東亜大学校古典研究室、1971年。
- 『高麗史 上』延世大学校東方学研究所纂、景仁文化社、1961年。
- 『高麗史 中』延世大学校東方学研究所纂、景仁文化社、1961年。
- 『高麗史 下』延世大学校東方学研究所纂、景仁文化社、1961年。
- 『五洲衍文長箋散稿』經史篇、民族文化推進会、1989年。
- 『海東野言』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『大東野乘』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『東史綱目』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『寄齋雜記』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『東野彙輯』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『列朝通紀』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『燃藜室記述』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『青莊館全書』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『南判尹遺事』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『與猶堂全書』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)
- 『泛虛亭集』韓国古典総合DB参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcd/mainIndexIframe.jsp)

『國朝寶鑑』 韓国古典総合 DB 参照。(http://db.itkc.or.kr/itkcdb/mainIndexIframe.jsp)

『星湖僊說』(『五洲衍文長箋散稿』經史篇、民族文化推進会、1989年。)

『影印標點 韓國文集叢刊 281 與猶堂全書』民族文化推進会、2002年、531頁。

李肯翊編『國譯 燃藜室記述 X』民族文化推進会、1977年。

『東亞日報』1924年7月18日付。